

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
300406004	30年4月6日	30年4月24日	30年6月15日	社会保険労務士の事務代理の範囲拡大による事業者の利便性の向上について	社会保険労務士が健康保険法、雇用保険法、労働基準法、労働者派遣法等に基づき書類作成、提出代行等を行ったあと、行政機関が交付する認定通知書等の受領について、社会保険労務士が受領できる場合と受領できない場合があります。社会保険労務士の業務範囲は社会保険労務士法第2条で定められており、上記の認定通知書等の受領は含まれておりませんが、社会保険労務士が受領することを禁止しているわけではありません。 認定通知書等を行政機関から事業主へ直接交付すると、事業主が紛失等をし、社会保険労務士が行政機関に確認するなど、かえって手間がかかります。 社会保険労務士法または関連通知等で「認定通知書等の受領は社会保険労務士の業務範囲である」と定めることにより、事業主の負担は軽減でき、スムーズな行政手続が実現でき、行政機関のコスト削減になることが期待できます。	個人	厚生労働省	社会保険労務士法第2条	対応不可	行政機関等が行う申請等に係る許可、決定等の処分については、原則、申請等を行った本人に対して行われるものです。 このため、当該申請等に係る決定通知書等についても、本人に対して通知されるものであり、社会保険労務士法においても通知書等の受領については社会保険労務士の業務として規定していません。 申請等に係る各制度の運用上、社会保険労務士を使者として扱い、社会保険労務士による通知書等の受領を認めている場合もありますが、あくまで、各制度ごとの趣旨、性格等による取扱いであり、通知書等の受領を社会保険労務士の業務として一律に認めることは困難です。		
300410001	30年4月10日	30年7月9日	30年8月24日	雇用保険手続における地方ルールについて	雇用保険手続(雇用保険の事業所としての新規加入手続)については、雇用保険業務取扱要領にもとづき定められています。 事業所の所在地が登記された本店と同一である場合は、添付資料は登記簿謄本だけでよいですが、ハローワーク大阪西では、一律に公共料金請求書・領収書、賃貸借契約書等、様々な書類の提出を求めています。 これは、要領違反の運用という行政機関として信用を失墜させる行為であり、かつ、事業者、事務担当者等に必要のない負担をかけることとなります。 また私が平成26年～27年にかけて、総務省行政相談業務室に相談し、改善指導する趣旨の回答を得ているにもかかわらず、今回、上記のような取り扱いが未だに行われていることは理解に苦しみます。 上記のハローワーク大阪西の取扱を即時、是正させ、かつ、全国職業安定部長会議等にも再度、説明・指示・周知徹底させ、行政コストの削減を図るべきです。	個人	厚生労働省	雇用保険法第7条、雇用保険法施行規則第141条	対応	ご指摘の内容は、平成26年～27年に今回とは別の労働局管内のハローワークでの扱いについて同様の指摘があり、全国一律の扱いとすべく全国職業安定部長会議等でも指示した事項です。御指摘のハローワーク大阪西において当時の指示と異なる扱いをしていることが確認できました。 今般、ハローワーク大阪西に対しては大阪労働局を通じて是正指示を行い、さらに全国の労働局に対しても再度周知いたしました。		
300416007	30年4月16日	30年5月24日	30年7月23日	【要望内容】 解雇紛争において解雇が無効であった場合の、金銭の支払いによる労働契約終了となる仕組みの創設 【厚生労働省】 【理由】 人手不足が深刻化するなか、多様な働き方と柔軟な労働移動を可能とするためには、解雇紛争が生じ、解雇が無効であった場合に、労働者が職場復帰を希望しない場合に、金銭の支払いによって労働契約が終了となる仕組みを創設することが必要である。 なお、解決金額については、これまでのあっせん等において合意した金額のデータを収集・公表するべきであり、企業横断的に一律の水準を設定することは望ましくない。	労働契約法第16条に基づき、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合、権利を濫用したものとして無効となります。現状、解雇無効時に労働者が職場復帰を希望しない場合に、金銭を支払うことによって労働契約を終了させる制度はありません。	日本商工会議所	厚生労働省	労働契約法第16条	検討し着手	解雇無効時の金銭救済制度については、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」報告書(2017年5月)において、制度の在り方や必要性について示されましたが、法技術的な論点に関する専門的な検討を更に行うべきとの意見が付けられました。 また昨年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」においても、「労働政策審議会において法技術的な論点についての専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所定の制度的措置を講ずるとされたところです。 現在、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」において、検討を行っているところです。	△	
300416020	30年4月16日	30年5月24日	30年11月27日	【要望内容】 ア、省庁横断・ワンストップで電子申請が可能となるシステム環境の構築 イ、電子申請におけるできるだけ簡易な本人確認方法の検討 【理由】 行政手続を行うシステムは、国税は「e-Tax」、地方税は「eLTAx」、社会保険等は「e-gov」、登記は「登記・供託オンライン申請システム」と林立しており、それぞれに対応しなければならぬ。このため、省庁横断・ワンストップで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築することが必要である。 また、電子申請するまでの手間や金銭的コストが、導入の障壁となっているため、電子証明書やICカードリーダーゲイタを必要としないできるだけ簡易な本人確認の方法を検討する必要がある。	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)において、国は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。また、官民データ活用に関するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。とされています。	内閣官房 総務省 法務省 財務省 厚生労働省	日本商工会議所	官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)	現行制度下で対応可能	国においては、制度の趣旨を踏まえ、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)を定め、行政サービスの利便性向上を目的に、保有する行政サービスや行政データに関するAPIの整備を推進し、民間サービスも含めた他サービスとの連携を促進することで、行政サービスだけでなく、利用者が日常的に接する民間サービスや地方公共団体のサービスまで含めたワンストップ化(コネクテッド・ワンストップ)を推進することとしています。また、電子的な本人確認等の手段についても、行政手続における本人確認等の手法として広く用いられているマイナンバーカード等を用いた電子署名に加え、情報システムの取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案し、電子署名以外の電子認証等の適切な技術選択を行うことが重要であるとしています。具体的な取組としては、介護、死亡・相続、引越等ワンストップ化の先行分野として取り組み、得られたノウハウや成果を他の分野に展開していくとともに、手続の取り扱う情報や行政サービスの性質等を勘案した上で、個々の手続きの本人確認方法の見直しができるよう、推進して参ります。		△

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要		
300420001	30年4月20日	30年6月12日	30年7月23日	処方箋の電子発行	花粉症などの重症ではなく、薬だけもらいたい場合でも医者に見てもらってから処方箋をもらわないと薬はもらえません。冬などは風邪の人で混雑していて1時間近く待たされるなど待ち時間が無駄です。逆に薬だけもらいたい人がいっぱいいるので医者に見てもらいたいの診察が遅れたりすることもあるかと思えます。今後高齢化し、慢性病で医者に通う人が増えたり、高齢化で医者の数が減ったりということが考えられるかと思えます。そこで、一度医者の診察を受けることを条件に、以降同じ病状に対して薬をもらいたい場合は、ネットで医師に継続して薬をもらいたいとの連絡をする。医師が認めた場合、電子的に処方箋を発行することができるように、その処方箋で薬が買えるようになる社会になるかと思えます。高齢者や公共交通の発達していない地域では通販で薬が受け取れる仕組みなどもあわせて検討できるかと思えます。もちろん、対象となるのは慢性病や軽い病気の場合ですべての病気が対象とはならないかと思えますが、そのあたりは医者の判断ということにできればよいかと思えます。いろいろ課題はあるかと思えますが、society 5.0で目指す電子化で便利になる社会のテーマや、マイナンバーを使った医療の推進などのテーマに沿った課題であるかと思われず。	個人	厚生労働省	(1)オンライン診療による処方については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月)」に示されているとおり、医師の判断により実施が可能であるとしていくところですが、また、電子的な処方箋の発行については、平成28年3月に処方箋の電子化を可能とする省令改正を行うとともに、電子処方箋の円滑な運用や地域医療連携の取組を進めることなどを目的として「電子処方せん」の運用ガイドラインを作成しています。 (2)医師が処方した薬を受け取る際には、適正使用のために薬剤師による服薬指導が必要です。現行の制度では、薬剤師が患者の服薬を計測して服薬指導を実施する場合に限る。薬局に出向かずに処方箋を受け取ることができず、情報通信機器等を用いた、薬剤師によるオンラインでの服薬指導については、原則として医薬品医療機器法により禁止されており、国家戦略特区における特例として、薬剤師の訪問が困難な場合に限定して実施できるとされています。	(1)「オンライン診療」の検討に着手(電子処方箋) (2)「検討」に着手	(1)対応 (1)オンライン診療、検討に着手(電子処方箋) (2)検討 (1)対応 (1)オンライン診療による処方については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針(平成30年3月)」に示されているとおり、医師の判断により実施が可能であるとしていくところですが、また、処方箋の電子的な発行については、今後は実証事業を通してよりよい運用方法を検討していく予定です。 (2)オンラインによる服薬指導については、厚生労働省では、今後、国家戦略特区での実証等を踏まえ、検討を行う予定です。	◎				
300506001	30年5月6日	30年6月12日	30年7月23日	ソフトクリーム等の移動販売について	第59回規制改革会議におきまして、具体的な事例でも取り上げているソフトクリーム等の移動販売の営業許可が得られる場合と得られない場合とがあり、都道府県、自治体で異なるとの指摘があるとの事でした。回答を伺いました所、規制改革推進室より地方自治体に任せるとのことで、私が居ります実態でも許可を得る事が出来ませんでした。食品衛生の条例が施行されましたが、昭和22年、営業設置の基準に基づく食品衛生法、これが昭和28年です。平成15年に一部改訂はしておりますが、この条例では現在のニーズには満たれていないのではないか?昨今の移動販売車には、運送店舗と同様の設備が備わっております。衛生面でも既存の店舗と同様に注意しております。条例の改定をするならば、かなりの時間がかかると伺いました。でしたら、新しくソフトクリーム等の移動販売でのガイドラインの制定、地方自治体へのマニュアルを作成していただいで、少しでも条例と自治体が歩み寄れるように働きかけてもらえないでしょうか?都道府県、地方自治体で許可を得られるのならば、特産品の宣伝にもなることと信じております。移動販売による働き方改革にもなりますし、雇用対策にも繋がっているのではないのでしょうか?	個人	厚生労働省	食品衛生法第51条及び食品衛生法施行令第35条に規定する公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする者は、食品衛生法第32条第1項及び食品衛生法施行規則第7条第1項の規定により、営業所所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、保健所設置市市長又は特別区長)の許可を受けなければならないこととされています。この許可の基準(施設基準)は、食品衛生法第51条の規定に基づき、都道府県、中核市、指定都市が条例で定めることとされています。	食品衛生法第51条、第52条第1項、食品衛生法施行令第35条、食品衛生法施行規則第67条第1項	検討を予定	公衆衛生に与える影響が著しい営業の許可の要件については、食品衛生法で、都道府県等が地方自治法上の自治事務として条例で定めることとされており、営業施設等に関する基準の緩和については、都道府県の判断に委ねられているため、現行法では、国が対応を行うことは困難です。ただし、複数の地域にまたがって移動販売を行う場合の営業許可手続については、関係都道府県等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の産物規制、行政処分等の取扱い等について調整がなされている場合は、営業所所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行う取扱いとするよう、事業者の負担軽減等を図る観点から、都道府県等に申し、通知による技術的助言を行ってまいす(「自動車による食品の移動販売」に関する取扱いについて、平成29年11月6日付け厚生労働省第1106第2号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)。また、平成30年6月13日に公布された「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)」において、営業許可のための施設基準について、都道府県等が条例で定めるときは、厚生労働省令で定める基準を参照することとしていることから、結果として、全国的な標準化の推進が可能となると考えています。今後は、本改正法の施行(公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)と併せて措置する予定です。	△			
300517001	30年5月17日	30年6月12日	30年7月23日	労働者派遣法第35条の4第1項の政令で定める業務に「看護業務」を加え看護師の短期派遣を可能とすること	我が国には現在約200万人の看護師がいますが、そのうちの約70万人は看護業務に携わっており、その大半が結婚して家庭に入った看護師です。その雇職中の看護師からは以下の様な希望が数多くあります。1.出産・育児が一段落したら再度看護現場に復帰したい、については今のうちから週1日でも看護に携わってスキルを落とさないようにしたい。2.将来の復帰は今のところ考えていないが看護師の資格を持っているので、月に数日だけでも看護師として働き社会の役に立ちたい。3.家事に差し障りない範囲で、週に1〜2日程度は看護業務に従事し副収入を得たい。看護師については、既に医療関係を除いて一般派遣が認められていますが、2012年に改正された労働者派遣法第35条の4で、施行令で定める業務を除いては短期派遣(日雇い派遣)が改めて禁止され、看護業務も禁止の対象となりました。しかし、労働者派遣法第35条の4第1項における「専門知識を要する業務で当該労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼす恐れのない業務」としては短期派遣を認められており、実務資格である看護師の業務がこれに該当しないと考えられる正当な理由はありません。現在、国は積極的に在宅医療ならびに介護を推進していますが、在宅医療は急性期医療とは異なり日常の疾病管理に主眼が置かれ、その担い手の主力は看護師であり、今後ますますその需要が増大する事、また、建前として介護は非傷病者に対するものですが、実態は殆どの対象者が疾病を患っていることから、これも看護師が重要な役割を担わざるを得ません。なお、その訪問看護や介護を請け負う事業者がどれも小規模であり、看護師の突然の欠勤や急な看護・介護ニーズの増大に全く対応しきれない実態があります。一方、短時間で看護業務に携わりたいという看護師の要望があり、他方で短時間でも看護師を必要とする状況があるにもかかわらず、それを労働者派遣法が阻んでいるのは如何にも不合理です。労働者派遣法が労働者の保護にあることは法の第1条に明記されており、短期派遣の派遣禁止もその趣旨に沿ったものですが、看護業務に関しては絶対的に人材の供給が不足しており、短期派遣によって看護師が不利益を被る懸念は全く有り得ません。以上により、労働者派遣法施行令第4条を改正して「看護」を日雇派遣禁止の例外業務に追加し、看護師の短期派遣を可能とするよう要望いたします。	民間団体	厚生労働省	看護師の業務である「療養上の世話又は診療の補助」のうち、病院等(障害者支援施設等)の中に設置された診療所を除く。)、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は居宅において行われるもの(訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護)以外のものを除く。については、労働者派遣法、介護予防法、介護予防法施行令、労働者派遣法第35条の4の規定により、日雇労働者(日々又は30日以内の期間を定めて雇う労働者である労働者をいう。以下同じ。)について労働者派遣を行うことは、「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務」として政令で定める業務(以下「例外業務」という。))について労働者派遣をする場合、又は「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合」を除き、原則として禁止されています。したがって、看護師の業務について労働者派遣事業を行うことができる場合がありますが、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務(以下「例外業務」という。))について労働者派遣をする場合、又は「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合」でない限り、労働者派遣を行うことができません。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第4条第1項3号、第35条の4第1項	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条、第4条	保健師助産師看護師法第5条	対応不可	日雇労働者について労働者派遣を行うこと(以下「日雇派遣」という。)は、原則として禁止されていますが、対象となる業務が「迅速かつ的確に」遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務であることのみが、「労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務」である場合には、個別に政令で指定した上で、例外的に日雇派遣を行うことが認められています。看護師の業務については、現在、労働者派遣事業が認められている特別養護老人ホーム等において行われるものであっても、点滴、インスリン注射、服薬管理等の医療行為が発生しうることや、生命身体保護に関わるものであるため、夜間における就業が定期的な定められる場合や緊急の業務が発生する場合があることと安全衛生上の問題が発生しないよう留意する必要がある業務であり、適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないとは認められません。したがって、看護師の業務について日雇派遣を行うことができるようにすることは困難です。	◎	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300525001	30年5月25日	30年6月12日	30年7月23日	医療機関薬剤師の外部委託	医療機関、とくに病院における薬剤師は、なぜ外部に委託できないのか?北欧などでも、保険薬局が病院の薬剤師業務を外部委託して実施されている。 医療機関は、人件費を削減できることと費用を抑制することが可能であることから医療費コストの面からもメリットが大きい。しかし、日本では敷地の保険薬局まで認められているのに、なぜ病院における薬剤師は、なぜ外部に委託が認められないのか?	民間団体	厚生労働省	医療法第15条の2において、病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産所の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはほよ婦の入院若しくは入院に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならないとされています。 医療法施行令第4条の7においては、上記の医師若しくは歯科医師の診療等に著しい影響を与える業務のうち委託可能な業務を規定し、医療法施行規則第9条の8～15においては、当該業務を適正におこなう能力のある者の基準を規定しています。	医療法第15条の2 医療法施行令第4条の7 医療法施行規則第9条の8～15	対応不可	医療法第15条の2の規定は、医療の提供そのものの業務について外部委託を認める趣旨の規定ではなく、薬剤師が行う業務のうち医療の提供そのものに該当するものについては外部に委託することは認められません。	△	
300619001	30年6月19日	30年7月9日	30年8月24日	水質汚濁防止法の特定施設の届け出について	旅館業をする場合、施設の図面などを添付して保健所で許可を受けるが、旅館施設の内、(1)厨房施設、(2)洗濯施設、(3)入浴施設の3種類については、水質汚濁防止法に規定する「特定施設」にあたるため、届け出が義務付けられている。この手続きについては、同じ保健所で受け付けている都道府県もあれば、環境局で受け付けているなど、都道府県によって窓口は様々となっている。当然、都道府県としては、旅館業許可を出す段階で、同時に水質汚濁防止法の届け出も求めなくてはならないが、縦割り行政のために、まったく横の連携がなされておらず、同法の届け出がないままに放置されるケースも多数みられる。事業者としても、旅館の図面を改めて提出しなければならないと、二度手間となっている。そこで、旅館業の許可を出した場合は、その申請図面を水質汚濁防止法の手続きとしても、行政内部で横の連携をして、同図面を提出したものと看做して取り扱うべきである。このように、わずかではあるが、縦割り行政の弊害を取り除くことができれば、届け出忘れの防止を図りつつ、事業者の申請負担を減らすことが可能になるものと考えられる。	個人	厚生労働省 環境省	水質汚濁防止法 旅館業法	現行制度下で対応可能	水質汚濁防止法の届出と旅館業の許可申請については、施設の図面の一部など、部分的に同様の書類を用いることはあると考えられるものの、それぞれの法律の趣旨の違い等により、必要とされる情報や審査に必要となる書類は異なっています。そのため、書類の一部を流用することが可能な場合がありますが、原則としては、それぞれの法に基づき、それぞれ必要な書類を提出するものと考えます。 また、ご指摘の通り、都道府県等の組織体制により窓口等の状況は様々でありますことから、行政内部の連携方法についても都道府県等ごとに異なることとなりますが、都道府県等の行政内部における横の連携は現行制度でも可能であり、都道府県等が必要に応じて他部署と連携をさせていただくことは運用で対応可能であると考えます。	◎		
300720001	30年7月20日	30年9月14日	30年10月30日	行政手続きの親会社による代理について	100%子会社の従業員の社会保険手続きについて、親会社が代理出来れば、グループ会社間の人事異動なども含めて、一括して親会社で管理できるため、事務の効率化を図ることが出来る。ところが、社会保険労務士法による規制があるため、親会社が子会社の代理をすることが出来ないとの解釈がなされるおそれがあり、グループ会社間の人事異動などについては、それぞれの子会社の担当者が処理せざるを得ない状況となっている。しかしながら、法務省からの内閣府に対する回答によれば、法律事務の内、事件性のないものについては、親会社が100%子会社の法務を取り扱っても、弁護士法には抵触しないとしている。そこで、社会保険手続きについても、事件性が無い範囲については、利益相反や弁護士法違反の問題も生じ得ないので、100%親会社の総務担当者や、子会社の社会保険手続きを扱う場合は、代理できることを行政解釈として明確にするべきである。	個人	厚生労働省	社会保険労務士法第27条 社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる業務を業として行うことはできないこととされています。	社会保険労務士法第27条 社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号	対応不可	労働社会保険関係法令は、労働者を直接雇用する企業ごとに適用されるものであり、当該関係法令に基づく各種届出等の事務については、同一資本の企業グループ内であっても、企業ごとに行う必要があります。 社会保険労務士法第27条の趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するために、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に精通した資格者のみにその業務を行わせる必要があることから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる業務を業として行うことを禁止しているものであるため、親会社であっても、子会社の従業員の労働社会保険手続きを行うことはできません。 なお、グループ企業の親会社は、子会社の従業員の労働社会保険手続きについて、その書類の作成に先だって行われる、給与に関する情報の給与計算システムへの入力等の作業、社会保険関係窓口等への書類の提出といった使者としての行為などの支援業務を行うことは可能です。		
300724001	30年7月24日	30年9月14日	31年2月28日	雇用契約書作成業務の社会保険労務士への開放	雇用契約書は、社会保険労務士法に定める官公署への提出書類ではなく、雇用契約に関する権利義務の発生に関する書類であることから、労働社会保険諸法に定める標準書類にもあたるものはない。そうすると、弁護士法及び行政書士法との関係において、社会保険労務士には抵触しないこととなる。しかしながら、社会保険労務士は労働関係法規の専門であり、労働事件においては弁護士の後で補助をしているものも少なくない。そのような観点からすれば、社会保険労務士に雇用契約書の作成を認めても支障は生じないと考えられる。社会的な要請としても、顧問契約をしている社会保険労務士に委託をした方が円滑であり、弁護士や行政書士に委託するよりも余計な費用や説明の時間を省くことができる。よって、社会保険労務士にも、雇用契約書の作成業務を認めるべきである。特に、行政書士法は刑罰規定により独占業務を定めているにも関わらず、所管する業務等は厚労省などと協議して業務範囲の明確化を努力をしていないので、資格者を含めて、市民はこれによって差支えを蒙ることを得ない状況にある。厚労省と総務省は、相互に協議をして、行政書士法の独占業務に抵触する範囲かどうかを明確にする努力をするべきである。	個人	総務省 厚生労働省	【総務省】 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができる(行政書士法第1条の2)、行政書士でない者は、当該業務を行うことはできません(同法第19条第1項)。ただし、これらの書類作成業務が他の法律において制限されているものについては、行政書士は当該業務を行うことはできないこととなります(法第1条の2第2項)。 【厚生労働省】 社会保険労務士法第2条第1項第1号において労働社会保険諸法令に基づいて申請書等を作成すること、第2号において労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成すること、第3号において事業における労働管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること等が社会保険労務士の業務とされています。	【総務省】 行政書士法第1条の2、第19条、社会保険労務士法第2条第1項 【厚生労働省】 社会保険労務士法第2条第1項第1号及び2号に基づく社会保険労務士の書類等の作成の事務に、雇用契約書の作成は含まれておりませんが、事業主等が雇用契約書等を作成するに当たって、社会保険労務士として、労働基準法や労働契約法に係る知見を活用して、事業主等に対して相談に応じ指導をすることを通じ、適正な雇用契約書がどのようなものであるかについて示すなどすることは、社会保険労務士法第2条第1項第3号業務に該当するため、社会保険労務士が行うことができます。	対応不可			

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300816001	30年8月16日	30年9月14日	30年10月30日	要指導・第1類医薬品「陳列設備」非設置許容について	薬局・店舗販売業店舗にて、要指導・第1類医薬品現品を、陳列せずに鍵をかけた設備等に保管する遺品(薬局等構造設備規則第1条第1項第10号ロ但書及び第11号ロ但書、同規則第2条第9号ロ但書(参照)をとる場合に、同規則第1条第1項第10号イ及び第11号イ、第2条第9号イ及び第10号イの規定があることを理由に、別途現品を陳列する設備を設置する要請が東京都内一部・千葉県内一部保健所にてございます。当社の多くの店舗では、陳列棚には空箱を陳列し、現品をロールインボックスに鍵をかけて保管する運用をとっております。神奈川県他多くの地域の保健所(東京都内一部・千葉県内一部)でも、(1)空箱陳列棚を「陳列設備」ととらえる、(2)保管設備を「陳列設備」ととらえる、(3)同規則に「陳列しない場合」の規定があり、法が「陳列設備」を設置しない場合を許容している以上、「陳列設備」を要求しない等、実情に沿った理由付けをして、別途現品を陳列する設備の設置を要請してはおりません。しかし、東京都内一部・千葉県内一部保健所は、実情不要であることを認めながらも、規則に規定されていることのみを理由に、別途現品を陳列する設備の設置を求めています。この要請を受け、当社は、当該管轄地域店舗では、「陳列設備」設置条件を形式的に満たすため、陳列棚最上段にアクリルボックス等を設置しており、コスト増となっております。この度、法が要指導・第1類医薬品「陳列設備」を設置しない場合も許容している旨を統一見解としていただき、実情にそぐわない形式的法適用運用の廃止、また、保健所見解の地域差解消のご検討をお願い申し上げます。	株式会社クリエイトエス・ディー	厚生労働省	薬局等構造設備規則	要指導医薬品又は第1類医薬品を販売等する薬局、店舗販売業については、要指導医薬品又は第1類医薬品を陳列するために必要な陳列設備が必要です。	現行制度下で対応可能	「陳列設備」の取扱いについては、各自自治体での運用を踏まえた上で、柔軟に対応できるよう周知していきたいと考えています。		
300831001	30年8月31日	30年9月14日	30年10月30日	登録販売者の実務経験の緩和	管理者になる為には二年間かつ月80時間の実務経験が現在必要とされています。つまり80時間かける24カ月でトータル1920時間の経験が必要とされていますが、正社員など月160時間の販売業務にたずさわる者は12カ月で経験とみなすように緩和をしていただきたく考えます。時間経過ではなくある一定の期間内に920時間の事務経験があれば管理者としてみなす仕組みにかえていただきたい。パートタイムで勤務するものやダブルワークなどで働く人々が柔軟に勤務することが可能になり、よりいい制度になるのではないのでしょうか。	個人	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	登録販売者が店舗販売業又は配置販売業の管理者になろうとする場合、過去5年間のうち、薬局、店舗販売業、配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務に従事した期間が通算して2年以上必要です。この期間は、月単位で1か月に80時間以上実務又は業務に従事した月で計算する必要があります。	対応不可	店舗販売業又は配置販売業の管理者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定により、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、従業者の監督や医薬品その他物品の管理等の業務を行わなければならない。こうした業務を果たすとともに、購入者等に対して適切な相談・情報提供を行えるよう、管理者となる登録販売者には、薬剤師等の指導の下での継続した経験が必要であり、同法施行規則において、過去5年間のうち、2年以上の実務・業務経験を求めています。なお、月80時間以上の基準は、この2年以上の経験について、期間を計算する際の方法として通知により示したものにすぎないので、管理者となる登録販売者には、現行のとおり2年以上の経験が必要だと考えています。		
300903002	30年9月3日	30年10月11日	30年12月18日	学童に対する助成を塾と一様にして欲しい	学童の月謝・主婦の働く機会・指導員の給与水準、の3つが三線み状態で、難しい課題かと思われます。学童の助成は、就業証明を条件としてパウチャーパーの形で利用者側に発行し、例えば、月に40時間以上の利用があった場合に利用できる、といった形にしてはいかがでしょうか？現状では学童は、英会話など指導を行うことで差別化し、高価格化するという工夫ができていない状況にあります。ですが、子育てに縛られる主婦、主夫の方々を働く場に戻り出す効果は、指導があるうがなかなか関係なく、預ける時間の多いか少ないかに影響されます。子供にとって充実した時間を過ごすに代わって、親のみならず社会の期待するところであるにも関わらず、学童に塾行為を禁止するかのような制度になっているのは、矛盾を感じるところで。価格は、民間側で自由に設定し、助成額以上のサービスに対しては家庭で負担することは、納得感があります。学童指導員の質と給与を向上し、子供の学力をも向上することを願っております。	個人	厚生労働省	児童福祉法第34条の8	放課後児童クラブは、小学校に就学している、共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後等に、適切な遊びの場や生活の場を与えて、その健全な育成を図るためのものです。その活動内容については、特に限定されていません。	事実確認	放課後児童クラブの活動内容や利用料は、市町村等に委ねられているため、御提案の「英会話など指導を行うことで差別化し、高価格化するという工夫」は、スポーツクラブや塾など公益性に欠けるものに至らなければ、現在でも可能です。		
300912010	30年9月12日	30年10月11日	30年12月18日	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	個人型確定拠出年金について、加入者が希望する場合は加入者資格喪失年齢を65歳まで引き上げることが可能とする。 <b>【提案理由】</b> ○確定拠出年金法第62条第3項第2号において、個人型確定拠出年金の加入者は60歳未満の者と定められている。 ○現在、多数の企業が勤務延長制度や再雇用制度を導入する中(注)、60歳以降も掛け金を拠出したというニーズが高まっており、年齢引上げは老後の資産形成に資する。 (注)2017年の60～64歳の就業率は、66.2%(男性79.1%、女性53.6%)。出所:総務省統計局「平成29年労働力調査年報」。 ○なお、企業型確定拠出年金は、規約に定めることで65歳まで引上げが可能である。 ○「規制改革実施計画」(2018年6月15日)において、「65歳に引き上げることについて検討し、2022年を目途とした見直しまでに結論を得る」旨が盛り込まれており、早期の実現に向けて検討していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省	確定拠出年金法第62条第3項第2号	確定拠出年金法において、個人型確定拠出年金については、60歳未満の者が加入できると規定されています。したがって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。	検討を予定	個人型確定拠出年金における加入者資格喪失年齢の65歳への引上げについては、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、今年度検討準備を開始、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)の施行後5年(平成34年1月)を目途とした見直しまでに結論を得ることとされており、当該計画に沿った対応を進めています。	◎	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○: 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎: 各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○: 所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △: 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300912024	30年9月12日	30年10月11日	30年12月18日	報告・届出の廃止・簡素化 ⑥確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の(a)役員兼職状況、(b)主要株主の商号・住所・持株割合、(c)役員住所の届出を廃止する。 【提案理由】 ○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があるが、この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 ○次の項目については、以下の理由から記載を不要としても問題ないとする。 (a) 役員兼職状況 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該銀行の役員兼職状況、確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。 (b) 主要株主の商号・住所・持株割合 銀行法上、銀行の議決権を5%超保有する株主は内閣総理大臣への届出が必要であり、それを確認すれば足りる。 (c) 役員住所 確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員氏名のみ(「役員住所」は不要)の届出で問題ない。 ○昨年度の要望に対し、厚生労働省より「申請書の記載事項は、確定拠出年金運営管理機関の監督上確認が必要である事項である」との回答があったが、上記(a)(b)については確定拠出年金法を同省と共管する金融庁と情報を共有することで十分監督上の確認が可能である。 ○届出を直ちに廃止することが困難な場合は、「変更の都度、2週間以内の届出」から「年1回の定期報告(変更がない場合は不要)」に変更していただきたい。	一般社団法人全国地方銀行協会	厚生労働省	確定拠出年金法第89条第1項、第92条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条	検討を予定 対応不可	各届出事項の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討します。また、変更があった都度の届出を定期報告へ変更することについては、確定拠出年金運営管理機関の登録事項は、監督上速やかに確認すべき事項であり、対応することは困難です。		△	
300914005	30年9月14日	30年10月11日	30年12月18日	社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化	(1) 要望の具体的内容 社会福祉法人の利便性向上のため、当該法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化していただきたい。 (2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 社会福祉法人の財産を銀行単独で担保設定する場合、当該法人の申し出であっても、所轄庁の事前の承認が必要である一方、国が出資している独立行政法人福祉医療機構が関与する場合は、不要であるといった優遇措置が存在していること等から、銀行資金調達が敬遠されるケースが見受けられる。社会福祉法人はその公共性が高いことから、一定の所轄庁の関与は必要であると思われるが、高齢化の進展を踏まえ社会福祉事業への十分な資金供給の必要性は高まっている。担保提供の妥当性及び必要性等については、社会福祉法人の理事要件(親族等の特殊関係者の制限)等により、相応に考慮されて決定されている。よって、本件については、所轄庁への届出等で済むよう手続きを簡素化していただきたい。 (3) 制度の現状 社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を定めた、継続的に経営していくことが求められる。このため、特に財政面において、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉法第96条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこととしている。このため法人存立の基礎となる基本財産を処分し、又は担保に供する場合には、理事総数の3分の2以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることを必要としている。一方、①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合、②独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合については、下記のとおり、社会福祉施設の維持・存続という目的に即して融資が行われることが明らかであり、また同機構において、所轄庁と同等の審査が行われること等から、所轄庁の承認を不要としている。	一般社団法人第二地方銀行協会	厚生労働省	社会福祉法人の認可 12年12月1日附第890号、社授第2618号、老発第794号、児発第908号)	検討に着手	ご提案については、規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)において、「社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保提供者となる際の所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得るとされています(実施時期:平成29年度検討開始、平成30年度結論・指前)。 現在、民間金融機関が単独で担保提供者となる場合の所轄庁の関与のあり方について、自治体、関係団体等からヒアリングを実施し、課題を把握するとともに対応方針を検討中です。検討結果を踏まえ年度内に結論を得る予定です。		◎	
300914016	30年9月14日	30年10月11日	30年12月18日	福祉に関する事務所の所員の定数の条例化規制を廃し、社会福祉主事等の非常勤等活用によるサービス向上	社会福祉主事を含む福祉に関する事務所の所員の定数は条例で定めることとされており、旧厚生省通知により、同条例は地方自治法に規定する職員定数条例の中で定めることとしており、そのため、地方自治法第172条第3項ただし書きの規定から、社会福祉主事は、臨時又は非常勤の職が認められていません。 そのため、第一号法定受託事務である生活保護法の実施にあたっては、非常勤職のケースワーカーが被保護世帯等の訪問調査を行って、国が定める処理基準に因った訪問調査としてのカウントに制限がかかっています。 現状、福祉に関する事務所では、社会福祉主事のほか、様々な非常勤の専門職が配置され、被保護世帯の援護を行っています。 そこで、臨時又は非常勤の職での社会福祉主事の設置を認めることで福祉に関する事務所のマンパワーの充実を図り、サービスの向上を図るようしていただきたい。その際、現業を行う所員の数は、常勤換算方式に改めたうえで、標準数から法定数に変更することと被保護世帯等の訪問調査を行って、国が定める処理基準に因った訪問調査としてのカウントに制限がかかっています。 このことにより、現状で標準数の社会福祉主事を配置していない福祉に関する事務所数を縮減し、国全体としてのサービスの向上、自立促進の強化が図られ、もって社会障壁の適正化が図られるものと考えます。	個人	厚生労働省	社会福祉法第16条において、福祉に関する事務所の所員の定数は、条例で定めることとされ、現業を行う所員(常勤職員)の数は、各福祉事務所につき、市部は被保護世帯数30世帯に1人、郡部は65世帯に1人を標準数として定めものとされており、なお、社会福祉主事は、福祉事務所の現業を行う所員等として任用される者に必要とされる任用資格です。	社会福祉法第16条	対応不可	生活保護受給者に対して、必要な指導や自立に向けた支援を行うためには、福祉事務所の現業を行う所員を適切に配置することが重要です。生活保護の業務については、保護の決定実施や指導指示など公権力の行使をともなうものです。非常勤職員は、地方公務員法上、臨時的・補助的業務な業務等に任期を限って任用し、任期に定めのない常勤職員とは業務内容や業務に伴う責任は異なる設定とされるべきとされているため、公権力の行使や秘密情報に深く関わるような業務を担当させることは望ましくないと考えております。そのため、社会福祉法第16条の現業を行う所員について臨時・非常勤の者を認めることについては、困難であると考えております。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300919001	30年9月19日	30年10月11日	30年12月18日	厚生年金保険養育特別期間標準報酬月額特例申出の添付書類の件	日本年金機構では、厚生年金保険養育特別期間標準報酬月額特例申出の添付書類として、(1)申出者と子が同居していることを確認する資料として、親子が記載されている住民票の提出を求めており、(2)申出者と子の身分関係、子の生年月日を証明できるものとして親子が記載されている戸籍簿・抄本の提出を求めている。 しかし、親子が記載されている住民票で、本籍地記載のものであれば、(1)・(2)の要件は満たす。 申出者、事務担当者、雇用企業の負担を軽減するためにも、戸籍簿・抄本の提出を廃止すべきである。	個人	厚生労働省	申請にあたり、申出者と子との身分関係及びこの生年月日を明らかにする証明書類(戸籍)が必要です。また、同居していることを確認するため住民票の写しが必要です。	厚生年金保険法第26条、厚生年金保険法施行規則第10条の2の2	検討に着手	ご提案の内容につきまして、申出者が世帯主であり、申出者と子の身分関係を住民票で確認できる場合は、住民票のみの提出でよく、戸籍簿本・戸籍抄本の提出は求めない取扱としております。 よって、戸籍簿本・戸籍抄本は、住民票で申出者と申出者の子の身分関係がでない場合に限り、戸籍簿本・戸籍抄本をご提出いただくこととなります。 なお、事業主様の負担軽減を目的とした戸籍簿本・抄本の添付省略については、現在検討中でございます。		
300925005	30年9月25日	30年11月1日	30年12月18日	高校生就職活動に係る「一人一社制」の撤廃	「一人一社制」とは、企業が自社への応募に際して単願を求め、学校側も応募の推薦を制限し、「応募解禁日」の9月5日から一定時期の間(都道府県による)まで、一人の生徒が応募できる企業を一社とする慣行で、下記を目的として運用されています。 1. 企業理解・職業理解が乏しい高校生に対し、進路指導教諭が主導して斡旋を行い、就職内定率を高めること。 2. 学業に支障をきたさないスケジュールで、企業と学校・ハローワークが連携をとり、就職バランスも考慮しつつ、平等な就職機会を創出すること。 平成14年度より、今の形に定着し、都道府県高等学校就職問題検討会議が毎年申合せしています。しかし、すでに15年同じ議論がなされており、現在に即した見直しが必要と考えています。 <現在の課題> 現行の限られた期間と慣行で、高卒者が職業選択の自由を担保し、十分な情報を得て企業選択ができたかとは良い難い。結果、就職して3年以内の高卒者の離職率は40%と、30%前後で推移する大卒を上回り、入社後の早期離職(ミスマッチ)が多い。さらに高卒の入社1年後離職率は18%前後で推移しており、実数として毎年30,000人を超える18・19歳が新社会人から離脱しているが、現状、この層へのサポートは皆無に近いと言わざるを得ない。また現行の慣行では、進路指導教員と長年雇用を続ける企業の関係性により斡旋の可能性が高まるため、新たに採用活動を始める企業や中小企業の参入障壁となっている。 <改善案> 画一的な「一人一社制」のルールを撤廃をする。 (1)自主的な企業選択を望む生徒には、自由に伊願応募が可能な「一般受験」を認可する。望む形での就職活動のサポートを実現するため。 (2)有料職業紹介業免許取得の民間企業による職業斡旋の実現 (3)通信制高校における規制緩和 通信制高校の生徒はスクーリングの機会が限られているため、進路指導教員からのサポートが受ける機会が全日制と比べ少なく、「一人一社制」のメリットが乏しい。 <得られる効果> 納得した就職活動の実現により、早期離職の軽減 卒業後の進路未決定者を軽減する 高卒採用を新たに始める企業に対するの選考機会の創出	株式会社 ジンジブ	文部科学省 厚生労働省	高校生の就職慣行(いわゆる1人1社制)は、生徒が企業への応募に際し学校からの推薦を受ける際には9月16日からの選考開始後一定期間応募できる企業を1人1社までとするなどの就職活動上の慣行であり、都道府県ごとに、自治体、経済団体、学校、労働局等の関係者による都道府県高等学校就職問題検討会議による申し合わせを踏まえて決定されている。その運用状況については、秋田県、沖縄県では、当初より複数社の応募を認めるなど、その実態は地域ごとに異なっており、1人1社制の複数応募解禁時期についても、地域ごとに異なっている。 現行の新規高等学校卒業業者の就職に係る推薦・選考スケジュールは下記のとおりとなっている。 6月1日 ハローワークによる求人申込書の受付開始 7月1日 企業による学校への求人申込み及び学校訪問開始 9月5日 学校から企業への生徒の応募書類提出開始(沖縄県については、8月30日) 9月16日 企業による選考開始及び内定開始(秋田県、沖縄県では当初より複数応募可) 10月1日、10月15日、10月16日、11月1日 県によって異なるものの複数応募解禁	検討を予定	当該慣行は、都道府県ごとの相違が大きく、国が一律に取扱いを定めているわけではないが、文部科学省と厚生労働省が連携の上、まずは、新規高卒者の就職活動の実態や課題の把握・分析に努めるとともに、関係者等と必要な議論を行っていく予定		△	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
300925006	30年 9月25日	30年 11月1日	30年 12月18日	高校生就職活動に係る就職スケジュールの見直し	<p>高校生の就職活動のスケジュールは、全国高等学校長協会、主要経済団体(一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)、文部科学省及び厚生労働省において検討会議を開催し決定しています。</p> <p>&lt;現行の推薦及び選考開始期日 ※平成31年3月卒の場合&gt;                      6月1日 ハローワークによる求人申込書の受付開始                      7月1日 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始                      9月5日 学校から企業への生徒の応募書類提出開始(沖縄県は8月30日)                      9月16日 企業による選考開始及び採用内定開始                      (※厚生労働省発表 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193580.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000193580.html</a>)                      (※経産省 <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11601000-Shokugyoyanteikyoku-Soumuka/0000194022.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11601000-Shokugyoyanteikyoku-Soumuka/0000194022.pdf</a>)</p> <p>7月1日の求人情報の解禁日程に関しては、学校現場での進路指導の実態と間に大きな乖離が生じている。工業高校では高校2年生から1学年上向けの求人票を参考に、希望業界・職種の研究を行っており、普通科高校においても遅くとも3年生の1学期には昨年度の求人票を参考に、ある程度希望する企業を決めている生徒が多い。</p> <p>実際にスケジュールに沿って、7月に求人票情報が解禁されてから2ヶ月の間に企業研究と、職場見学、応募企業の選定や選考準備を行うには、卒業後の人生を決める就職活動としてはあまりに短く、企業の比較や進路選択を実質的に困難にし、高校現場レベルで本来の公正な就職活動が行われていないケースも見られると考える。</p> <p>結果として高校卒業後の3年離職率40.9%の1因につながっていると推察する。</p> <p>&lt;改善案&gt;                      就職情報の開示は、情報化社会の時代に即して時期を早期化、3年次4月には求人情報開示を行う。                      2月 ハローワークによる求人申込書の受付開始                      4月 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始                      9月5日 学校から企業への生徒の応募書類提出開始(沖縄県は8月30日)                      9月16日 企業による選考開始及び採用内定開始</p> <p>&lt;得られる効果&gt;                      十分な企業理解と企業検討の期間と職場見学の機会を増やすこと、自ら選択することで、就職活動に納得感を持たせ、就職後の早期離職の軽減を見込む。</p>	株式会社 ジンジブ	文部科学省 厚生労働省	<p>現行の新規高等学校卒業者の就職に係る推薦・選考スケジュールは下記の通りとなっている。</p> <p>6月1日 ハローワークによる求人申込書の受付開始                      7月1日 企業による学校への求人申込み及び学校訪問開始                      9月5日 学校から企業への生徒の応募書類提出開始(沖縄県については、8月30日)                      9月16日 企業による選考開始及び内定開始(秋田県、沖縄県では当初より複数応募可)                      10月1日、10月15日、10月16日、11月1日 県によって異なるものの複数応募解禁</p>	検討を予定	当該スケジュールは、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から定められているものであるが、文部科学省と厚生労働省が連携の上、まずは、新規高卒者の就職活動の実態や課題の把握・分析に努めるとともに、関係者等と必要な議論を行っていく予定	△	
300925007	30年 9月25日	30年 11月1日	30年 12月18日	高校生就職活動に係る文書募集の規制の撤廃	<p>高校生の就職活動では、無秩序な求人活動と適正な職業選択の阻害を防ぐため、都道府県高等学校就職問題検討会議により申し合わせを行い、求人活動のルールに規制と禁止事項を設定している。現行の「一人一社制」と就職活動スケジュールの規制緩和を提案したが、一方で規制緩和を行うことで更なるハローワークと学校での業務の圧迫も懸念される。</p> <p>&lt;現在の内容(文書募集の規制)&gt;                      新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、卒業年の前年の7月2日(※)から、なお、7月2日以降、次の条件をすべて満たす場合には、文書募集を行うことができます。                      1.ハローワークの確認を受けた求人であって、当該求人票記載内容と異なるものでないこと。                      2. 広告等掲載にあたっては、ハローワーク名及び求人番号を掲載すること。                      3. 応募者の受付は、学校またはハローワークを通じて行うこと。                      【文書募集】・新聞や雑誌、その他の刊行物に広告等を掲載したり、頒布することによって労働者を募集すること。(インターネットを利用した募集も含む。)                      ※平成30年7月1日が日曜日のため、7月2日以降となります。                      ※「19新卒者募集のために(東京労働局発行)JP2から引用</p> <p>&lt;改善案&gt;                      18歳成人の施行に伴い、規制ではなく、生徒自身が幅広い情報収集が行えるサポートが必要。「管轄のハローワーク名と求人番号を記載する」規制ルールは、インターネットやSNSの発達など、伝達手段が増える現代において不可能に近い。またハローワークの求人票受理・確認(精査)・発行における体制やシステム面も前近代的で、着しくスピードも遅く、本来の目的である「高校生の公正な職業選択の機会」の機能をなしておらず、撤廃・変更するべきである。                      ハローワークの業務状況により求人票の受付早期化が困難な場合、求人票開示前から就職活動のスタートを可能にするため、下記の通り改善する。</p> <p>(1) 広告等掲載にあたっては、ハローワーク名と求人番号は不要とする。                      (2) 応募者の受付は、学校またはハローワークまたは民間の有料所業紹介業者を通じて行う。</p> <p>&lt;得られる効果&gt;                      高校生は昨年の求人票をあたにした企業研究をすることなく、企業情報収集が可能となる。                      民間有料職業紹介業者への委託や、生徒が相談先を自由選択することで、学校の進路指導教員やハローワークの業務を軽減する。</p>	株式会社 ジンジブ	文部科学省 厚生労働省	<p>新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体(一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)、文部科学省及び厚生労働省において、全国高等学校就職問題検討会議での申し合わせにより決定されている。</p> <p>新規高等学校卒業者の文書募集については、同申し合わせを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととされている。                      ○新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は、7月1日以降とすること。                      ○文書募集を行う場合は次の条件によること。                      (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。                      (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。                      (3) 応募の受け付けは学校又は安定所を通じて行うこと。                      また、求人者が文書募集による応募を受け付けた場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、それぞれ9月5日(沖縄県は8月30日)以降、9月16日以降とすること。</p>	検討を予定	当該文書募集の取扱いは、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から定められているものであるが、文部科学省と厚生労働省が連携の上、まずは、新規高卒者の就職活動の実態や課題の把握・分析に努めるとともに、関係者等と必要な議論を行っていく予定	△	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300927007	30年9月27日	30年11月1日	31年2月28日	中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について	<p>【具体的内容】 医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。</p> <p>【提案理由】 ・ファイナンス・リース取引は、ユーザー(使用者)とサプライヤーとの間で導入する設備をユーザーが選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。 ・ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件(医療機器)は、ユーザー(医療機関等)が法令等遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用し、ユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーをもってリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保持するよう保守・点検及び整備を行う。リース物件が毀損したときはユーザーに修復責任があることから、リース期間が終了したリース物件は、ユーザーにより上記状態が担保されている。 ・ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。 ・昨年度の当協会提言に対する関係省庁の回答では、「使用された医療機器を販売、貸与等する際には、これまでの使用実績、製品の状態及び使用環境等を的確に把握し、その品質、有効性及び安全性が確保されているか確認する必要がある。」としているが、当協会の提言は、医療機器の使用者に対し、現状有姿で所有権を移転する場合に限定しているものであり、医療機器等の使用実績等はユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーが把握している。 ・仮に、使用者自らが取得した医療機器(新品)とファイナンス・リースで導入した医療機器(新品)の使用条件等が全く同一であった場合に、リース期間が満了した時点で、医療機器の状態は全く同じであるのにも関わらず、ファイナンス・リースで導入した医療機器を現状有姿で使用者に所有権を移転する場合は、製造販売業者への通知が必要となり、その指示が「オーバーホール」あるいは「使用禁止」とされることがあるため、極めて不合理な規制となっている。</p>	公益社団法人リース事業協会	厚生労働省	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。)第170条においては、高度管理医療機器等の販売業者等が使用された医療機器を他に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、あらかじめ当該医療機器の製造販売業者に通知をしなければならないこととなっています。また、施行規則第178条第2項及び第3項においても、特定管理医療機器、特定管理医療機器以外の管理医療機器又は一般医療機器の販売業者等についても施行規則第170条の規定を準用しています。</p>	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第170条、第178条第2項、第3項	対応不可	<p>医療機器の貸与業者が、貸与した医療機器を貸与先にそのまま売却・譲渡する行為は、所有権が貸与先に移転することから、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)に規定する販売にあたります。 販売業者等が使用された医療機器を販売、貸与等する際には、製造販売業者が、これまでの使用実績、製品の状態及び使用環境等を的確に把握し、その時点における品質、有効性及び安全性が確保されているか改めて確認することが適当であるため、施行規則第170条第1項に基づき、製造販売業者への事前通知は必要と考えます。</p>		
300928005	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金における支給要件の緩和	<p>&lt;提案の具体的内容&gt; ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること。</p> <p>&lt;提案理由&gt; ・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額(1,5万円以下)である場合および国民年金の保険料免除者であった通算拠出期間が短い(3年以下)または資産額が少額(25万円以下)の場合は、受給可能。 ・確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。</p>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>企業型確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内</p>	確定拠出年金法附則第2条の2第1項、確定拠出年金法施行令第59条第2項	対応不可	<p>確定拠出年金制度は、加入者の高齢期の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、その考え方に基づき、脱退一時金については、従来より、例外的な措置として、年齢等の一定の支給要件が設けられているとともに、手厚い税制優遇措置が講じられているところです。 制度の目的、税制優遇措置が講じられていることを踏まえれば、脱退一時金の支給要件を緩和することは困難です。</p>	◎	
300928006	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の弾力化	<p>&lt;提案の具体的内容&gt; ・65歳超で定年年齢が設定されている場合、65歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の支給開始を可能とすること。</p> <p>&lt;提案理由&gt; ・現在、老齢給付金は、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したときに支給されるものであるとしており、定年年齢が65歳超の場合は在職中に老齢給付金が支給されることとなる。 ・本要望は、上記の後者の要件(50歳以上65歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したとき)は維持しつつ、前者の要件(60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき)について、労使合意を前提として、60歳以上一定の年齢(65歳超の年齢)以下の規約で定める年齢に達したときに支給開始を可能とすることで、高齢者雇用の多様性を踏まえた高齢期の所得確保の選択肢を拡充するものである。</p>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	<p>確定給付企業年金の老齢給付金の支給開始要件は以下のとおりです。 ・60歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達したとき ・50歳以上65歳以下の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったとき</p> <p>なお、支給の繰下げを可能とする旨規約に定めている場合であって、老齢給付金の支給要件を満たす者が支給の繰下げを申し出たときは、65歳以上の規約で定める年齢で老齢給付金の支給を開始することができます。</p>	確定給付企業年金法第36条、第37条	検討を予定	<p>高齢者雇用のあり方や社会情勢の変化等を踏まえ公的年金の制度改革の検討状況等も考慮しつつ、検討します。</p>		



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928007	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	<提案の具体的内容> ・中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった場合に限り、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること。 <提案理由> ・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。 ・企業のライフサイクルが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行うケースも多い。 ・中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、その合併に伴い中小企業者に該当しなくなった場合を除いて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当することができず、退職金の事前積立金のスムーズな引継のニーズに対応できていない。 ・また被共済者にとっては、合併時などの退職時以外に解約手当金として返還されてしまうことになり、退職時所得としての本来の役割を果たせない状況となっている。 ・確定給付企業年金の制度変更時には労使合意を前提とする規制があるため、不当に被共済者の不利益になることは考え難い。 ・なお、合併等における中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用については、平成28年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により可能となるが、本要望は、合併等に限り中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用を求めるものである。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への資産移換については、事業主が中小企業退職金共済法の「中小企業者」の定義に該当しなくなったことに伴い退職金共済契約を解除された場合及び中小企業退職金共済制度を実施している企業と確定給付企業年金等の企業年金を実施している企業が合併等を行った場合に可能である。	中小企業退職金共済法第17条及び第31条の4	検討を予定	中小企業退職金共済制度から確定給付企業年金への資産移換については、平成30年5月1日に施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律による改正により、加入者の老後所得確保のため、合併等が行われた場合に認められるよう措置を講じたところである。 合併等が行われた場合等に限り資産移換を認めることについては、中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とした退職金制度である一方、企業年金制度は、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした年金制度であり、それぞれ異なる制度の趣旨や目的の下で設立され、その制度固有の考え方にに基づき税制上の優遇措置が講じられていることも踏まえ、慎重に検討を進めていく予定である。		
300928008	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	<提案の具体的内容> ・規約の変更等において、届出で足りる(もしくは届出不要の)範囲を拡大する(例えば、支給開始時期の繰下げ規定の導入や企業合併時等における過去勤務期間の遡算規定の導入により加入者の保護の観点から問題がないと考えられる変更等)とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化(例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、定年延長のみ等の給付額が減少しない変更については減額判定を省略、厚生届に提出する申請書類数を一律1セットにする等)を図ること、確定給付企業年金の規約の事業主、従業員の理解を促進するため、規約記載事項の簡素化を図ること。 <提案理由> ・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。 ・厚生年金基金は最多でも1,800基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成30年3月末時点で約13,300件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が選定することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であるとする。 ・これまでも標準的な事務処理の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一般の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 ・なお、平成20年12月には届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られ、平成22年4月には事務連絡「確定給付企業年金」に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成24年1月および平成26年4月の確定給付企業年金法施行規則の改正により届出事項の拡大等が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。 ・確定給付企業年金の規約は、退職金規程等の事業主の規程と比較すると大変複雑であり(規約例では95条)、事業主、従業員の十分な理解が難しい。規約記載事項を給付に関する事項のみとする等、簡素化を図り、事業主、従業員の十分な理解を促進する。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金規約の変更は、確定給付企業年金法において、厚生労働省令で定める軽微な変更を除き、厚生労働大臣の承認を得なければならないと規定されています。このため、厚生労働省令で定める軽微な変更には、厚生労働大臣の承認が必要で、確定給付企業年金規約については、確定給付企業年金法等により、一定の事項の記載を義務付けています。	確定給付企業年金法第4条、第6条、第7条、第16条、第17条、第9条、第10条、第15条、第17条、第18条	検討を予定	確定給付企業年金に関する手続の簡素化については、事務負担を軽減することに加え、加入者の権利保護の観点も踏まえ、引き続き検討します。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928009	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	<p>&lt;提案の具体的内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者(移換加入者)となるべき者が、確定拠出年金への移行に係る同意をした場合においても移換相当額を一時金で受取ることが可能とすること。それにより、移換加入者となるべき者の半数超が確定拠出年金への移行に同意していれば、例えば、移換加入者となるべき者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることが希望しても、確定拠出年金への移行が可能とすること。</li> </ul> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となるべき者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。</li> <li>また、移換加入者となるべき者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができるとされている。これにより、移換加入者となるべき者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることが希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。</li> <li>移換相当額を一時金で受取ることが希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となるべき者の半数以上が確定拠出年金への移行に同意していれば、制度移行を可能とすべきである。</li> <li>本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行により柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。</li> <li>なお、平成29年度分の規制改革ホットラインにおいて、「検討を予定」とされており、早期の実現をお願いしたい。</li> </ul>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の実施事業主等が確定給付企業年金の一部を減額し、企業型確定拠出年金に移行する場合、確定給付企業年金の加入者のうち企業型確定拠出年金に積立金を移換する対象となる者の2分の1以上の同意が必要であり、不同意者について、企業型確定拠出年金に移換する積立金相当の額を一時金として支払うことができます。	確定給付企業年金法第92条の2、確定給付企業年金法施行令第54条の2	検討を予定	企業型確定拠出年金への移換対象者のうち、企業型確定拠出年金へ資産を移換することに同意しなかった者に対して、例外的に、移換する確定給付企業年金の積立金を一時金として支給することを認めているものですが、ご要望のような改正を行うには、支給事由の考え方を整理する必要があることから、十分な検討が必要です。	△	
300928010	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金における運用商品の掛金受入れの一時停止の導入	<p>&lt;提案の具体的内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利率保証のある保険商品等、確定拠出年金における「運用の方法」について、低金利環境の継続等により、運用商品提供会社が個々の運用商品を提供し続けることが困難となった場合に、加入者等の同意によらず、将来に向かって、新たな掛金の受け入れ等を一時的に停止することを可能とすること。</li> </ul> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正確定拠出年金法(平成30年5月施行分)により、事業主等による運用商品の入れ替えについて、商品選択者の一定割合(3分の2)以上の同意があれば除外が可能となるよう要件が緩和されている。</li> <li>一方、運用商品提供会社による加入者等の同意を要さない運用商品の除外については、確定拠出年金法施行規則第20条の2に次のとおり規定されており、運用商品自体が消失するような場合に限られている。</li> <li>(1)投資法人の発行する投資証券等について、当該投資法人が登録の取り消しを受けた場合</li> <li>(2)運用の方法に係る契約の相手方が破産した場合</li> <li>(3)投資信託の受益証券について、投資信託約款に基づく償還が行われた場合</li> <li>しかしながら、運用商品自体が消失しない場合においても、低金利環境の継続等により、運用商品提供会社の健全性維持の観点等から、運用商品の提供を継続することに支障が生じる場合があるため、運用商品の除外までは行わないものの、新たな掛金の受け入れ等を一時的に停止する措置を求めるものである。</li> <li>なお、過去の掛金部分も含めて除外を可能とする場合には、加入者等に対する影響が大きくなり、また、確定拠出年金における長期継続的な資産運用に鑑み、新たな掛金の受け入れ等の一時的な停止に限ることにより、その影響を抑制することが可能となる。</li> <li>本要望は、確定拠出年金制度を安定的に維持・発展させていくために有用と考える。</li> </ul>	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	企業型運用関連運営管理機関等が、提示運用方法から運用の方法を除外する際は、規約に定める手続により、除外しようとする商品の指図を行っている者(所在が明らかでない者を除く。)の3分の2以上の同意を得ることが原則必要となりますが、例外的に以下の場合は当該同意を要しないこととされています。	確定拠出年金法第26条第1項、確定拠出年金法施行規則第20条の2	検討を予定	新たな掛金の受け入れが一時的に停止される場合、加入者は予定していた運用指図を変更しなければならぬこと等から、ご提案については、加入者等に対する運用の方法に係る選択肢の充実の観点及び、加入者等の継続的な商品の購入を可能とせるといった加入者等の利便性の確保の観点等から十分な検討が必要です。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
300928011	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定給付企業年金の非継続基準の財政検証及び掛金拠出の基準の見直し	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金の非継続基準の財政検証において、最低積立基準額の算定に用いる予定利率の変動を抑制するよう、予定利率の設定基準の見直しや労働組合等の同意を前提として弾力的な設定を可能とする措置などを講ずること。 <具体的措置の例示> ・現在は30年国債の応募者利回りの5年平均をもとに予定利率が決定されているが、5年より長い期間(10年など)の平均値とする。 ・労働組合等の同意を得て予定利率に乗じることができる数(0.8〜1.2)の幅を拡大する。 など <提案の理由> ・最低積立基準額の算定に用いる予定利率は30年国債の応募者利回りをもとに定められるが、国債の利回りが低下しているため、今後、非継続基準の財政検証が厳しくなっていくものと予想される。 ・非継続基準に抵触した場合、現行基準では、通常、事後的に掛金を拠出することとなり、金利の低下により最低積立基準額が大きく変動したとき、事業主等は予期せぬ掛金拠出を求められることとなり、確定給付企業年金制度の持続可能性の低下を招くと考える。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金法施行規則第55条、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年厚生労働省告示第99号)	検討を予定	確定給付企業年金の積立基準については、最低積立基準額の算定の基礎となる予定利率の設定基準である30年国債の利率の推移なども考慮しつつ、引き続き検討します。		
300928012	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	企業型確定拠出年金における加入資格の拡大	<提案の具体的内容> ・企業型確定拠出年金における加入資格に関して、規約に定めることで、60歳以上65歳以下で同一規約内の他事業所へ転籍した場合であっても、加入し続けることができるようにすること。 ・上記に加えて、規約に定めることで、65歳超一定年齢(例えば70歳)以下でも、同一規約内の事業所で勤務し続ける場合には、加入し続けることができるようにすること。 <提案の理由> ・現在、企業型確定拠出年金における加入資格喪失年齢は、原則60歳とされており、規約で定めることで、60歳前に勤務している事業所と同一の事業所に継続して雇用される者で60歳前から企業型確定拠出年金の加入者であった者等については、65歳まで引き上げることができることとされている。 ・しかし、定年年齢が65歳超の場合等65歳超まで勤務する可能性もある。 ・この点、規制改革実施計画(「30.6.15閣議決定」)においては、同一の企業グループ内で転籍した加入者については、60歳以降も加入可能とすることについて検討することとされているが、上記要望のような更なる措置を行うことで、掛金の拠出期間が延び、高齢者雇用の多様性を踏まえた高齢期の所得確保の選択肢を拡充するものである。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入資格は、原則として60歳到達時に喪失しますが、企業型年金規約で定めるところにより、60歳到達前から同一事業所において継続して使用されている60歳以上の従業員については、60歳以上65歳以下の一定の年齢まで引き続き加入することが可能です。	検討を予定	企業型確定拠出年金における加入者資格に関しては、60歳以上65歳以下で同一企業グループ内で転籍した場合にも、加入し続けることができるようにすることについて、「規制改革実施計画」(平成30年6月16日閣議決定)において、今年度検討準備を開始、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)の施行後5年(平成34年1月)を目途とした見直しまでに結論を得ることとされており、ご提案の点についても併せて検討します。		◎
300928018	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	労働条件通知書の交付の電子化	【提案の具体的内容】 ・労働条件の電磁的方法による明示(労働条件通知書の電子交付)を可能にしたい。 【提案理由】 ・労働基準法上、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならないこととなっており、その方法は労働基準法施行規則に規定されているが、書面の交付に限定されており電磁的方法による交付が認められていない。 ・そのため、現在は労働条件通知書を作成し交付しているが、例えば、有期雇用者について、契約更新時に労働条件が変更となった場合、労働条件を明示するに際し、社内システムを活用した労働条件通知書の電磁的方法による交付が認められれば、書面発送や保管等の事務コストが軽減し、効率化を図ることに繋がると考えられる。 ・そのため労働者の同意を前提として、労働条件通知書の電子交付を認めていただきたい。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条第3項	対応	労働条件の明示の方法については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働関係省令の整備に関する省令(平成30年厚生労働省令第112号)により、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条を改正しており、引き続き原則は書面の交付としますが、労働者が以下の方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができるようになります(平成31年4月1日施行)。 ①ウェブサイトを利用して送信する方法 ②電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下「電子メール等」という。)の送信の方法(当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)		
300928019	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書の標準的様式の活用促進	【提案の具体的内容】 ・保育の必要性の認定の際に用いる就労証明書について、標準的様式の活用を促進していただきたい。 【提案理由】 ・保育所の入所申込にあたり自治体に提出する就労証明書について、標準的様式が取りまとめられているが、「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関する調査結果等について」(平成30年4月24日付事務連絡)に記載されているとおり、活用状況は半数にも満たず、自治体ごとにはばらつきがある。 ・上記事務連絡において、各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局等にて活用を促しているが、行政手続コスト削減の観点から、引き続き積極的な活用を促してほしい。	一般社団法人生命保険協会	内閣府 厚生労働省	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第2条第2項第2号	対応	「就労証明書の標準的様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関するフォローアップ調査結果等について」(平成30年10月16日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)のとおり、平成30年8月時点で標準的様式を「活用している」(平成30年度又は平成31年度入所分から活用予定)との回答が全市町村の約49%あり、昨年12月に実施した調査の結果では約37%であったことと比べて、一定の進捗が見られました。また、同事務連絡において、「就労証明書の標準的様式の活用に関する留意事項」を示しつつ、標準的様式の積極的な活用を改めて要請しました。 今後、調査結果等を踏まえ、標準的様式の見直しを含む必要な対応を検討するとともに、引き続き、標準的様式の普及を図ってまいります。		◎

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928020	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	厚生年金保険料の還付方法の柔軟化	<p>【提案の具体的内容】                      ・厚生年金保険料の還付方法について、事業主から被保険者本人への連絡が取れない場合には被保険者本人への還付は日本年金機構から直接行うなど、運用を柔軟化していただきたい。                      【提案理由】                      ・厚生年金保険料の還付を受ける場合、納税義務者である事業主に一括して還付され、事業主から被保険者本人に還付を行わなければならないこととなっているが、例えば、20年以上も前の退職者へ厚生年金保険料を返金するよう日本年金機構から通知を受けることもあり、被保険者本人と連絡が取れずには還付が行えない場合がある。                      ・そのため、被保険者本人への確実な還付の実施という観点から、事業主から被保険者本人への連絡が取れない場合には、日本年金機構から直接被保険者本人に還付を行なう等の対応をしていただきたい。                      ・上記が困難な場合は、被保険者本人と連絡が取れない場合の対応方法を明確にしてほしい。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	保険料は被保険者負担分を含め、事業主が納付する義務を負う(被保険者は保険料の負担義務はあるが納付義務がない)ため、過額納付となった厚生年金保険料は、納付した事業主に還付することとなります。 また、事業主に還付された保険料のうち、事業主が被保険者の給与から控除した被保険者負担分については、民法上の返還義務が事業主に生じ、事業主から被保険者に返還されることとなります。 なお、還付通知書の送付及び還付請求書の受理については、その事務を日本年金機構に委託しています。	厚生年金保険法第82条、第100条の4 厚生年金保険法施行規則第93条、第131条	対応不可	過額納付となった厚生年金保険料は納付義務者である事業主に還付するものであり、被保険者負担分を被保険者に直接還付することはできません。 また、実際の事務としても、以下の現状を踏まえると対応が困難であると考えています。 ・現在、保険料債権は事業所毎(約200万事業所)に管理しており、個人単位では管理していません。これを個人単位で管理する場合は、日本年金機構で管理している約3,000万人の第2号被保険者の中から対象者を特定して、過額納付の発生や還付の状況を詳細に管理する必要があります。 ・厚生年金保険料の還付は年間3万件以上発生しており、また、厚生年金保険料と併せて徴収する健康保険料、子ども子育て拠出金も同様に詳細に管理する必要があります。 ・過額納付が発生しても、事業所が既に事業を廃止していたり、被保険者ご本人が死亡されている場合など、直ちに還付できない事案もあります。		
300928021	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	2以上事業所勤務被保険者の報酬決定の早期化	<p>【提案の具体的内容】                      ・2以上事業所勤務被保険者の報酬決定を早期に通知していただきたい。                      【提案理由】                      ・被保険者は、同時に2以上の事業所に使用されるに至つたときは、10日以内に、日本年金機構に届書を提出しなければならないこととなっており、厚生労働大臣は、当該届出があったときは、すみやかに、その旨を関係ある事業主に通知しなければならないこととなっている。                      ・また、厚生労働大臣は、標準報酬の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を当該事業主に通知しなければならないこととなっている。                      ・しかし、当該届書を提出した際、報酬の決定通知が提出日から2ヶ月以上経過した後に届くこともあり、数ヶ月分の保険料額計上を正当に行うことができない場合がある。                      ・そのため、遅くとも提出の1ヶ月後までには通知するよう、決定を早期化してほしい。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	二以上事業所勤務被保険者にかかる事務処理については、それぞれの事業所の報酬月額を合算して標準報酬月額を決定し、決定した標準報酬月額に対してそれぞれ事業所における報酬月額の案分率を乗じることにより保険料額を決定したうえで、それぞれの事業所に対し保険料額の告知を行います。	健康保険法第7条、第161条第4項 健康保険法施行令第47条 健康保険法施行規則第37条 厚生年金保険法第82条第3項 厚生年金保険法施行規則第2条	対応	二以上事業所勤務被保険者にかかる決定通知書の送付について、時間を要している現状をふまえ、現在、事務処理の効率化と迅速化に向けて検討しており、できる限り早期に改善を図ってまいります。		
300928022	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	労働者死傷病報告の略図記入の原則不要化	<p>【提案の具体的内容】                      ・労働者死傷病報告において、略図の記入を原則不要としていただきたい。                      【提案理由】                      ・事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書(労働者死傷病報告)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっている。                      ・様式第23号においては、災害発生時の状況を図示するよう略図を記入する欄が設けられているが、当該略図の記入が、事務手続の電子化や効率化を進めるうえで障害となっている。                      ・そのため、原則として略図の記入を不要とし、文章のみでの災害発生状況の説明が困難なものに限り、略図を記入することとしてほしい。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	事業者は、労働災害等により労働者が死亡又は休業したときは遅滞なく、様式第23号による報告書(労働者死傷病報告)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなります。	労働安全衛生法第100条第1項 労働安全衛生規則第97条	対応不可	労働者死傷病報告は、行政機関が災害発生状況を把握し、同種災害の再発防止対策などに活用するため、災害発生状況の記載を求めています。災害発生状況は、文章で適切に表現することが難しく、文章と略図と併用することで記載しやすく、かつ、分かりやすくなりますので、災害発生状況を示す略図の記載も求めているところです。 このため、略図を原則不要とすることになると、災害発生状況の把握に困難を来すおそれがあります。また、災害発生状況を文章のみで理解できるよう分かりやすく表現することが求められることとなりますが、これによって、かえって事業者の負担となるおそれがあります。また、死傷病報告は、電子システムにより、略図を含めて報告することが可能となっており(デジタルカメラで撮影した写真も可)、事務手続の電子化等を進めるための配慮も行っています。 以上から、略図の記入を不要とすることは困難です。		
300928023	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	労災保険給付関係請求書のダウンロード用(OCR)様式の入力可能なファイル形式での提供	<p>【提案の具体的内容】                      ・労災保険給付関係請求書のダウンロード用(OCR)様式について、PDF形式ではなく、入力可能なエクセルやワード等の形式で提供していただきたい。                      【提案理由】                      ・労災保険給付関係請求書については、厚生労働省のホームページにダウンロード用(OCR)様式が掲載されているが、PDF版しか掲載されていないものもある。                      ・PDF版では、直接入力ができず、手書きするしかないので、例えばエクセル版を提供するなど、入力可能なファイル形式で提供していただきたい。</p>	一般社団法人 生命保険協会	厚生労働省	OCR様式については、記入提出いただいた後、専用の機械で読み取り、処理を行っております。従いまして、編集可能な媒体ではOCR機械で読み取れない恐れもあることから、加工できない媒体にて厚生労働省ホームページにアップロードしております。		検討を予定	平成30年11月より技術的課題の検討を行い、平成30年度末までに提案事項について実施可能な結論を出すことといたします。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928024	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	雇用保険被保険者離職証明書における本人の署名・押印の不要化	<p>【提案の具体的内容】                      ・雇用保険被保険者離職証明書において、被保険者本人の署名・押印を不要としていただきたい。                      【提案理由】                      ・雇用保険法施行規則第7条第1項に規定されている雇用保険被保険者離職証明書(様式第5号)において、被保険者の署名・押印欄が設けられている。これは、賃金額等が正当に記載されているか、また、離職理由につき異議がないかという確認のために設けられているものと考えられるが、賃金額については添付資料により正当性が担保されるため確認不要と思考する。                      ・また、離職理由については、以下の理由から、確認不要と考えられる。                      (1)異議の有無は、事業主が作成する離職票の提出に影響がないこと                      (2)雇用保険被保険者離職証明書の提出段階で確認せずとも、求職の申込み時にハローワークで異議申立てが可能なこと                      (3)在職中に従業員から事業主に対し「異議あり」とは言い出しづらいと思われ、実際に「異議あり」で提出するケースはほぼ皆無なこと                      ・上記の理由から、雇用保険被保険者離職証明書において、被保険者本人の署名・押印を不要としてほしい。</p>	一般社団法人生命保険協会 厚生労働省		雇用保険法施行規則第7条第1項において提出することとされている雇用保険被保険者離職証明書(様式第5号)について、様式中に、離職の日以前の賃金支払状況等の記載内容及び事業主が判断した離職理由に対する異議の有無についての従業員の署名(押印)欄を設けている。	雇用保険法施行規則第7条第1項、様式第5号	対応不可	雇用保険被保険者離職証明書における離職の日以前の賃金支払状況等及び事業主が判断した離職理由に対する異議の有無については、事業主と従業員の利益が相反する可能性があることから、従業員の署名(押印)を省略することは困難です。		
300928026	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	雇用保険の事務統一(ローカルルール廃止)	<p>【提案の具体的内容】                      ・各地方の労働局にて事務取り扱いが統一されていない現状を改め、全国統一の事務対応としていただきたい。                      【提案理由】                      ・地方により手続き方法が異なっていると、事業主における事務の本社集約化・システム化が困難となり、生産性を高めることができない。                      ・例えば、雇用保険法施行規則第14条の3第1項に規定されている「雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書」(様式第10号の2)に関して、一部の労働局では特記事項欄に契約更新予定の有無や産前産後休業日の記載を求められるなど、備考欄等の記載内容にローカルルールが存在している。                      ・また、雇用保険法施行規則第101条の19に規定されている介護休業給付金支給申請書(様式第33号の6)に関して、法令および業務取扱要領の定めがないにもかかわらず、「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の添付が求められる場合がある。                      ・厚生労働省においては、ローカルルールの事務統一に向けてご尽力いただいているところではあるが、上記のとおりまだローカルルールが存在しているため、引き続き統一に向けた取り組みをお願いしたい。</p>	一般社団法人生命保険協会 厚生労働省		雇用保険法施行規則第14条の3第1項に規定されている「雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書」は、育児休業及び介護休業を開始したときは、労働者名簿、賃金台帳その他の当該休業を開始した日及びその日現在の賃金の額並びに雇用期間を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならないと規定しています。	雇用保険法施行規則第14条の3、第101条の13、第101条の19等	検討を予定	記載や添付させることを定めていないものについては、一律には求めることのないよう通知を発送します。	◎	
300928027	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	(厚生年金・健康保険)産前産後休業取得者申出書、育児休業等取得者申出書の外部連携APIによる一括申請	<p>【提案の具体的内容】                      ・産前産後休業取得者申出書および育児休業等取得者申出書について、外部連携APIを利用し一括申請できるようにしていただきたい。                      【提案理由】                      ・産前産後休業および育児休業等取得時、社会保険料の免除を申請するためには、産前産後休業取得者申出書と育児休業等取得者申出書をそれぞれ事業主が提出しなければならないことになっている。                      ・当該手続は、一括申請及び外部連携APIからの電子申請を行うことができず、毎月100名超の産前産後休業取得者申出書および育児休業等取得者申出書を提出する企業にとっては、大きな事務負担がかかっている。                      ・そのため、外部連携APIを利用し一括申請できるようにしてほしい。                      ・これが実現すれば、事業主の事務負担が軽減されるとともに、産前産後休業および育児休業等取得者にとっても利便性が高まると考えられる。</p>	一般社団法人生命保険協会 厚生労働省		健康保険法および厚生年金保険法においては、産前産後休業または育児休業をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、保険者に、申出をしたときは、その休業を開始した日の属する月から終了する日の前月まで当該被保険者に係る保険料を徴収しない旨を規定しています。また、事業主からの申出は、産前産後休業の期間中または育児休業の期間中に行うこととしています。そのため、産前産後休業または育児休業を開始した際に、都度、申出書を提出いただくこととなります。	厚生年金保険法第81条の2、81条の2の2 厚生年金保険法施行規則第25条の2、第25条の2の2 健康保険法第159条、第159条の3、健康保険法施行規則第135条、第135条の2	検討を予定	過去の申請(紙、電子申請)の件数等を踏まえ、外部連携APIを利用し一括申請できるようにすることを検討いたします。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928029	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	行政機関からの照会に係る事務手続きの電子化	<p>【提案の具体的内容】 ・行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続きを電子化いただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の財務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続きの電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考えられる。</p> <p>・具体的には、例えば省庁共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会率が電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続の迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。</p> <p>・官民データ活用推進基本法においては、行政手続のオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、今後、政府・丸ごとで官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続きを電子化することは、政府の方針にも適うものと考えられる。また、『デジタル・ガバメント実行計画』(2018年1月16日ガバメント関係会議決定)において、金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)について、官民双方の業務フローを整理した上で、原則としてデジタル処理を前提とした業務へと移行していくこととされているところ、保険会社への契約内容照会についても同様の対応を行っていただきたい。</p>	一般社団法人生命保険協会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	<p>【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】 国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】 生活保護における福祉事務所からの生命保険会社等に対する取引照会は、書面で行われています。</p>	<p>【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】 国税通則法第74条の2、第74条の3及び第131条、国税徴収法第141条</p> <p>【厚生労働省】 生活保護法第29条</p>	検討を予定	<p>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。</p> <p>具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえて、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性を取りまとめます。</p>		
300928043	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	<p>【提案の具体的内容】 ・個人型年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とする。但し、国民年金に加入していることが個人型年金の加入者となる要件であることを継続させるために、60歳以上の場合、国民年金の任意加入者であることもしくは、第2号被保険者、第3号被保険者であることを要件とする。 ・資格喪失年齢を引き上げた場合でも、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとする。</p> <p>【提案理由】 ・企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したとき企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている(65歳まで引き上げされている)。</p> <p>・公的年金の受給開始年齢も65歳である中で、老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とするべきと考えられる。</p> <p>・仮に65歳まで引き上げ可能となった場合に、受給の開始時期も65歳以降とした場合は、制度普及に逆行するため、引き上げ可能となった場合でも、受給開始時期については、現行のとおり、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとすべきと考えられる(企業型年金において、60歳以上で資格喪失年齢到達前に実施事業所を退職すれば資格を喪失し、受給が可能となることと平仄を取る)。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	<p>確定拠出年金法において、個人型確定拠出年金については、60歳未満の者が加入できると規定されています。したがって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。</p>	<p>確定拠出年金法第62条第5項第2号</p>	検討を予定	<p>個人型確定拠出年金における加入者資格喪失年齢の65歳への引上げについては、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、今年度検討準備を開始、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)の施行後5年(平成34年1月)を目途とした見直しまでに結論を得ることとされており、ご提案の点についても併せて検討します。</p>	◎	
300928044	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金の拠出限度額の引上げ	<p>【提案の具体的内容】 ・企業型年金・個人型年金ともに拠出限度額を更に引き上げる。</p> <p>【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が行われることが見込まれる中、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額を更に引き上げるべきと考える。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	<p>確定拠出年金の掛金については、企業型年金は最大月額5万5千円、個人型年金は最大月額6万8千円と、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入状況等に応じ、拠出限度額を規定しています。</p>	<p>確定拠出年金法第20条、第69条、確定拠出年金法施行令第11条、第36条</p>	対応不可	<p>当該事項に対応するためには、公的年金制度等とのバランスや税制の観点も含め慎重な検討が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による慎重な検討が必要です。</p>		
300928045	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	<p>【提案の具体的内容】 ・通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施する。</p> <p>【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。</p> <p>・公的年金の補充および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきと考える。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	<p>確定拠出年金の受給開始年齢は、確定拠出年金法により、企業型年金加入者期間、企業型年金運用指図者期間、個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間の合算期間により以下のとおり規定されており、通算加入者等期間が10年未満の場合、最大65歳まで受給することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳以上61歳未満の者 10年</li> <li>・61歳以上62歳未満の者 8年</li> <li>・62歳以上63歳未満の者 6年</li> <li>・63歳以上64歳未満の者 4年</li> <li>・64歳以上65歳未満の者 2年</li> <li>・65歳以上の者 1月</li> </ul>	<p>確定拠出年金法第33条(第73条で準用する場合を含む。)</p>	対応不可	<p>確定拠出年金制度は、加入者の高齢期の所得確保を図る目的で設けられた年金制度であることにより、掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置が講じられているところです。仮に60歳直前に加入した方が、60歳で受給できる制度とした場合は、預貯金と違いがないにもかかわらず、税制優遇措置も受けられてしまうことから、通算加入者等期間によって、受給開始年齢に差を設ける必要があり、ご提案に対応することは困難です。</p>		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928046	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃もしくはマッチング拠出対象者の個人型同時加入	【提案の具体的内容】 ・企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃する。もしくは、マッチング拠出対象者の個人型年金同時加入を認める。 【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考えられる。 ・自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に係る金額の制限の撤廃、もしくはマッチング対象者であっても一定限度額の範囲内で個人型の加入を認めるべきと考える。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように企業型年金規約に定めるよう法律に規定されています。また、マッチング拠出対象者は個人型確定拠出年金加入者になることはできません。	確定拠出年金法第3条第3項第7号の3、第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	対応不可	企業型確定拠出年金は事業主が主体となり従業員のために実施するものであるという観点と、個人の働き方によらない、老後の所得確保に向けた自助努力を支援する観点から、制度の利用状況等も踏まえつつ、関係者等による慎重な検討が必要です。		
300928047	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金に係る「業務報告書」の簡素化	【提案の具体的内容】 (1)事業主の事務負担を軽減する観点から、業務報告書への事業主押印を不要とする。 (2)企業型年金の業務報告書について、「事業の種類」、「他の企業年金の実施状況」、「想定利回り」の項目を廃止。 (3)企業型年金の業務報告書について、厚生年金被保険者数の男女別の数値報告の廃止。 (4)企業型年金の業務報告書について、特に2事業所以上で実施している場合に、書類の作成や集計等が容易となるよう書式を簡素化する。 【提案理由】 (1)当該書類の各種数値は記録関連運営管理機関のデータを基に作成していることとあり、実質的には運営管理機関がほとんどを取りまとめて作成している。また、当該書類への事業主の押印を要することが、各事業主にとって事務負担となっているため、事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要望する。不可の場合、例えば事業主から事前に報告書の作成や報告業務を運営管理機関に委託する旨を記載した押印書類を提出したうえで、以降の年度については当該書類への押印を不要とすることにより現状からの改善を図るべきと考える。 (2)平成19年度に追加された項目ではあるが、実際に活用されているか不明であるため、事業主・運営管理機関の事務負担を軽減する観点から、上記の項目を廃止することを要望する。 (3)業務報告書を作成するにあたって、男女平等の観点から普段は管理していない数値である本項目を、事業主から男女別の数値をご提示いただいている現状であるため、事業主の事務負担を軽減する観点から、厚生年金被保険者数の男女別の数値を記載することを廃止することを提案する。 (4)厚生局および運営管理機関の作業負担を軽減するべく提案する。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	(1)事業主の企業型年金に係る業務報告書は、事業主が厚生労働大臣に提出する必要があり、実施主体である事業主の押印を求めています。 (2)事業主の企業型年金に係る業務報告書には、「事業の種類」、「他の企業年金の実施状況」、「想定利回り」の項目を定めています。 (3)事業主の企業型年金に係る業務報告書には、「厚生年金被保険者数」の項目について、男女別で記載権を定めています。 (4)2事業所以上で実施している場合、事業主の企業型年金に係る業務報告書は、1事業所毎に同じ書式で提出いただいています。	確定拠出年金法第50条、確定拠出年金法施行規則第27条	検討を予定	(1)に関しては、事務負担を軽減することに加え、加入者の権利保護の観点も踏まえた上で、引き続き検討します。 (2)～(4)に関しては、事務負担軽減を図る観点から検討します。		
300928048	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	企業型確定拠出年金に係る年金規約変更時の事務の簡素化	【提案の具体的内容】 ・企業型年金規約の変更内容が運営管理機関・資産管理機関の名称変更・所在地変更などにより事業主に起因するものでない場合や、法令改正による場合(例:厚生年金基金→存続厚生年金基金)は、運営管理機関による届出で可とする。 ・不可の場合は、運営管理機関による事前の届出に基づき、地方厚生(支)局長の職権による変更を可とする。 【提案理由】 ・企業型年金規約の変更の理由が事業主に起因しない内容であっても、事業主(複数企業実施の場合は代表事業主)が年金規約変更届に代表者印を捺印のうえ所管の地方厚生(支)局に届け出る必要があり、事業主における負担となっている。とりわけ、大手外資系企業においては代表者印押印にあたり事前に本國親会社への説明・承認を得ることが必要なケースが多く、事業主にとって負担が大きい。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	企業型年金規約の変更は、実施事業主が厚生労働大臣に届け出る必要があります。	確定拠出年金法第5条、第6条、確定拠出年金法施行規則第5条	検討を予定	企業型年金規約の変更手続きを含め、確定拠出年金の手続の簡素化については、事務負担を軽減することに加え、加入者の権利保護の観点も踏まえた上で、引き続き検討します。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928049	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	企業型確定拠出年金の規約変更時における事務手続きの簡素化	【提案の具体的内容】 (1)提出書類の簡素化 ・「概要書」提出の省略、または電磁的方法による提出。 ・「一部を変更する規約」提出の省略。 (2)労使合意不要事項の拡大 ・既存加入者に影響がない変更(加入者範囲の拡大や除外者の縮小等)については、労使合意を不要とする。 【提案理由】 ・事業主の事務負担および厚生局における書類保管に係る事務負担を軽減するために提案する。 (1)規約変更時に、必ずしも当該書類の変更が生じるわけではないと考える。 (2)当該書類の提出がなくても、「新旧対照表」によって変更箇所を確認することが可能であるためである。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	(1)企業型年金規約の変更には、「概要書」と「一部を変更する規約」を紙媒体で提出いただいています。 (2)企業型年金規約の変更には、特に軽微な変更を除いては、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、ないときは当該第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意が必要となります。	確定拠出年金法第5条、6条、確定拠出年金法施行規則第5条第2項、第6条	検討を予定 対応不可	(1)「概要書」については、既にe-Govを通じた電磁的方法による提出を認めています。さらなる簡素化について検討します。 また、「一部を変更する規約」については、企業型年金規約の変更承認に当たっての審査の対象であることから、省略は困難です。 なお、「規約の一部を変更する規約(案)」に「次の新旧対照表のとおり変更する。」と記載し、新旧対照表を添付する形での簡素化を既に認めています。 (2)企業型確定拠出年金は、事業所における労使の協議・合意に基づき、制度を運営いただいています。事業所における他の労働条件の状況等を考慮に入れつつ、労使でその内容の適否を判断いただくためです。したがって、既存加入者に影響がない変更であっても、当該事業所の労使としての判断が必要になることから、ご提案に対応することは困難です。		
300928050	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	企業型確定拠出年金の規約申請時における提出書類の簡素化、および電磁的方法による提出	【提案の具体的内容】 ・企業型において簡素化・ペーパーレス化を進める。 【提案理由】 ・規約申請時の必要書類について、申請書類の提出の迅速化および厚生局の申請書類保管に係る事務負担の軽減ために提案する。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	電子媒体での申請は、e-Govを利用することにより、実施できるよう整備されています(押印が必要な添付書類については、紙媒体で提出いただいています。)	確定拠出年金法第9条 確定拠出年金法施行規則 第3条	検討を予定	確定拠出年金の手続については、事務負担を軽減することに加え、加入者の権利保護の観点も踏まえた上で、引き続き検討します。		
300928051	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	個人型確定拠出年金における資格要件に係る項目変更の際の各種事務手続きのペーパーレス化	【提案の具体的内容】 ・全ての項目についてWEB対応となることが望ましいが、少なくとも、資格要件に係らない住所・氏名・掛金については、紙帳票ではなく、WEB対応による変更を可能とする。 【提案内容】 ・手続きに要する時間の短縮化、コストの削減、加入者の利便性向上のために提案する。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	個人型確定拠出年金の加入者等の基本情報に変更が生じたときには、届出書を提出いただいています。	確定拠出年金法第60条、確定拠出年金法施行規則第45条～54条	対応不可	ご提案については、実務面も含め、関係者等による慎重な検討が必要です。		
300928052	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	個人型確定拠出年金における加入手続き・移換時のペーパーレス化	【提案内容の具体的内容】 ・電磁的方法による書類の提出を可能とする。 【提案理由】 ・現在、個人型年金加入希望者は、運営管理機関経由、国民年金基金連合会へ紙帳票を送付し手続きを行っている。紙帳票を郵送する煩雑さが個人型年金の普及拡大を阻害していることは否めず、加入者・運営管理機関・国民年金基金連合会の作業負担を軽減するために提案する。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	個人型確定拠出年金の加入希望者は、運営管理機関経由で、国民年金基金連合会へ加入申出書を送付していただいています。	確定拠出年金法第92条、確定拠出年金法施行規則第39条	対応不可	ご提案については、実務面も含め、関係者等による慎重な検討が必要です。		
300928053	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	個人型確定拠出年金における掛金払込方法の多様化	【提案内容の具体的内容】 ・個人型年金の掛金について、個人払込で認められている掛金払込方法をクレジットカード払い等へ拡大する。 【提案理由】 ・現在、個人型年金の掛金払込方法は銀行口座振替しか認められておらず、口座登録には紙帳票が必要。手続きのペーパーレスを実現するためには、払込方法の多様化が必要であり、提案する。	一般社団法人 日本損害保険協会	厚生労働省	個人型確定拠出年金の掛金払込は、銀行口座振替もしくは厚生年金適用事業所の事業主を介して行うこととしております。	確定拠出年金法第70条	対応不可	ご提案については、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会と関係団体間において検討した結果クレジットカード払いを実施することに伴う手数料等を考慮して、当面見送られたものと承知しています。		
300928054	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	高校生の採用ルールの柔軟化に向けた議論の推進について	学生の採用ルールについては、社会経済の変化に応じて様々な角度から議論が行われていると承知していますが、当連盟としては変化に柔軟に対応することが何よりも重要であるというのが基本的な認識である。 その上で、高校生の採用ルールについては大学生の議論に比して十分に行われているとは言い難い。高卒生の就職活動については、「一入社制」の慣行や就職スケジュールの硬直化、就職活動に係る文書募集の規制などがあり、長期間変化のない状態が続いていると承知しているが、実態として高卒者が就職して3年以内の離職率は40%と大卒者を上回り、入社1年後離職率も高い状態で推移している。このようなミスマッチを減少させることは、ひいては我が国の社会経済の安定及び成長に寄与するものでもあると考える。 今後、大卒者の採用ルール等の議論が進む中において、高校生の採用ルールの柔軟化に向けた議論もあわせて行うように求めるものである。	一般社団法人 新経済連盟	文部科学省 厚生労働省	高校生の就職慣行(いわゆる1人1社制)は、生徒が企業への応募に際し学校からの推薦を受ける際には9月18日からの選考開始後一定期間応募できる企業を1人1社までとするなどの就職活動上の慣行であり、都道府県ごとに、自治体・経済団体、学校、労働局等の関係者による都道府県高等学校就職問題検討会議による申し合わせを踏まえて決定されている。その運用状況については、秋田県、沖縄県では、当初より複数社の応募を認めるなど、その実態は地域ごとに異なっており、1人1社制の複数応募解禁時期についても、地域ごとに異なっている。 一方、新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等については、学校教育の充実を図り、職業紹介を円滑に実施する観点から、全国高等学校長協会、主要経済団体(一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)、文部科学省及び厚生労働省において、全国高等学校就職問題検討会議での申し合わせにより決定されている。		検討を予定	文部科学省と厚生労働省が連携の上、新規高卒者の就職活動の実態や課題の把握・分析に努め、関係者等と必要な議論を行っていく予定		



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928065	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	共済代理店の範囲の見直し(生協法における共済代理店の範囲に信用金庫を追加)	平成20年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員・組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生の変更の向上につながるかと考えられる。 利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用中央金庫	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めている。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところ。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員とすることができるなどから、共済代理店になることができる者として規定されたこと。本件については、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、関係団体等と議論をした上で、引き続き、慎重に検討を行っていくことになります。		
300928067	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金の脱退要件の緩和	平成29年1月から、原則として20歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となった。それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直しされ、企業型確定拠出年金制度においては、個人別管理資産の額が一定額(現行1.5万円)以下の企業型確定拠出年金加入資格喪失者と保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなった。 加入者の中には不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が増えたと考えられることから、他の企業年金制度と同じく、一定の条件(例えばペナルティ課税)のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 【企業型確定拠出年金】 ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図書、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図書でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 【個人型確定拠出年金】 ・国民年金保険料の免除者である ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・年金資産が25万円以下または遺算拠出期間が1年以上、3年以下 ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない	確定拠出年金法附則第2条の2第1項、第3条第1項、確定拠出年金法施行令第59条第2項、60条第2項	対応不可	確定拠出年金制度は、加入者の高齢期の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、その考え方に基づき、脱退一時金については、従来より、例外的な措置として、年齢等の一定の支給要件が設けられているとともに、手厚い税制優遇措置が講じられているところ。制度の目的、税制優遇措置が講じられていることを踏まえれば、脱退一時金の支給要件を緩和することは困難です。	◎	
300928068	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和	マッチング拠出の加入者掛金の設定に当たっては、(1)事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、(2)事業主掛金を超えてはならないとされている。事業主掛金が少額の加入者については、上記(1)の限度額にゆとりがあったとしても、上記(2)の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができない。 また、平成29年1月から、個人型確定拠出年金(iDeCo)の同時加入も認められたが、iDeCoの口座管理手数料を加入者が負担するなどのデメリットがあることから、マッチング拠出が可能な企業型確定拠出年金加入者は、これを活用した方がリットが大きい。 については、さらなる自助努力による資産形成の観点から、上記(2)の規制を撤廃するよう検討いただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用中央金庫	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないよう企業型年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	対応不可	企業型確定拠出年金は事業主が主体となり従業員のために実施するものであるという観点と、個人の働き方によらない、老後の所得確保に向けた自助努力を支援する観点から、制度の利用状況等も踏まえつつ、関係者等による慎重な検討が必要です。		
300928069	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金運営管理機関の登録事項変更に係る届出期限の延長	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内(主務大臣)に届け出ることとされているが、(1)2週間以内に変更届出を行う必要があることから、毎月最低2回は届出事項の変更がないかの確認を要し、金融機関にடுத்து事務負担となっていること、(2)特に非常勤役員の変更時における書類提出の準備等には時間を要することなどを踏まえ、届出期限を延長していただきたい。 なお、所管官庁が異なるものの、平成28年の銀行法改正に合わせて、信用金庫代理業者の登録事項の変更(信用金庫法第89条第5項で準用する銀行法第52条の39)および信託契約代理店の登録事項の変更(信託業法第12条)にかかる届出の期限が「2週間以内」から「30日以内」に延長されており、確定拠出年金運営管理機関についてもこれと同様の取扱いとすることが考えられる。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは2週間以内(主務大臣)に届け出ることと規定されています。	確定拠出年金法第92条第1項	検討を予定	ご提案については、確定拠出年金制度における他の申請・届出手続との関係性を含め、届出者の負担と監督上の必要性の両面を考慮に入れつつ、検討します。		
300928070	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引き上げ	個人型確定拠出年金の加入者は、「60歳未満の者」と定められている。 その一方で、高齢化社会の進展や働く意欲のある高齢者の増加等を踏まえつつ、国民年金基金については、平成25年4月に、国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者は引き続き加入できるよう制度改正がなされたほか、企業型確定拠出年金については、規約に定めること65歳まで加入年齢の引き上げが可能となっている。 また、昨今では、勤務延長制度や再雇用制度により、65歳までの継続雇用が原則となっていることから、リタイア後の資産形成に向けて、60歳以降も掛付け金を拠出したいとのニーズが高まっている。 そこで、個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢を少なくとも65歳(65歳以上)に引き上げていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信用中央金庫	厚生労働省	確定拠出年金法において、個人型確定拠出年金については、60歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。	確定拠出年金法第62条第3項第2号	検討を予定	個人型確定拠出年金における加入者資格喪失年齢の65歳への引上げについては、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、今年度検討準備を開始、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)の施行後5年(平成34年1月)を目途とした見直しまで結論を得ることとされており、当該計画に沿った対応を進めています。	◎	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928071	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金運営管理機関の簡素化	確定拠出年金運営管理機関は、(1)役員の住所、(2)役員の兼職状況について、主務大臣に届け出ることとされているが、以下の観点を踏まえ、当該項目を登録事項から除外していただきたい。 (1)役員の住所 確定拠出年金運営管理機関の役員として相応しくない者であるか否かを確認するうえでは、役員の住所までを確認する必要性は乏しく、氏名のみで届出で足りるものと考えられる(例えば、信用金庫法のほか、金融商品取引法(登録金融機関業務)、保険業法(保険取扱業務)、信託業法(信託契約代理業務)など、信用金庫が行う各業務に關する法令)において、役員の「氏名」は登録事項とされているものの、その「住所」までは求められていない。 また、役員の住所など確定拠出年金法第88条第1項に掲げる事項等を記載した確定拠出年金運営管理機関登録簿は、一般の閲覧に供されることになっているが(同法第90第3項)、上記確認の必要性及び個人情報保護等の観点に鑑みると、役員の住所を広く公開する必要性についても疑義がある。 (2)役員の兼職状況 信用金庫の常務に従事する役員等の兼職・兼業については、信用金庫法で制限が設けられ、内閣総理大臣の認可を要するとされている。こうした認可を経て、兼業・兼職が行われていることを踏まえると、信用金庫の役員等においては、確定拠出年金運営管理機関の登録拒否事項に係る法人との兼職はないものと思料される。 なお、政府では、今年1月に「デジタルガバメント実行計画」を策定するなど行政手続等のオンライン化を進めている。このような流れの中で、行政に届出を行っている事項については、官庁間で情報を共有し、重複して届出を行わなくて良いものとするなど、金融機関を含む国民の事務負担軽減に向けた取組みをスピード感をもって進めていただきたい。	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の氏名及び住所や当該銀行の役員の業務状況等を記載する必要があります。	確定拠出年金法第89条第1項、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条	検討を予定	各届出事項の省略・廃止については、監督上の必要性を考慮しつつ、検討します。		
300928073	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	健康保険組合における法定帳簿の電子的管理の容認	○提案の具体的内容と提案理由 「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日保険発第104号厚生省保険局保険課長通知)に基づき、健康保険組合は、法定帳簿である「歳入簿」「歳出簿」「現金出納帳」の作成にあたり、年度末に書面に出力するほか、月末には年度当初から当該月分までの帳票の記載内容を書き出し管理しなければならない。また、帳簿や帳票の出力に際しては、通し番号を附して編綴することが求められている。 このため、電子的に経理帳簿を作成している健康保険組合においても、上記通知に対応するために書面の作成や管理・保管・廃棄等を行う必要が生じており、電子化のメリットを十分に享受することができていない。 そこで、電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)を参考に、法定帳簿を書面に出力することなく、電子的に管理することを認めるべきである。 昨年度も同一の要望を提出し、厚生労働省からは、「電子帳簿による保存について検討してまいります」との回答を得たことから、早期に検討に着手し、実現に向けた工程を明確化すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日 保険発第104号 厚生省保険局保険課長通知)に基づき、対応をいただいています。	「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」(昭和61年11月28日 保険発第104号 厚生省保険局保険課長通知)	検討を予定	平成31年1月より現状の把握を含めた検討を開始し、健康保険組合連合会や健康保険組合との協議を実施した上で、平成31年9月末までに結論を得ます。		
300928076	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	NDBの民間利用の拡大に向けた見直し	○提案の具体的内容と提案理由 レセプト情報・特定健診等情報(NDB)の第三者提供を行うにあたり、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」の個別審査を経て厚生労働大臣の承認を得る必要がある。有識者会議は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に沿って審査を行うが、同ガイドラインは、「提供依頼申出者の範囲」や「利用目的」を厳格に規定しており、民間企業は限られた用途しかNDBを利用できない。 NDBは、年齢差や地域差等の偏りが少な(悉皆性の高いデータベースであり、医薬品市販後の安全性評価やメデカルニーズ調査、新薬開発等の多岐に渡る活用方法が期待できる。このような形で民間活用が進むことにより、医薬品の適正使用の推進や医薬品開発の効率化など、医療サービスの質の向上に寄与すると考えられるため、ガイドラインを以下のとおり修正し、NDBの民間利用を拡大すべきである。 1. 「4. 提供依頼申出者の範囲」(p.7)として、「生命科学および将来の医療への寄与を目的として研究開発を業とする企業」を追加 2. 「(1)利用目的」(p.14)の記述「施策の推進に有益な研究又は学術の発展に資する」を「施策の推進に有益な研究又は学術の発展あるいは国民のヘルスケア向上に資する」に変更 昨年同様、同様の要望を提出し、厚生労働省からは「NDBで保有する情報の趣旨に即した第三者提供の枠組み等について、医療関係者や医療関係者といった、関係主体の意見を踏まえて検討を進めることとしています」との回答を得た。しかしながら、厚生労働省「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」の公表資料からは、NDBの民間利用の拡大について検討が進んでいるとは読みとれないため、改めて要望するものである。 また、2016年度より基礎的な集計データである「NDBオープンデータ」が作成・公表されているものの、都道府県単位での公表されるほか、公表項目に「セプト病名」が含まれておらず、使い勝手が良いとは言い難い。そこで、NDBオープンデータの最小集計単位を二次医療圏にするとともに、公表項目にレセプト病名を追加するよう求める。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する広報の利用及び提供に関する指針」においてNDBデータの利用は「医療のサービスの質の向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの使用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合」とされており、提供依頼申出者の範囲や審査基準等が規定されている「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」に基づき、有識者会議での審査の上データの提供が行われています。NDBの民間利用に関してはこれまでレセプト情報等の提供に関する有識者会議でも議論されており、民間からの要望に答えるために、汎用性が高く様々なニーズに一定程度応える基礎的な集計表を作成し、公表していくこととなり、平成28年度よりNDBオープンデータを作成、公表しております。	高齢者の医療の確保に関する指針 「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する広報の利用及び提供に関する指針」	検討を予定	地域における効果的・効率的で質の高い医療・介護の提供体制や地域包括ケアシステムの構築等の観点から、NDBと介護保険総合データベースで保有する情報の連結解析や、NDBで保有する情報の趣旨に即した第三者提供の枠組みについて、医療関係者や医療関係者といった、関係主体の意見を踏まえて検討を進めることとしており、11月15日(木)には、「医療・介護データ等の解析基盤」に関する有識者会議に議論のとりまとめを行いましたので、この報告書を踏まえ、より具体的な検討を行うてまいります。 また、NDBオープンデータについては、次回の公表に向けて、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」において、医療関係者や医療関係者といった関係主体の意見も踏まえながら、集計方法等の検討を行っているところです。	◎	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928077	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	同一資本の企業グループ内での社会保険業務の業務制限の見直し	○ 提案の具体的内容と提案理由 近年、本業への経営資源の効果的な投入を目的に、グループ内の各企業における人事・総務等の間接部門を一つの企業に集約し、グループ横断でバックオフィス業務を担うシェアードサービス化が進んでいる。例えば、給与計算処理は、シェアードサービス会社がグループ全体の業務を一括で行うケースが増えている。しかしながら、給与計算処理とほぼ一体不可分である社会保険業務に関しては、シェアードサービス会社が担うことができない。社会保険労務士に基づき、社会保険労務士もしくは社会保険労務士法人でなければ、別法人の処理を行うことができないためである。このため、例えば、ある一つの会社(A社)を持ち株会社化し、その傘下に事業会社としてB社とC社を設立すると、従来、A社の社会保険業務を担当してきた者は、B社とC社の社員に関する社会保険業務を実施できなくなり、事業効率が低下を招いている。 そこで、同一資本の企業グループ内のシェアードサービス会社が行う社会保険業務については、同一企業内で行う業務とみなし、社会保険労務士法第27条の「業務の制限」の適用対象から外すことを要望している。 昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省より「同一資本の企業グループ内であっても、社会保険労務士及び社会保険労務士法人でない者に、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる業務を業として行わせることとできないようにすることは困難です」との回答を得た。 資本関係のない企業間取引の場合には、社会保険業務のサービスが業として提供されるべきだが、同一資本の企業グループ内で業務を行う場合には、法人格が異なることを除き、サービスの提供者も受益者も、同一企業内で業務を実施していた場合と変わらない。それにもかかわらず、業務遂行に制約を設けることはグループ経営の効率化を妨げている。 各企業は、生産性向上・競争力強化の観点から不断に組織形態を見直し、間接業務の集約化を進めている。こうした現状を踏まえ、所管省庁には本要望の再検討を求める。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	社会保険労務士法第27条により、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が、他人の求めに応じ報酬を得て、同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる業務を業として行うことはできないこととされています。	社会保険労務士法第27条 社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号	対応不可	労働社会保険関係法令は、当該法令の目的に照らし、就業実態を具体的に認識している事業主が責任をもって手続きを行うことを原則としており、当該法令に基づく各種届出等の事務については、同一資本の企業グループ内であっても、企業ごとに行う必要があります。 社会保険労務士法第27条の趣旨は、複雑・多岐にわたる労働社会保険関係法令に基づく事務を適正に遂行するためには、国家試験に合格し、実務経験によって専門的知識を習得する等により労働社会保険制度に通暁した資格者のみにその業務を行わせる必要があることから、社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者が他人の求めに応じ報酬を得て同法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる業務を業として行うことを禁止しているものであるため、同一資本の企業グループ内であっても、労働社会保険手続きを行うことはできません。 なお、グループ企業の親会社は、子会社の従業員の労働社会保険手続きについて、その書類の作成に先だって行われる。給与に関する情報の給与計算システムへの入力等の作業、社会保険関係窓口等への書類の提出といった使者としての行為などの支援業務を行うことは可能です。		
300928113	30年9月28日	30年11月1日	元年8月28日	「医療機関債」発行等のガイドラインの見直し、医療法による整備	【制度の現状(銀行規制の概要等)】 医療経営の安定性を高める方策の一つとして資金調達手段多様化を図るため、直接金融の手法として医療機関債の発行を円滑化する観点でガイドラインが制定されたものの、活用機会が極めて少ない。民営上の融資条件として行金銭を借り入れたことを証する証拠証券と定義され、有価証券である社債と法的性格が異なる。 会社法に基づく社債、医療法に基づく社会医療法人債のような法的根拠がなく、現状はガイドラインによる運用に留まっている。ガイドラインとして資金使途が資金取崩に限定される等制限が多いことから、前者は金融機関の、後者は発行者にとっての負担となっている。 【具体的要望内容】 1. 「社会医療法人債」のように、ガイドラインではなく医療法を根拠とする改正を行い、一般事業法人同様の社債発行を容認。 2. 「医療機関債」についての規定を医療法等で定めた上で、有価証券としての性格を持たせること。 3. ガイドライン上の情報開示・情報開示・情報開示等。 4. 発行者の勤続を行う1ヶ月前までに届出が必要な事項(発行事項・発行説明書・事業計画書及び調達方法の説明書の作成)について、銀行が全額を引き付ける場合の除外基準を設ける。 【要望理由】 社会医療法人については有価証券としての「社会医療法人債」が整備済み。しかし社会医療法人は294法人(平成30年9月1日現在)しか存在せず発行実績もごく僅か。 一方、医療法人全体では53,000法人(平成28年3月31日現在)存在するにも関わらず、現段階で医療機関債による調達が普及しているとは言い難い。 平成25年度厚生労働省労働政策による調査時点では18法人が41件発行に留まる。 一般事業法人において、振替預金制度の活用で一定の財務水準(金融機関の適正基準充足)を対外的に公示できる信用力PFIニーズは度々、例えば「銀行保証付私募債」を中心とした私募債マーケットは拡大中(2017年度発行件数は316件、前年度比約増。返済引換券公示債制(一般債)より抽出)。一方、医療機関債については、法律上の発行根拠がないことから金融機関の参入阻害となっており、また社債、株主等の振替に関する法律に基づき業務を行う証券保管振替機構を通じた一般債振替制度の利用が出来ない状況である。 また、医療機関債の普及・発行体のノウハウ蓄積のためには、発行手段の簡便化も必要。投資者保護の観点から従来の制約緩和は急務ではないが、例えば銀行引当金も、一般社債等における発行根拠が借付以上の場合、公認会計士又は監査法人による監査を受けるものとする規定では「銀行がその総額を引き受ける場合は除く」といった除外基準が設けられている。「前述の」銀行保証付私募債についても、適格機関投資家の総額引当金で一定額の手続きの発行が可能であり、公募債発行とPFIなど直接金融の第一歩としての利用も多く見られる。 医療法人についても、今後、中長期的に病院再編、老朽化した病院建替等といった多額で長期の資金ニーズが想定される中、法的整備、制限緩和がなれば、ガイドラインの目的とする直接金融の手法として社債の活用が期待されるもの。	都銀懇話会	厚生労働省	医療機関債については、平成15年の「これからの医療経営の在り方に関する検討会」において、「医療経営の安定性を高める方策の一つとして、資金調達手段の多様化を図るため、直接金融の一手法としての医療機関債の発行を円滑化するとともに、自己責任の下での適正な発行を可能とする観点から、医療機関債発行のためのルール等を明確化するガイドライン等の制定が必要である」との提言がなされたことを受け、医療機関を開設する医療法人が債権を発行するに当たり遵守すべきルール及び留意点を明らかにした。「医療機関債」発行等のガイドラインを平成16年に策定して、制度化したものである。 その後、一部の医療法人が医療機関債の発行に当たり、強引な勧誘や虚偽の説明等の不当な勧誘行為等を行っていたとして、平成24年9月に内閣府消費者委員会より「医療機関債に関する消費者問題」についての提言が行われ、届出制による行政での実態把握や消費者保護規定等の追加が求められたため、平成25年8月に「医療機関債」発行等のガイドラインの改正を行い、発行要項等の情報開示の充実や、勧誘1ヶ月前の都道府県への届出制を措置したところである。	「医療機関債」発行等のガイドラインについて(平成16年10月25日付厚生労働省医政局長通知)	1: 対応不可 2: 検討を予定	○ 要望事項1について ご要望内容のうち、医療法改正により一般事業法人同様の社債発行を可能とする(金融商品取引法の有価証券に該当)ことについては、医療機関は非営利性を原則としているところ、医療機関が投資対象となつて資金を収集することは、非営利性を損なうおそれがあるため、適切でないと考えております。 なお、社会医療法人は、公益性の高い医療サービスを安定的・継続的に提供できるよう、例外的に収益業務が認められている法人であり、社会医療法人債についても、その財務基盤を強化するために、住民にとって必要性の高い緊急医療確保事業に使用を限定した上で例外的に認められた制度です。 ○ 要望事項2について 発行前の事前届出制についても、医療法人と投資家(消費者)の双方を保護する観点から監督府との関与が必要であると考えられるため、その撤廃は適切でないと考えております。ただし、専門的知識を有する適格機関投資家が引き受ける場合の手續きについては、左記の消費者委員会の提言の趣旨を損なわない範囲で、何らかの簡素化を検討することは可能と考えております。まずは、医療法人において、ご指摘いただいたニーズがあるかについて、2019年度中に把握し、その後、必要に応じ、検討を行いたいと考えております。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

- ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
- :所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
- △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
					<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>1. 拠出限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の企業年金制度の実施状況や、企業型DCとiDeCoの並行加入を認めるか否か等により、企業型DC+iDeCoについて、各々4種類規定されている。</li> <li>◆企業型DC               <ul style="list-style-type: none"> <li>①【他企業年金無・iDeCo並行加入不可】:年額66万円</li> <li>②【他企業年金無・iDeCo並行加入可能】:年額42万円</li> <li>③【他企業年金有・iDeCo並行加入不可】:年額33万円</li> <li>④【他企業年金有・iDeCo並行加入可能】:年額18.6万円</li> </ul> </li> <li>◆iDeCo               <ul style="list-style-type: none"> <li>①自営業者等:年額81万6千円</li> <li>②厚生年金保険被保険者[他企業年金無・企業型DC無]、専業主婦(夫)等:年額27.6万円</li> <li>③厚生年金保険被保険者[他企業年金無・企業型DC有]:年額24万円</li> <li>④厚生年金保険被保険者[他企業年金有]、公務員:年額14.4万円</li> </ul> </li> <li>・マッチング拠出制度については、拠出限度額の範囲内、かつ、加入者掛金累計額が事業主掛金累計額を超えてはならないとされている。</li> </ul> <p>2. 脱退一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金制度では、原則として60歳までの脱退一時金の支給(中途引当)が認められていない。</li> <li>・資産が極めて少額(1.5万円以下)な場合、および国民年金の保険料免除者であって通算拠出期間が短い(3年以下)または資産額が少額(25万円以下)な場合に限り、例外的に脱退一時金の支給が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引当は認められていない。</li> </ul> <p>3. 資格喪失年齢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型DCでは、加入者資格喪失年齢を65歳まで引上げられるが、iDeCoでは60歳で一律に加入者資格を喪失する。</li> <li>・企業型DCにおいて加入者資格喪失年齢を60歳以降に引き上げた場合、加入者資格要件が「60歳に到達した前日において雇用されていた実施事業所に60歳以降も継続して雇用されること」と定められているため、60歳以降に同一グループ内の別企業へ転籍した場合、企業型DCに継続加入することができない。</li> </ul> <p>4. 老齢給付金の支給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳で老齢給付金の支給を請求するためには、10年以上の通算加入者等期間が必要。</li> </ul> <p>5. 資産移換要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金制度を導入する企業が、確定給付企業年金(以下、DB)又は退職手当制度に係る退職一時金の全部又は一部を確定拠出年金へ移換することは、確定拠出年金法第54条において認められている。</li> <li>・一方、加入者単位で、確定拠出年金への移換が認められているのは、確定拠出年金法第54条の2において、「確定給付企業年金の脱退一時金相当額」、「存続厚生年金基金の脱退一時金相当額」ならびに「企業年金連合会の規約で定める積立金」のみと定められており、「退職手当制度に係る退職一時金」の移換は認められていない。</li> <li>・また、中退共・特退共で被保険者が退職した場合や事業主が新たに企業型DCを設立した場合、および厚生年金基金・DBで資格喪失時に中途脱退者にならなかった場合等、DC制度への資産移換が認められないケースがある。</li> </ul>								

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
300928114	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	確定拠出年金制度の更なる普及に向けた制度改善要望	<p>【具体的要望内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>拠出限度額の見直し。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型DCの拠出限度額を撤廃、もしくは引き上げ。</li> <li>DeCoの拠出限度額撤廃、もしくは引き上げ、或いは拠出限度額を統一。</li> <li>企業型DCとDeCoの拠出限度額の合算を撤廃。</li> <li>マッチング拠出制度における従業員拠出額の条件を撤廃。</li> </ul> </li> <li>脱退一時金に関する要件の緩和。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度を新設。</li> <li>外国籍の加入者が退職し本邦を出国する場合は、脱退要件に関係なく、脱退一時金を請求する旨を。</li> </ul> </li> <li>資格喪失年齢に関する見直し。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型同様、DeCoにおいても加入者資格喪失年齢を65歳まで引き上げ、掛金を拠出し続けるよう、制度を改正。</li> <li>同一規約内の事業所への異動については加入資格を維持できるよう、資格喪失年齢引上げ時における企業型DC加入者の資格要件を緩和。</li> </ul> </li> <li>DCへの制度変更に伴う年齢による不公平を是正するため、通算加入者等期間に、よらず60歳から支給を請求することができるよう、老齢給付金の支給要件の緩和。</li> <li>資産移換要件の緩和。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当制に係る退職一時金について、加入者単位で、確定拠出年金への移換を許容。</li> <li>制度間ポータビリティを更に拡充していただきたい。他制度からDCへの移換については、以下のように制約があるが、DCを他制度の受け皿として活用できるよう、より幅広く制度間ポータビリティを認可。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 中退共と企業型DCとの間の資産移換は、合併、会社分割その他の場合に限られる。</li> <li>② DeCoと中退共との間の資産移換は認められていない。</li> <li>③ 厚生年金基金の解散に伴う残余財産の分配金は、DeCoへの資産移換は認められない。</li> <li>④ 退職一時金制度からの資産移換の際の方法を弾力化。(一括移換、または分割移換年数拡大)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol> <p>【要望理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>企業型DCの事業主掛金は、DBと同様、当該企業の退職給付制度や財務状況や総人件費等の考え方に沿って掛金額を設定しており、拠出限度額のないDBと同様とし、制度設計の自由度を高めることが、企業型DCの普及・拡充に必要不可欠と考えられる。</li> <li>DeCoの拠出限度額は、国民の自助努力にもとづく老後の生活資金確保の観点からは、未だ十分な水準ではない。DeCoの更なる普及を進めていく観点からも、DeCoに係る拠出限度額の撤廃、または更なる引上げを検討していただきたい。加えて、現在加入者の資格により限度額が異なるため、それぞれに応じた事務運営が必要であるほか、加入者自身が被保険者区分を正確に把握していないことも多く、加入者資格の判断が難しい場面もある。については、加入の妨げとなっている煩雑な事務を改善し、加入を促進するため、拠出限度額の撤廃が困難な場合は、加入者資格によって異なる限度額の統一を検討していただきたい。</li> <li>企業型DC導入済企業がDeCoの並行加入を認めた場合、DeCo未加入者を含む全対象者に対し、企業型DCの拠出限度額に制限が課されるため、企業型DC導入済企業がDeCoの並行加入を認めることは事実上困難。DeCoを普及させるために、企業型DCとDeCoとの掛金上限の合算を撤廃し、企業型DCへのの上乗せとして、DeCoへ拠出することを可能にいただきたい。</li> <li>企業型DCにおいて、加入者掛金累計額が事業主掛金累計額を超えてはならないとされているため、事業主掛金の額が低い若年層では、低いマッチング拠出枠に留まり、事業主掛金の額が高い中高年層では、拠出限度額の定めにより、同様にマッチング拠出枠が限られる、または拠出自体ができない等、本人が老後資金準備として加入者掛金を拠出する意欲があつたとしても、主体的に拠出額を決定することができない仕組みとなっている。</li> </ol> <p>また、改正法により、企業型DC実施企業においても、規約で規定することで、加入者がDeCoに加入することが可能となつたが、この場合DeCoの掛金は、企業型DCの事業主拠出の額に左右されず拠出することが認められているが、マッチング拠出制度を実施している企業はDeCoの並行加入ができない上に、前述の制限がかかるため、個人の老後資産形成を支援する制度としての不整合も生じている。</p>	<p>総務省 老齢懸念会</p> <p>厚生労働省</p>	<p>(1. 拠出限度額について)</p> <p>確定拠出年金の掛金については、確定拠出年金法施行令において、企業型年金は最大5万円、個人型年金は最大6万円、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入状況等に依りて、拠出限度額を規定しています。</p> <p>企業型年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、企業型年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないよう年金規約に定めるよう法規に規定されています。</p> <p>(2. 脱退一時金について)</p> <p>脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型確定拠出年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない</li> <li>・年金資産が15,000円以下</li> <li>・最後に企業型年金加入者の資格喪失の日が属する月の翌月から6月以内</li> </ul> <p>【個人型確定拠出年金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金保険料の免除者である</li> <li>・最後に個人型年金加入者、企業型年金加入者の資格を喪失した日から2年以内</li> <li>・年金資産が25万円以下または通算拠出期間が1年以上、3年以下</li> <li>・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない</li> <li>・企業型喪失時でない</li> </ul> <p>(3. 資格喪失年齢について)</p> <p>確定拠出年金法において、個人型確定拠出年金については、60歳未満の者が加入すると規定されています。よって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。</p> <p>企業型確定拠出年金の加入者資格は、原則60歳到達時に喪失しますが、規約で定めるところにより、60歳到達前から同一事業所内において継続して使用されている60歳以上の従業員(厚生年金保険の被保険者であった者)については、60歳以上65歳以下の一定の年齢まで引き続き加入することが可能です。</p> <p>(4. 老齢給付金の支給要件について)</p> <p>確定拠出年金の受給開始年齢は、確定拠出年金法により、企業型年金加入者期間、企業型年金運用指図者期間、個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間の合算期間により以下のとおり規定されており、通算加入者期間が10年未満の場合、最大65歳まで支給することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳以上61歳未満の者 10年</li> <li>・61歳以上62歳未満の者 8年</li> <li>・62歳以上63歳未満の者 6年</li> <li>・63歳以上64歳未満の者 4年</li> <li>・64歳以上65歳未満の者 2年</li> <li>・65歳以上の者 1月</li> </ul> <p>(5. 資産移換要件について)</p> <p>確定拠出年金制度への他制度からの資産移換については、以下のとおりとなっています。</p> <p>【事業所単位での移換】</p> <p>確定給付企業年金、存続厚生年金基金、中小企業退職金共済(事業主が中小事業主でなくなった場合のほか、合併等の場合に限る。)及び退職手当制度に係る資産の全部又は一部を企業型年金へ移換可能。</p> <p>退職手当制度に係る資産の移換については、退職手当制度から企業型年金へ移行した年度の翌年度から起算して、3年度以上7年度以内の規約で定める年度までの各年※個人型年金への移換は認められていません。</p> <p>【加入者単位での移換】</p> <p>(企業型年金への移換)</p> <p>確定給付企業年金又は存続厚生年金基金の脱退一時金相当額及び存続企業年金連合会の年金給付等積立金を移換可能。</p>	<p>(1. 拠出限度額)</p> <p>拠出限度額の見直しについては、公的年金制度等とのバランスや税制の観点も含め慎重な検討が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要です。</p> <p>また、マッチング拠出については、企業型年金は事業主が主体となり従業員のために実施するものであるという観点と、個人の働き方によらない、老後の所得確保に向けた自助努力を支援する観点から、制度の利用状況等も踏まえつつ、関係者等による慎重な検討が必要です。</p> <p>(2. 脱退一時金)</p> <p>確定拠出年金制度は、加入者の高齢期の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、その考え方に基づき、脱退一時金については、従来より、例外的な措置として、年齢等一定の支給要件が設けられているとともに、手厚い税制優遇措置が講じられているところです。</p> <p>制度の目的、税制優遇措置が講じられていることを踏まえれば、脱退一時金の支給要件を緩和することは困難です。</p> <p>(3. 資格喪失年齢)</p> <p>個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の65歳への引上げ及び、企業型確定拠出年金における加入者資格喪失年齢の見直し(60歳以上65歳以下で同一企業グループ内で転籍した場合にも、加入し続けることができるよう)については、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、今年度検討準備を開始、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)の施行後5年(平成34年1月)を目途とした見直しまで結論を得ることとされており、ご提案の点についても併せて検討します。</p> <p>(4. 老齢給付金の支給要件)</p> <p>確定拠出年金制度は、加入者の高齢期の所得確保を図る目的で設けられた年金制度であることにより、掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置が講じられているところです。仮に60歳直前に加入した方が、60歳で受給できる制度とした場合は、預貯金と違いがないにもかかわらず、税制優遇措置も受けられてしまうことから、通算加入者等期間によって、受給開始年齢に差を設ける必要があり、ご提案に対応することは困難です。</p> <p>(5. 資産移換要件)</p> <p>【退職一時金のDCへの移換について】</p> <p>ご提案については、確定給付企業年金制度における資産移換との整合性や税制の観点から、慎重な検討が必要です。</p> <p>【ポータビリティの拡充について】</p> <p>①中小企業退職金共済制度から企業型確定拠出年金への資産移換については、平成30年5月1日に施行された確定拠出年金法等の一部を改正する法律による改正により、加入者の老後所得確保のため、合併等が行われた場合に認められるよう措置を講じたところです。合併等が行われた場合に限らず資産移換を認めることについては、中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とした退職金制度である一方、企業年金制度は、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした年金制度であり、それぞれ異なる制度の趣旨や目的の下で設立され、その制度固有の考え方に基づき税制上の優遇措置が講じられていることも踏まえ、慎重な検討が必要です。</p> <p>②中小企業退職金共済制度から個人型確定拠出年金(DeCo)への資産移換については、個人型確定拠出年金制度は、公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として、個人単位で加入・掛金の拠出を可能としている年金制度であり、中小企業退職金共済制度と、制度の趣旨や目的が異なり、その制度固有の考え方に基づき税制上の優遇措置が講じられていることも踏まえ、慎重な検討が必要です。</p> <p>③厚生年金基金の解散に伴う残余財産の分配金のDeCoへの移換については、私的年金制度全体のポータビリティの拡充について検討を進める中で検討します。</p>	◎			

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
					<p>2. ①DBでは、企業の退職給付制度の中で企業のニーズに柔軟に対応できるような設計された厚生年金基金、適格退職年金の後継制度であり、退職時の支給は自由に認められべきと考え、退職等を事由とする中途引き出しを広く認められているが、DCでは、年金は老後の所得であり、単なる貯蓄とは異なるという目的意識を反映し、中途引き出しは原則認められていない。</p> <p>一方で、企業が既存の退職金制度等を見直す際、DCを後継制度として検討するケースにおいて、DCでは従業員が定年前に中途退職した際、退職金として脱退一時金を支給できないために、導入を躊躇するケースがある。DC制度の更なる発展、普及のためには、加入者の利便性を促進し、他の企業年金制度同様、一定の条件のもと年金資産の中途引出を可能にすることが望ましい。</p> <p>②企業のグローバル化の進展や少子高齢化等を背景として、外資系企業のみならず国内企業においても、外国籍労働者の雇用は拡大している。一方、現行のDC制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として60歳まで中途引当(脱退一時金の支給)を行うことができない。</p> <p>3. ①2018年2月16日に閣議決定された「高齢社会対策大綱」において、65歳までの安定的な雇用確保と、それに付随する社会保障制度の見直し等が謳われており、公的年金を補完する制度として、iDeCoにおいても加入者資格喪失年齢を65歳迄引き上げべきと考える。</p> <p>また、第一号被保険者対象の国民年金基金は65歳支給であり、2013年4月から国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者は引き続き加入できるよう制度改正されており、iDeCoも平仄を合わせることが適切と考えられる。なお、iDeCo加入資格を有する第二号被保険者にとっては、60歳以降も加入が認められている企業型DC加入者との間で格差が生じることとなり、企業型DCとの不公平を是正する観点からも、検討頂きたい。</p> <p>②65歳までの雇用確保のために、60歳以降にグループ内の別会社に転籍するケースは一般的であり、制度が企業実態と整合していないと考えられる。グループ会社内での転籍は、適用事業所単位での資格喪失と加入と捉えるのではなく、同一のプランの中での属性変更と捉えることが実態に即しており、同一規約内の事業所への異動は加入資格を維持できるよう、資格要件を緩和頂きたい。</p> <p>4. 他の企業年金からの制度移行がない場合には、50歳以上の従業員は60歳から支給を請求することができない。公的年金へのつなぎ年金として機能できなくなる他、例えば、DBの今後発生する見込みの将来分の掛金からのDC制度導入などの事例では、年齢による不公平が労使の合意形成を困難とし、DC制度導入を阻害する要因となるケースがある。柔軟な制度設計を可能とし、制度普及を後押しするためにも緩和頂きたい。</p> <p>5. ①我が国においては、退職一時金制度を導入する企業が全体の約75%を占めるなど、広く退職一時金が普及しており、退職一時金は預貯金のみで運用されているケースが多い状況である。退職一時金の確定拠出年金制度への移換は、公的年金を補完する確定拠出年金制度の更なる普及に資するものであり、個人の効果的な資産形成にも繋がり得るものと考えられる。</p> <p>また、我が国の家計部門における金融資産約1,800兆円のうち、その多くを占める預貯金の一部が、投資信託等の運用資産にシフトされることによって、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることも期待できる。</p> <p>②中退共や特退共からの脱退時には従業員個人宛に資産分配することが原則で、従業員の老後資産形成を中断せざるを得ない状況。また、厚生年金基金からの脱退時には、個人単位での移換は認められているものの、受給権が生じている従業員には移換が認められない等の制約もあり、企業が移行先としてDCを活用することは難しいため、DCを他制度の受け皿として活用できるよう、より幅広い制度間ポータビリティを求める。</p> <p>③退職一時金制度から企業型DCへの資産移換は、4年～8年の間で均等に分割移換を行うこととされているが、企業型DCを導入する中小企業の一層の拡大を図ること、および加入者保護の観点から、一括移換または分割移換年数の拡大化(例:1年～8年)を検討頂きたい。</p>	(個人型年金への移換) 確定給付企業年金又は存続厚生年金基金の脱退一時金相当額及び存続企業年金連合会の年金給付等積立金相当額を移換可能。退職一時金、中小企業退職金共済の資産、厚生年金基金の解散に伴う残余財産の分配金の移換は認められていません。			【退職一時金制度からの資産移換の際の方法の弾力化】 現行の方法は、任意に資産を移換することによる利益操作を防ぐために設けていることから、ご提案について対応することは困難です。				

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928138	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	管理医療機器販売申請の規制緩和について	保健所への申請書類の提出、許可が必要となっている対象商品に、治療型絆創膏が入っているが、使用方法によって大きな健康被害が想定される商品ではないため、届出制ではない「一般医療機器」の指定としていただきたい。人体へのリスクについては、商品包装裏面、添付文書にて説明されている。含有成分の種類や規格の妥当性の認定は、主に目的とする治療機能を十分備えているとの判断ではないか。機能を備えていなければ管理医療機器認定されず、効果効用も馴染まないこと排除されるものと思われる。該当商品の添付文書には、「使用して腫れ・かゆみ等の問題があれば医師に確認して下さい」との表記があるだけで、これを見ても重大なリスクがあると思えない。入歯安定剤(ボウリング等)も同様である。少子高齢化、有職女性の増加等、環境の変化が大きい中で、過去に、コンドームや傷口洗浄液が規制解除されたように、広く国民の健康に寄与する面が大きい医療機器として、規制解除の対象としてご検討をいただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号、以下「法」という)に基づき、管理医療機器販売・貸与業を行う場合は各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長等に対しその営業所ごとに管理医療機器販売・貸与業の届け出を行う必要があります。医療機器の分類については、法第二条第五項から第七項に高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の定義が記載されており、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器(平成十六年七月二十日厚生労働省告示第二九九八号)の別表において、その医療機器に副作用又は機能の障害が生じた場合のリスクに応じて指定されています。	医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	対応不可	法律上、「管理医療機器」は副作用又は機能の障害が生じた場合において人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なもので、「一般医療機器」は副作用又は機能の障害が生じた場合においても人の生命及び健康に影響を与えるおそれがあるとはいえず、と定義されており、共に薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて指定することになっております。治療型絆創膏については、一般医療機器として位置づけられている絆創膏とは異なり、創傷との接触面がハイドロコロイド等の保水性の高い素材でできており、傷口を湿潤環境に保つことで治癒を促進するものです。当該品目がある効果、効能等を適切に評価し、当該製品の品質、有効性及び安全性を確保するためには、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査又は登録認証機関による認証審査を通じて、含有する成分の種類や規格の妥当性、安全性等を確認する必要があります。そのため、一般医療機器ではなく、管理医療機器としての位置づけが適切であると考えます。入歯安定剤についても同様の観点から位置づけを行っております。		
300928139	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	薬機法一部規制緩和について	一般用医薬品の販売方法及び情報提供方法を緩和し、営業時間内の店舗における有資格者の常駐を緩和していただきたい。店舗において有資格者を1名配置することで、一般従事者への管理・指導を含め、日常的な店舗運営、販売管理は対応可能である。また、店舗において有資格者が不在である場合においても、別の場所の有資格者が申し込みに電話等により情報提供を行うことは可能である。加えて、インターネット販売が解禁されており、対面型ではない情報提供が既に行われている。以上の理由から、店舗において常時資格者を配置する必要はないと考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	厚生労働省	一般用医薬品のうち、第1類医薬品は薬剤師が、第2類医薬品及び第3類医薬品については、薬剤師又は登録販売者が販売することが規定されており、それぞれの医薬品を販売等する営業時間内には、常時、店舗において区分に応じた専門家(薬剤師又は登録販売者)が勤務していることが必要である。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令	対応不可	一般用医薬品が適切に使用されるよう、販売時等には、各区分に応じた専門家による情報提供や医薬品の適否の判断等が必要であり、購入しようとする者から相談があった場合には専門家による適切な対応が必要である。また、御指摘のインターネット販売の場合についても、これらの情報提供等が適切に実施できるよう、販売を行う店舗内において専門家が情報提供等を行うことを求めています。したがって、医薬品を販売等する営業時間内には、常時、店舗において十分な知識、経験等を有する専門家が勤務していることが必要と考えています。		
300928140	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	薬品販売拡充に向けた薬事法改正について	現在、登録販売者の資格取得には都道府県が実施する試験の合格と2年の実務経験が条件となるが、2年以下の実務経験が必要となるとアルバイト店員しかいない時間帯での販売は難しくなるため、この実務経験2年を6ヶ月程度に短期化して登録販売者を拡充させてお客様に、より便利に薬をお買い求めいただきたいと考えている。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	厚生労働省	登録販売者が店舗販売業又は配置販売業の管理者又は管理代行者になろうとする場合、過去5年間のうち、薬局、店舗販売業、配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に業務に従事した期間及び登録販売者として業務に従事した期間が通算にて2年以上必要である。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	対応不可	店舗販売業又は配置販売業の管理者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定により、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、従業者の監督や医薬品その他物品の管理等の業務を行わなければならない。こうした義務を果たすとともに、購入者等に対して適切な相談応答・情報提供を行えるよう、管理者又は管理代行者となる登録販売者には、薬剤師等の指導の下での継続した経験が必要であり、現行どおり過去5年間のうち、通算して2年以上の実務・業務経験が必要であると考えています。		
300928141	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	登録販売者試験・資格取得制度について	過去5年間で2年以上の実務経験要件緩和について、現在の正規登録販売者は5年以内に24ヶ月の実務経験を満たさなければ研修中登録販売者になりますが、子育て・介護を行う資格者等にも資格を継続する機会を与えるため、実務経験期間が不足しているも更新試験(筆記・面接等)に合格すれば、資格を継続できるような制度についてご検討いただきたい。実態は、2年間の実務が同様にあっても知識・相談応答スキルに格差がある。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	厚生労働省	登録販売者が店舗販売業又は配置販売業の管理者又は管理代行者になろうとする場合、過去5年間のうち、薬局、店舗販売業、配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に業務に従事した期間及び登録販売者として業務に従事した期間が通算にて2年以上必要である。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	対応不可	店舗販売業又は配置販売業の管理者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定により、保健衛生上支障を生ずるおそれがないよう、従業者の監督や医薬品その他物品の管理等の業務を行わなければならない。こうした義務を果たすとともに、購入者等に対して適切な相談応答・情報提供を行えるよう、管理者又は管理代行者となる登録販売者には、薬剤師等の指導の下での継続した経験が必要であり、この実務・業務経験を試験による買収の確認によって代替することは困難であると考えています。		
300928142	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	OTC販売時の規制(店舗営業時間の2分の1以上)緩和について	OTC販売時間の規制(店舗営業時間の2分の1以上)緩和について、店舗販売業においては店舗営業時間の2分の1以上の時間、OTCを販売することが義務付けられているが、顧客の利便性や販売拠点の裾野を広げる観点から、週1日にて一定時間以上販売している店舗については営業時間の2分の1を下回っても販売可能にしていただきたい。登録販売者不足の現状から、時給相場の急騰につながっている。【例】1日8時間以上OTCを販売している場合は営業時間が16時間を超える場合でも販売可能とする。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省	厚生労働省	店舗販売業については、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する場合の1週間の総和が、当該店舗の閉店時間の1週間分の総和の2分の1以上であることが必要である。	薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令	対応不可	店舗販売業は、一般用医薬品の提供等の役割を担っており、一般用医薬品を必要とする消費者が来店した際に購入できる環境ができる限り確保されるよう、現行のとおり、当該店舗の閉店時間のうち、一般用医薬品を一定時間(2分の1以上)販売する時間を確保する必要があると考えています。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300928171	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	労災保険の特別加入条件の緩和について	【具体的内容】 中小事業主等の労災保険(特別加入)の条件の見直し加入条件の一つの『労働保険事務組合に事務処理を委託している』を除外していただき、特別加入しやすいようにしていただきたい。 【提案理由】 ①中小事業主・家族従事者は労災保険(特別加入)の加入条件は、雇用する労働者について保険関係が成立している労働保険事務組合に事務処理を委託しているコンビニエンスストア加盟店の大多数の事業主は労働保険事務組合に加入していないため、労災保険の特別加入はできない現状にある。 ②大半の加盟店事業主は、事務組合に処理を委託しておらず、労災保険の特別加入条件に該当していない。 ③コンビニエンスストア加盟店の大半は従業員が50名以下の事業主であり、規制緩和された場合、特別加入の対象となる。 更に、コンビニエンスストア経営の事業主・家族従業員の加入が見込まれると思う。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第1号により、中小事業主等が労災保険に特別加入する要件として、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものであることが規定されています。	労働者災害補償保険法第33条	対応不可	労働保険事務組合は、中小事業主の労働保険事務負担の軽減を図ることで、労働保険の適用の促進及び適正な労働保険料徴収の確保を図るために設けられているものです。 中小事業主等の特別加入に当たっては、当該事業場の労働者の適正加入及び労働保険料の適正徴収を担保するため、法律上、労働保険事務組合への事務処理の委託を特別加入の要件としています。 当該加入要件については、保険制度の確実性、制度の円滑な運営のためには必要なものであるため、見直しについては、慎重な検討が必要です。		
300928172	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	労働保険事務組合の設立要件の緩和について	【具体的内容】 労働保険事務組合の設立の前提条件である既存の事業主団体と同一の組織であり、新たに労働保険事務組合という団体を設立するものではないという条件について緩和をご検討いただきたい。コンビニエンスストア本部又は加盟店のオーナーの団体(共済会)等にて、労働保険事務組合の設立を可能にしてください。 【提案理由】 ①コンビニエンスストア経営者は、サラリーマン出身者等、労務関連において経験が少ない方も多いため、失念しやすい点。 ②大半のコンビニエンスストア経営者は、社労士への顧問契約等を行っていないため法令に沿った対応が十分でない店舗が散見されるため	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働保険事務組合制度とは、商工会、事業協同組合などの事業主の団体や社会保険労務士の事務所などが、厚生労働大臣から労働保険事務組合の認可を受けることにより、事業主の委託を受けて労働保険料の申告・納付や雇用関係の被保険者に関する手続などの労働保険事務を行う制度です。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条	現行制度下で対応可能	加盟店のオーナーの団体(共済会)については、団体の詳細な内容が不明であるため明確な回答は難しいですが、労働保険事務組合設立時の認可に当たっては、団体の運営実績が2年以上であることや労働保険事務の委託を予定している事業が30以上あること等、団体の性格や財政基盤、事務処理体制を審査させていただくことになり、認可対象となり得るかについては、お近くの都道府県労働局にご相談ください。 ただし、コンビニエンスストア本部については、団体ではなく一事業場ですので、労働保険事務組合の対象とはなりません。		
300928173	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	最低賃金の減額特例許可要件の緩和について	政府の「働き方改革」の方針として、最低時給1,000円を目標として、最低賃金が毎年3%ずつ上昇しているが、人件費の上昇が個人事業主の経営にとって年々大きな負担となっている。最低時給減額の特例許可制度はあるものの、①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、②試みの試用期間中、③職業訓練、④軽易な業務、⑤断続的労働に限られており、実態として許可を得ることは難しくなっている。 そこで、最低時給の減額特例について、18歳未満の者や高齢者、外国人等にも幅広く許可してもらうことで、個人事業主の経営次第にて人件費のコントロールができるようになるため、中小企業の持続的な経営に結びつくと考え、ご検討をいただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用することによって雇用機会を狭めるおそれがあるため、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として以下のものに限り個別に最低賃金の減額の特例が認められています。 ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、②試みの試用期間中、③職業訓練、④軽易な業務、⑤断続的労働	最低賃金法	対応不可	最低賃金の減額特例許可制度は、最低賃金法第7条各号に掲げる者(精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等)について、一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用することと、これらの労働者の雇用の機会を奪い、かえって労働者に不利な結果を招くこととなることから、都道府県労働局長の許可を条件として、減額を認めることとしているものです。 18歳未満の者や高齢者、外国人等について、現在のところ上記のような事情は認められないことから、対応するとはできません。		
300928174	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	厚生年金保険の同月得喪の取り扱いについて	【提案】 厚生年金保険料の同月得喪発生時に厚生年金保険を優先し、国民年金はその翌月からの適用としていただきたい。退職者へ厚生年金保険料を還付する実務に、多くの労力を要するためである。同月内に短期間にて入退社する従業員が、継続的に発生している実態がある。 【現状】 厚生年金保険料は、資格を取得した日(入社日)の属する月から、資格を喪失した日(退職日の翌日)の属する前月分まで徴収されることになっている。保険料は月単位にて徴収され、通常は資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の保険料は徴収されない。ただし、例外として、同じ月に資格取得と資格喪失があった場合(同月得喪)は、1ヶ月分の保険料が徴収されることとなっている。 【補足】 以前は厚生年金保険料と国民年金保険料をそれぞれ納付する必要があったが、平成27年10月以降は国民年金保険料の納付のみとなった。これにより、退職者が退職後に、同月内に国民年金の加入手続きをするか、又は、転職し同月内に厚生年金に再び加入した際は厚生年金保険料は還付することとなった。還付される保険料は会社負担分と従業員負担分の両方が会社へ返金されるため、退職した従業員へは会社から返金しなければならない。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	国民年金の被保険者の種別に変更があった場合、その月の最終の種別の被保険者であったとして制度が適用される。ある月に当初、厚生年金保険の被保険者(国民年金第2号被保険者)であったものがその後同月に最終的に国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者となった場合には、その月は国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者の期間に算入される。	国民年金法第11条の2及び厚生年金保険法第19条第2項	対応不可	国民年金及び厚生年金保険の被保険者期間については、資格取得の日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までを被保険者期間として算入することが法律上規定されており、月末時点で被保険者資格の取得の確認を以て、最終の種別に応じて当該月の被保険者期間に算入することとなる。 従って、厚生年金保険の被保険者資格の同月得喪の場合についても、その月に更に厚生年金保険の被保険者資格、国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者資格を取得した際には、上記のルールに沿ってその月は最終の種別である国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者の被保険者期間に算入することとなる。 上記に加え、年金事務において、膨大な事務処理を実施する必要がある中で、全国一律の事務処理が求められている現状において、月末時点で被保険者資格の取得の確認を以て当該月の被保険者期間に算入することを原則として取扱の例外として、ご提案のように同月得喪の場合にのみ国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者の被保険者資格を最終的に取得した月に問わず異なる取扱いをすることは、行政側・事業者側ともに困難であると考えている。		
300928175	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	雇用保険の複数企業での加入について	昨年同様提案を行い、「検討会の創設と議論を行う」旨の回答があったが、今回は当年度の状況を踏まえ再度提案を行う。 【提案】 雇用保険の加入について、複数の勤務先での加入を可能にしていただきたい。 【現状】 現状、雇用保険は主たる勤務先1社でしか加入できない。そのため、掛け持ち勤務(Wワーク)の際や、前職にて資格喪失手続きが行われていない場合、加入申請が止まってしまう。解消するのに数ヶ月を要する上、その間退職することも多く、雇用保険料を徴収できないことがある。掛け持ち勤務の増加傾向や、副業の社会的問題もあり、改革が必要であると考え。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	同時に2以上雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するために必要な賃金を受ける1の雇用関係については、被保険者となります。なお、被保険者資格に係る当該1の雇用関係については、週所定労働時間が20時間以上などの適用要件を満たすことが必要です。	雇用保険法第6条	検討に着手	平成30年1月31日から平成30年12月26日まで、「複数の事業所で雇用される者に対する雇用保険の適用に関する検討会」を再開し、平成30年12月27日付けで報告書を取りまとめ公表したところです。 今後、労働政策審議会に報告し、公労使において必要な議論を行っていただく予定としております。		



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928176	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	事業場外みなし勤務制の要件明確化について	法による「事業場外にて業務に従事し、使用者の具体的な指揮監督が及ばず労働時間の算定が困難な業務」において事業場外労働のみなし勤務制の対象となる場合、実運用上、携帯電話を持たせている事実により、随時使用者の指示を受けていない場合であっても、労働者の監督者から「認められない」と判断されることがある。厚生労働省グループの表現では「無線ポケットベル」とあり、現在のスマートフォン等の普及を考慮されていない時代の表現であり、実態に即していないと思われる。企業に無用の混乱を引き起こさないためにも、要件を明確にしたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働基準法第38条の2	現行制度下で対応可能	労働基準法第38条の2の要件については、既に通達等において明確に示されており、引き続き、これらの要件等の周知に努めてまいります。			
300928177	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	36協定、就業規則等の本社一括提出要件の緩和について	現状では、就業規則について、本社と同内容、36協定について、事業の種類、事業の名称、労働者数以外の項目が同一でなければならないため、直営店について個別に対応している状況となっている。フランチャイズチェーンの場合、本社一括での提出ができれば、提出状況の抜け漏れがなくなり、管理も容易となるため、ご検討をいただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働基準法第36条、労働基準法第89条	対応不可	36協定及び就業規則については、いずれも労務管理の単位である事業場ごとの届出が原則となっているところです。一括届については、その内容が企業全体で統一に適用される場合に限り認めている例外的取扱となっており、現状、この取扱の変更は検討しておりません。なお、時間外労働・休日に関する協定届の本社一括については、現在、複数の事業場同一の過半数労働組合と締結した協定のみ、これら複数の事業場分をまとめて本社を管轄する労働基準監督署へ届出することが可能であるが、今後、過半数改正し過半数代表者と締結した協定等についても本社一括届出を可能することを検討しています。			
300928178	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	有期契約者の解雇(解決金)に関するガイドライン作成について	有期雇用契約者の雇用トラブルは長期化することが多く、労使ともに負担が大きい。ある程度の金銭にて解雇できるガイドラインが必要である。実際トラブルとなった場合、円滑な労使関係は修復し難く、金銭解決が双方にとってメリットあると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働契約法(平成19年法律第128号)第16条に基づき、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合、権利を濫用したものとして無効となります。また、同法第19条には有期雇用労働者を対象としたいわゆる解雇止め法が規定されていますが、現行では解雇無効時に労働者が職場復帰を希望しない場合に、金銭を支払うことにより労働契約を終了するというガイドラインや制度はありません。	検討に着手	労働者保護の観点から、無効解雇の場合に労働者からの請求により使用者が金銭を支払うことで紛争を解決する仕組みの在り方について検討しています。現在、有識者による検討会で、有期雇用労働者の取扱いも含め、仮にこの仕組みを導入する場合に問題となる法技術的な論点について、議論を行っています。制度導入の是非も含めて最終的には労働政策審議会において結論を得ることとしております。			
300928179	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	副業ガイドラインの明確化について	厚生労働省の出した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」においては、企業に「副業・兼業を認める方向とすることが適当」と謳いながら、「両方で雇用されている場合は、労働時間に関する規定の適用について選算するとされていることに留意」とし、昭和23年の通達を併記している。具体的な取り扱い方については、各企業に任せ、実務上どういった手立てが有効か示されていない。この点について、具体的な運用方法を例を挙げて説明する等のガイドラインの拡充をお願いしたい。現状のガイドラインでは雇用契約を締結するタイプの副業は、企業にとってリスクが大きく、認める方向にはなりにくいものと考えられる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	労働基準法第38条	現行制度下で対応可能	副業・兼業における具体的な運用方法については、先述のとおり、既にガイドラインにおいて例を挙げて説明しています。なお、副業・兼業の場合の労働時間管理については、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」を開催しており、諸外国の制度等も踏まえ、実効性のある労働時間の在り方について、労働者の健康確保等に配慮しつつ、様々な観点からご議論いただきたいと思います。			
300928180	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	育児休業給付金の延長条件の撤廃について	1歳到達時に保育園に入れなかった等が条件にて給付金受給延長が認められるが、延長条件を撤廃し、3歳まで受給できるようにすれば1歳入園に集中せず、入園時期がばらばら、また、幼稚園入園の選択枠も増えるので、待機児童の減少につながるものと考えられる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	育児休業法	対応不可	育児休業期間及び育児休業給付金の支給期間を延長することについては、男性の育児休業取得率が低く、女性に育児の負担が偏っている現状に鑑みると、育児休業の長期化は企業の労務管理が難しくなる。女性の職場復帰に課題があるといった声もあり、女性活躍に逆行することになり慎重な検討が必要であると考えます。			
300928182	30年9月28日	30年11月1日	30年12月18日	外国人技能実習生該当職種の大拡規制緩和について	外国人技能実習生の該当職種の規制緩和について、国際貢献の立場として、母国の産業発展に貢献できる技能が否かで、判断をさせていただきたい。現在、惣菜製造業で外国人実習生の受け入れを行っているが、調理師等の製菓業やデザートは認められていない。認められていない職種も様々な技能が習得できる工程がある。様々な商品を製造する経験は、母国の発展に寄与するものと考えられる。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省 厚生労働省	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省令第3号)技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領(平成30年3月20日付付開発0320第14号)	現行制度下で対応可能	技能実習制度は技能移転による国際協力に制度最目としていることから、2号移行対象職種の追加の要件として、「送出国の実習ニーズに合致すること」を求めております。具体的には、送出国の中央政府の行政機関が発行した要領であり、当該送出国における職業能力開発又は産業政策を所管する部署の責任者名で発行されたものが提出されることが必要となります。送出国において、母国の産業発展に貢献できる技能が否も含めてご検討いただいた上で、当該要領が発行されるため、ご要望の点については既に現行制度下で対応しているものと考えます。今後具体的なご相談があった場合には、業所管省庁と連携の上、適切に対応してまいります。			

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
300928183	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	外国人雇用状況届出の統一について	<p>昨年度も同様の提案を行い、「外国人雇用状況届出システムの利用にて問題解決が可能」との回答をいただいた。しかしながら、ハローワークに問い合わせたところ、「届出システムでは異なるハローワークへの一括届出は不可能であること、かつ、改良の検討はない」旨の回答をいただいた。以上を踏まえて、以下の通り再度提案を行う。</p> <p>【現状】 現在、事業所において外国人を雇用する際に、その外国人が雇用保険の適用者が否かで、届出先(ハローワーク)が異なっている。雇用保険適用者であれば事業所を管轄するハローワークであるが、そうでない場合は別に勤務する地域のハローワークへ届出ることになっている。したがって、全国に事業所等を有する事業者の場合は、その営業所の所在地を管轄するハローワーク毎に届出を行うことになっている。</p> <p>【提案】 事業者が本社にて被雇用者を一括管理・届出している場合は届出が非常に煩雑になるため、ひとつのハローワークにて届出を受理できる体制をご検討いただきたい。外国人雇用者が増加する中、事業者の迅速・正確な届出に資することにつながり、社会問題となっている不法就労者の問題への対応の一助にもなるものと考えられる。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省		外国人労働者を雇い入れる際には、その労働者が雇用保険の被保険者となる場合は雇用保険の適用を受けている事業所を管轄するハローワークに、被保険者とならない場合は事業所の所在地を管轄するハローワークに外国人雇用状況の届出を行うこととしております。	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第12条	対応不可	ハローワークでは、外国人雇用状況届出の情報に基づき、職員が事業主の方に対して雇用環境の改善のための助言や指導等を行っております。そのため、外国人労働者が就労している事業所の所在地を管轄するハローワークにおいて正確かつ迅速に把握することが必要であるため、現行の取り扱いとしているものであり、ご提案については対応致しかねます。	△
300928187	30年9月28日	30年12月10日	31年1月25日	労働基準法の改正に伴う有給休暇消化方法の柔軟な対応について	<p>【提案理由】 有給休暇の消化義務化は、事業主負担が大きいため、柔軟な対応をご検討いただきたい。</p> <p>【具体的な提案内容】 有給休暇10日付与者に5日消化させることによる人件費の増加について、補助金等の対応をご検討いただきたい。または、同業種に際し、事業所規模(資本額・労働者数等)に応じた施行猶予期間を設けることをご検討いただきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省		現行の労働基準法第39条において、年次有給休暇は、6箇月間の継続勤務及び全労働日の8割以上出勤という要件を満たした労働者に対し、原則として労働者が請求する時率に与えることとされています。平成30年7月に公布された、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律第1条において、労働基準法第39条を改正し、平成31年4月から、年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち5日については、使用者が時率を指定して取得させることが義務づけられました。	労働基準法第39条 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律第1条	対応不可	年次有給休暇は労働者の心身の疲労を回復させ、ゆとりある生活の実現に資するという位置づけの下、法定の要件を満たした労働者に対して使用者が与えなければならない権利です。年次有給休暇の時季指定義務は、年次有給休暇取得率が5割前後にとどまる現状等にかんがみ、年5日以上の子年次有給休暇の取得が確実に進む仕組みを導入することにより、年次有給休暇取得率全体の度上げを図り、もって労働者の心身の疲労回復等を図ることを目的とするもので、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年6月29日成立)において、平成31年4月1日より全ての使用者に適用されることと定められておりますので、ご理解いただきまますようお願いいたします。	
300928188	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	社会保険事業主負担分の段階的に免除する制度の導入について	<p>【提案理由】 社会保険加入要件(週20時間)について、現状は従業員が501人以上の事業所が対象。その他の事業所は所定労働時間の4分の3(週30時間)以上出勤する者が対象となっているが、 ・主体者及び労働者の意思に反する場合がある ・経営者の意向が低下する等の懸念事項がある。 【提案内容】 事業主負担分について、国民年金の保険料免除制度のように、利益の少ない事業主は段階的に免除することをご検討いただきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省		被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担し、事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負います。	健康保険法第161条	対応不可	社会保険料(健康保険、厚生年金保険)については、必要な給付との見合いで、労働者に支払われる報酬(賃金)を算定基礎に、労使折半でご負担をいただく(制度)であり、事業規模や利益額により負担の差異化を図る制度ではありません。社会保険料の事業主負担については、医療や年金の給付を保障することで労働者が安心して就労できる基盤を整備することが、事業主の責任であるとともに、労働者の健康が保持され、労働能率の増進等が図れることが、事業主のメリットとなることにかんがみ、事業主にも必要な負担をいただいたくないと考へ、小規模事業者への支援など特定の目的で軽減できる性格のものではないと考へております。	
300928206	30年9月28日	30年11月1日	31年2月28日	保健所による施設基準の地域格差差正について	<p>食品衛生法では、該当する営業許可に対して都道府県が定めた施設基準に適合しなければならないが、地域によっては管轄する保健所毎に解釈が異なるケースがあり、保健所毎の確認が必要になっている。統一した基準とすることで、手続きの簡素化、迅速化が図られるようご検討をいただきたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会 厚生労働省		食品衛生法において、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理の事業を除く。)であって、政令で定めるもの施設について、都道府県は条例で業種別に公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないとされており、各都道府県は条例において、業種別の施設基準を設け、同基準に基づき営業の許可手続を行っています。	食品衛生法第51条、第52条第1項	対応	「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号。以下「改正食品衛生法」という。)により、営業許可に係る施設基準について、国は省令で基準を設け、都道府県は同基準を参照して、条例で必要な基準を設けるよう制度改正を行いました。同制度改正の施行は、改正食品衛生法が公布された日(平成30年6月13日)から起算して、3年を越えない範囲内において政令で定める日からしていますが、施行に向けて検討を行っているところです。	
300929006	30年9月29日	30年11月1日	元年9月27日	歯科医療施設内での歯科技工所開設の容認	<p>対象 医療法施行規則 第三章 病院、診療所及び助産所の構造設備 第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。</p> <p>を根拠に、「区画構造の一体性」が求められ、 参照 埼玉県本庄保健所 開設の手引き(無床診療所、無床歯科診療所) https://www.prof.saitama.lg.jp/soshiki/b0712/documents/kaisetsu_tebiki.pdf</p> <p>「診療所、歯科診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。」とされており、医療法上の歯科医療施設に所属する歯科医師、歯科技工士が他施設の歯科技工士を行うため、歯科医療施設内で歯科工室の設備を利用し歯科技工所開設することが発生し、歯科医療施設内で歯科工室の設備を利用し歯科技工所開設することが発生し、これを新たな通知等の発出と運用で容認することで、歯科技工士希望者の減少等が言われ、歯科技工士の担い手のす野を広げることが出来る。この場合、歯科技工士法が求める構造設備ではなく、医療法上の技工室の構造設備での開設を可能とすることが必要です。これにより、歯科医療施設自体の生産性の改善を図ることもできる。</p>	個人 厚生労働省		歯科診療所に別途歯科技工所を併設し、その施設・設備を共有することは、それぞれの基準を満たし、かつ、患者等に対する治療等に支障がない範囲であれば認められます。そのため、歯科診療所と入口や廊下等を共有することによって、歯科診療所の存する建物内に、歯科技工所を併設することは可能です。なお、上記の施設設備基準については、「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」(平成30年3月27日付厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長通知)に記載されている事項を踏まえて、各施設等を管理する者を明確にすることを等を行った上で実施する必要があります。	医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第1条の14第1項第13号 歯科技工士法(昭和二十三年法律第百六十八号)第2条第3項、第24条 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第13条の2	その他	左記のとおり、歯科診療所の存する建物内に歯科技工所を併設することは可能です。なお、開設にあたっては、歯科技工所を開設する以上、歯科技工室ではなく歯科技工所としての構造設備基準に従う必要があります。	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300929007	30年9月29日	30年11月1日	元年9月27日	歯科技工士法 歯科技工所でのテレワーク・サテライトオフィスの活用等の推進	<p>対象 医政歯発0411第3号 平成28年4月11日 公益社団法人 日本歯科技工士会 会長 杉岡 範明 殿 厚生労働省医政局歯科保健課長 歯科技工士法上の疑義について(回答) 平成28年4月7日付け公社日技第04-08号をもって照会のあった件について下記のとおり回答いたします。 記 真見のとおり。 公社日技第04-08号 2016年4月7日 厚生労働省医政局歯科保健課 課長 田口 裕 様 公益社団法人 日本歯科技工士会 会長 杉岡範明 歯科技工士法上の疑義について 平素より特段のご指導を賜り御礼申し上げます。 さて、下記の事項につき、貴省の見解を伺いたく照会いたしますので、宜しくお願い申し上げます。 記 (照会事項) 特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する行為(歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。)は、コンピューターを利用して行う過程も含め、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第1項に該当すると解してよろしいか。 以上</p> <p>とされ、歯科技工は、歯科技工士により届け出されて歯科技工所内での業務が前提とされ、進展するデジタル機器を利用した技工の分野でのテレワーク、サテライトオフィスの活用が図れない。 政府が推進するテレワーク、サテライトオフィスの活用をデジタル歯科技工の分野で認めることにより、通勤時間から解放される等の多様な可能性がある。 テレワーク、サテライトオフィスの活用により歯科技工の担い手のすそ野を広げ、歯科技工所の労働環境と収益、生産性の改善を図ることができる。 これにより、安倍内閣が進める「働き方改革」の後押しとすることができる。</p>	個人	厚生労働省	歯科技工士法上の疑義について(回答)(平成28年4月11日付医政歯発第0411第3号厚生労働省医政局歯科保健課長通知)にあるとおり、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する行為(歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。)は、コンピューターを利用して行う過程も含め、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第1項に規定する歯科技工に該当します。	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第3項 歯科技工士法上の疑義について平成28年4月11日付医政歯発第0411第3号厚生労働省医政局歯科保健課長通知)	対応不可	お示しの通知のとおり、コンピューターを利用して行う一連の行為も含めて、歯科技工に該当するといふ解釈です。歯科技工が行われる際はその業務が適正に運用されるため、歯科技工所で行うことが必要です。		△
300929008	30年9月29日	30年11月1日	元年9月27日	歯科技工補助者の活用の推進	<p>対象 歯科技工士法 第四章 業務(禁止行為) 第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。 歯科技工法の疑義について (昭和三〇年一月七日 医第二一六号) (厚生省医務局長あて三重県衛生部長照会) 歯科技工法の施行については目下鋭意関係方面の啓蒙に努力していますが既得権者となるべき者について、次の点に疑義がありますので折り返し何分の御指示をお願いします。 記 1 歯科技師が歯科技工を行うに当り自己の家族をして助手的行為に従事せしめる場合はたとえその業務内容が歯科技工に属する場合であっても歯科技工法の適用を受けないものと解してよいか。 2 もし前項による業務内容が歯科技工法の適用を受けるとすればその業務範囲は具体的に如何なる作業を指すかまた一般人に許容すべき補助的業務は如何なる作業を指すか。 歯科技工の業務内容について (昭和二年二月二七日 医発第一四七号) (三重県知事あて厚生省医務局長回答) 昭和三十年十二月十七日医第二、一六六号をもって貴県衛生部長より照会の標記について左記のとおり回答する。 記 1 当該助手的行為が歯科技工法第二条第一項に規定する「歯科技工」に該当する場合は、当然、同法の適用を受ける。 2 歯科技工が行われるに際し、一般人に許容される補助的業務の範囲は、歯科技工の製品に何等影響を及ぼさないような単純軽微な業務を、ウェアラブル端末等の利用により資格者の監督の下で歯科技工補助者に行わせることで、歯科技工所の収益、生産性の改善を図ることが出来る。 しかしながら、歯科技工の業務内容について(昭和三年二月二七日 医発第一四七号)(三重県知事あて厚生省医務局長回答)により、歯科技工現場が萎縮している。 そのため目安となる新たな通知等の発出が必要とす。</p>	個人	厚生労働省	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第17条の規定により歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってならないとされています。	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第17条	現行制度下で対応可能	お示しの通知のとおり、歯科技工士の製品に何ら影響を及ぼさないような単純軽微な行為を歯科医師又は歯科技工士の手足として行うことは一般人に許容されるため、これを行うのに歯科技工補助者を活用することは、規制されていません。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300929009	30年9月29日	30年11月1日	元年9月27日	歯科技工所設備規制に関し、歯科技工所の共同利用の推進	<p>第五章 歯科技工所 (届出) 第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。</p> <p>2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。</p> <p>とされ、現在運用により、歯科技工所内(同一住所)での複数の歯科技工所の開設が認められていない。歯科技工所法における歯科技工所設備規制に関し、歯科技工所の共同利用の推進を認める。通知等により歯科技工所内の同一住所での複数の歯科技工所の開設が認めることを明らかにすることより、開設の初期投資を抑える等が可能となり、歯科技工所の経営を効率化し、定年退職、若者等を含め起業等も容易になる。安堵内閣の進める「働きかた改革」の後押しとなる。</p>	個人	厚生労働省	歯科技工所法(昭和30年法律第168号)第21条の規定により、歯科技工所を開設した者は、開設の場所歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってならないとされています。	歯科技工所法(昭和30年法律第168号)第21条 歯科技工所法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第13条第1項	現行制度 下で対応可能	お尋ねの主旨が明らかではありませんが、歯科技工所法ではひとつの歯科技工所以下で対応可能		
300929010	30年9月29日	30年11月1日	元年9月27日	歯科技工所法第二十六条「広告の制限」の運用に関して	<p>第二十六条 歯科技工の業又は歯科技工所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。</p> <p>議事録 22国会 - 参議院 - 社会労働委員会 - 26号 昭和30年07月14日 ○加藤武徳君 第三点は、新たに第二十六条に広告制限の規定を設けようとするものでございます。歯科技工士は歯科医師の指示に基づきまして技工を業といたす者でございまして、対外的な交渉側面は比較的少のうございます。従いまして対外的な宣伝広告の制限は必要ではないんじゃないか、かような見解も無いではないと思うのであります。過去におきまして歯科技工士、あるいは歯科技工所が対外的な宣伝広告を行い、それがために歯科医師法違反に問われた例がないでもないものであります。むしろこの際は医師並びに歯科医師と同様に広告制限を行うことによりまして、かようなあやまちを犯すことを未然に防ぐ措置が必要ではないか、かような立場から、医師並びに歯科医師に負わせておきます広告制限とほぼ同様な第二十六条の広告制限の規定を設けたわけでございしますが、なお、第二十六条の規定と関連をいたしまして、繰り下げ後の第三十一条、第三十二条に若干の技術上の修正を行いましたのと、附則第二条及び第五条並びに第七条の広告制限の違反を犯した場合の処罰規定等を含みます若干の修正を行なつておるわけでございます。</p> <p>○政府委員 それから第三の広告制限の点でございます。この点は御推測のように、私どもも十分検討いたしまして、それで大衆に対して、もし間違つた広告が行われることになれば、その害毒が及ぶことを相当考慮いたしまして検討いたしましたけれども、法制上の立場から、このような強い制限を置くことはいかかかというふうな考え方もございまして、その辺の意見を考慮いたしまして原案からとりまして御提出申し上げたような、そういうようないきさつでございます。</p> <p>議事録にある様に「大衆に対して、もし間違つた広告が行われることになれば」として設けられた条文にかかわらず、一部で歯科技工所の歯科医療機関に対する営業活動に対しても規制の根拠とされ、歯科技工所の営業活動を委縮させている。直ちに新たな通知等を発出し、正されるべきです。</p>	個人	厚生労働省	歯科技工所法(昭和30年法律第168号)第26条 歯科技工所法第26条に係る運用について(平成23年10月28日付医政歯発1028第1号厚生労働省医政局歯科保健課長通知)を発生し、標記にかかる円滑な運用に資するため、同法における広告とならない具体例を示しています。また、歯科技工所法第26条により、歯科技工の業または歯科技工所に関する制限を規定しています。	歯科技工所法(昭和30年法律第168号)第26条 歯科技工所法第26条に係る運用について(平成23年10月28日付医政歯発1028第1号厚生労働省医政局歯科保健課長通知)	事実確認	お尋ねの主旨が明らかではありませんが、歯科技工所法第26条は広告に関する規制を定めた規定です。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確かとする事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確かとする事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300929011	30年9月29日	30年11月1日	元年9月27日	歯科技工士法 歯科技工士法施行規則 経営主体内に複数歯科技工所がある場合の特例	<p>歯科技工士法 (歯科技工指示書)                      第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行うてはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行う場合は、この限りでない。                      対象                      歯科技工士法施行規則                      第三章 指示書及び歯科技工所                      (指示書)                      第十二条 法第十八条の規定による指示書の記載事項は、次のとおりとする。                      七 当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地                      (届出事項)                      第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次の通りとする。                      一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)                      四 開設の場所                      六 業務に従事する者の氏名</p> <p>とされ、指示書により指定され、歯科技工士法に基づき届け出されて歯科技工所内での歯科技工が前提とされ、経営主体(法人)内に複数歯科技工所がある場合に歯科技工所間での業務量の調整をすることが出来ない。柔軟な会社経営や創意工夫が出来ない、非効率を生む規定となっている。                      経営主体内に複数の歯科技工所がある場合、経営主体が受託したとみなし歯科技工所間での業務量の調整を認め、歯科技工所の労働環境と収益、生産性の改善を図ることが必要です。                      また、歯科技工所間での人員の柔軟な一時的な応援・派遣等の運用が、「六 業務に従事する者の氏名」の規定により、阻害されている、これを新たな通知の発出等で整理し、歯科技工所の労働環境と収益、生産性の改善を図ることが必要です。</p>	個人	厚生労働省	歯科技工士法上「歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行うてはならない。」とされており、歯科技工士法施行規則において、指示書の記載事項として「当該指示書による歯科技工が行われる場所が歯科技工所であるときは、その名称及び所在地」を記載するものと定められています。そのため、歯科医師が指示した歯科技工所で技工物の作成を行う必要があります。	歯科技工士法(昭和30年法律168号)第18条 歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第12条	対応不可	歯科技工の業務が適正に運用されることを図るため、歯科医師が指示した歯科技工所で歯科技工を行うことが適切であると思料しますのでご提案の対応は困難です。		△
300929012	30年9月29日	30年11月1日	元年9月27日	歯科技工所設備の所有と使用の分離を可能とするための推進	<p>歯科技工士法施行規則                      第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次の通りとする。                      一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)                      二 開設の年月日                      三 名称                      四 開設の場所                      五 管理者の住所及び氏名                      六 業務に従事する者の氏名                      七 構造設備の概要及び平面図                      二 法第二十一条第一項後段の規定により届け出なければならない事項は、前項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項とする。                      第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。                      一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。                      二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。                      三 手洗設備を有すること。                      四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。                      八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。                      九 防しん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。                      とされ、歯科技工所設備の自己所有が前提の運用となっている。                      例 相模原市健康保健福祉局「歯科技工所開設等の手引き」平成29年4月  <a href="http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_project/00_common/shikagikou_tebiki.pdf">http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_project/00_common/shikagikou_tebiki.pdf</a>                      歯科技工所の開設資金、設備投資の増大への対応策として、起業(開設)では、歯科技工所設備の所有と使用の分離を図り、設備を所有せずとも使用契約等での開設を認めるという方法も必要です。通知等によりこの趣旨を明らかにすることにより、定年退職者、若者等を含め起業等が容易になる。</p>	個人	厚生労働省	歯科技工所の構造設備基準については、歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第13条の2に規定されている基準に適合するものでなければなりません。	歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第13条の2	その他	歯科技工所の構造設備基準については、歯科技工士法施行規則第13条の2に規定しております。歯科技工所を開設する場合は基準のいずれにも適合するものでなければならないことから、開設者は当該構造設備を有する必要があります。なお、お尋ねの「歯科技工所設備の所有と使用の分離」の意味するところが明らかではありませんが、「歯科技工所設備の」「所有」については法令上何ら規定はしておりません。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300930001	30年9月30日	30年11月1日	31年2月28日	診療報酬請求書の所在地及び名称、開設者氏名欄に押印する、押印の廃止について	医療機関や調剤薬局が、審査支払機関に提出する診療報酬請求書に求められている押印を廃止することを提案します。厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について(保医発0326第5号)の「診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 第1診療報酬請求書(医科・歯科・入院・入院外併用)に関する事項(様式第1(1))の「保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名、印鑑について」においては、(2)として捺印またはゴム印等で押印することと定められています。私は審査支払機関の職員で、毎月100件以上の診療報酬請求書を処理しています。この際、請求書に印がもれていることが度々あり、提出元の医療機関等に電話連絡を行い押印された請求書をわざわざ再作成し、再度提出する指示を行っています。ただ請求書に集計されている診療報酬明細書等の件数や点数及び金額の誤りはないため、仮に押印がもれていたとしても医療機関等への診療報酬等の支払いには、なんら影響を及ぼしません。押印がないからと言って、診療報酬が支払われなことはありません。しかし上記した記載要領を根拠に、押印がもれているためにわざわざ差し替えの請求書の作成を依頼し、再提出するように審査支払機関では指示を出しています。また押印のない請求書をそのまま見落とし、審査支払機関で保管をしていた場合に、内部監査や厚生労働省の厚生局等による外部監査等でその事実が指摘されると、事務疎漏として事故扱いになります。しかし、そもそも押印を必要とする理由が、我々現場の職員間では全くどういよう程分かっていません。明細書等の審査に必要なことでもありません。記載要領に定められているから、とか言えます。診療報酬請求書への押印を廃止することで、押印や押印もれに伴う再発行処理をなくし、事務手続きを簡素化することができます。なお同じ押印の規定は、「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」(DPC/PDPS対象医療機関)及び「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」(訪問看護)にも同様の規定があることから、これらについても押印の廃止を併せて提案します。	個人	厚生労働省	療養の給付及び公費負担療養に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成20厚生労働省告示第126号)で定められており、保険医療機関の所在地及び名称、開設者氏名の欄に捺印が求められております。ただオンラインによる請求においては電子証明書を用いており、その他の請求についてのみ、捺印を求めているところです。	療養の給付及び公費負担療養に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(平成20厚生労働省告示第126号)	対応不可	保険医療機関から提出された診療報酬請求書は正当性を確認できることが必要であり、オンラインによる請求を用いない診療報酬請求書の正当性の確認にあたっては、捺印に代替する手段がないため、捺印を廃止することは困難です。		
300930002	30年9月30日	30年11月1日	元年9月27日	医療法、歯科技工士法、歯科医療施設内での歯科技工所開設の容認	対象 医療法施行規則 第三章 病院、診療所及び助産所の構造設備 第十九条 法第三十二条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所(療養病床を有する診療所を除く。)には適用しない。  を根拠に、「区画構造の一体性」が求められ、 参照 埼玉県本庄保健所 開設の手引き(無床診療所、無床歯科診療所) https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0712/documents/kaisetsu_tebiki.pdf  「診療所、歯科診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されていること。」とされており、医療法上の歯科医療施設に所属する歯科医師、歯科技工士が他施設の歯科技工士を行うため、歯科医療施設内で歯科技工士の設備を利用し歯科技工所開設が可能である。これを容認することで、歯科技工士希望者の減少等が言われ、歯科技工士の担い手のすそ野を広げることが出来る。この場合、歯科技工士法が求める構造設備ではなく、医療法上の技工室の構造設備での開設が可能とすることが必要です。これにより、歯科医療施設自体の生産性の改善を図ることもできる。	株式会社 テクニカル センター	厚生労働省	医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第1条の14第1項第13号、第16条第1項第13号  歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第2条第3項、第24条 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第13条の2  「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」(平成30年3月27日付厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長通知)に記載されている事項を踏まえて、各施設等を管理する者を明確にすることを要する。  また、医療法施行規則で定める歯科技工士の構造設備基準と歯科技工士法施行規則で定める歯科技工士の構造設備基準は異なるため、歯科技工士の開設に当たっては、歯科技工士法で定める基準に従う必要があります。	歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第2条第3項、第24条 歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号)第13条の2  「病院又は診療所と介護保険施設等との併設等について」(平成30年3月27日付厚生労働省医政局長・厚生労働省老健局長通知)	その他	上記のとおり、歯科診療所の存する建物内に歯科技工士法を併設することは可能です。なお、開設にあたっては、歯科技工士法を併設する以上、歯科技工士法に違反するものとしての構造設備基準に従う必要があります。		
300930003	30年9月30日	30年11月1日	元年9月27日	歯科技工士法、歯科技工所設備規制に關し、歯科技工所の共同利用の推進	対象 第五章 歯科技工所 第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長、第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。 2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。  とされ、現在運用により、歯科技工所内(同一住所)での複数の歯科技工所の開設が認められていない。歯科技工士法における歯科技工所設備規制に關し、歯科技工所の共同利用の推進を認める。即ち歯科技工所内の同一住所での複数の歯科技工所の開設が認めることにより、開設の初期投資を抑える等、定年退職、若者等を始め起業等も容易になる。安倍内閣の進める「働きかた改革」の後押しとなる。	株式会社 テクニカル センター	厚生労働省	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第21条の規定により、歯科技工所を開設した者は、開設の場所(歯科医師又は歯科技工士でなければ、兼として歯科技工士を行ってならない)とされています。	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第21条 歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第13条第1項	現行制度 下で対応可能	お尋ねの主旨が明らかではありませんが、ひとつの歯科技工所において、複数名の歯科技工士が歯科技工業を行うことは現行の歯科技工士法に違反するものではないため、通知等の発出は不要であると考えます。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果					
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300930004	30年 9月30日	30年 11月1日	元年 9月27日	歯科技工士法 歯科技工所でのテレワーク、サテライトオフィスの活用の推進	医政歯発0411第3号 平成28年4月11日 公益社団法人 日本歯科技工士会 厚生労働省医政局歯科保健課長 歯科技工士法上の疑義について(回答) 平成28年4月7日付け公社日技第04-08号をもって照会のあった件について下記のとおり回答いたします。 記 貴見のとおり。 公社日技第04-08号 2016年4月7日 厚生労働省医政局歯科保健課 課長 田口 裕 様 公益社団法人 日本歯科技工士会 会長 杉岡 範明 歯科技工士法上の疑義について 平素より特段のご指導を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、下記の事項につき、貴省の見解を伺いたく照会いたしますので、宜しくお願い申し上げます。 記 (照会事項) 特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する行為(歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。)は、コンピューターを利用して行う過程も含め、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第1項に該当すると解してよろしいか。 以上 とされ、歯科技工は、歯科技工士により届け出されて歯科技工所内での業務が前提とされ、進展するデジタル機器を利用した技工の分野でのテレワーク、サテライトオフィスの活用が図れない。 政府が推進するテレワーク、サテライトオフィスの活用をデジタル歯科技工の分野で認めることにより、通勤時間から解放される等の多様な可能性がある。 テレワーク、サテライトオフィスの活用により歯科技工の担い手の裾野を広げ、歯科技工所の労働環境と収益、生産性の改善を図ることができる。 これにより、安倍内閣が進める「働き方改革」の後押しとすることができる。	株式会社 テクニカル センター 厚生労働省		歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第3項 歯科技工士法上の疑義について(平成28年4月11日付医政歯発第0411第3号)厚生労働省医政局歯科保健課長通知)にあるとおり、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工する行為(歯科医師がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。)は、コンピューターを利用して行う過程も含め、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第1項に規定する歯科技工に該当します。	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第2条第3項 歯科技工士法上の疑義について(平成28年4月11日付医政歯発第0411第3号)厚生労働省医政局歯科保健課長通知)	対応不可	お示しの通知のとおり、コンピューターを利用して行う一連の行為も含めて、歯科技工に該当するという解釈です。歯科技工が行われる際はその業務が適正に運用されるため、歯科技工所で行うことが必要です。		△
300930005	30年 9月30日	30年 11月1日	元年 9月27日	歯科技工士法における歯科技工所設備の所有と使用の分離を可能とする ことの推進	歯科技工士法施行規則 第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次の通りとする。 一 開設者の住所及び氏名(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地) 二 開設の年月日 三 名称 四 開設の場所 五 管理者の住所及び氏名 六 業務に従事する者の氏名 七 構造設備の概要及び平面図 2. 法第二十一条第一項後段の規定により届け出なければならない事項は、前項第一号及び第三号から第七号までに掲げる事項とする。 第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。 二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。 三 手洗設備を有すること。 四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。 五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。 六 照明及び換気が適切であること。 七 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。 八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。 九 防しん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。 十 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。 十一 歯科技工に伴って生じるしんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。 十二 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。 とされ、高難化する歯科技工所の開設資金、設備投資の増大への対応策として、起業(開設)では、歯科技工所設備の所有と使用の分離を図り、設備を所有せずとも使用契約等での開設を認めるという方法も必要です。一軒九ことの設備を準備し、稼働させることは、採算性を維持する上で大変な負担である。これにより、定年退職者、若者等を含め起業等容易になる。これにより安倍内閣が進める「働き方改革」の後押しとなる。	株式会社 テクニカル センター 厚生労働省		歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第29号)第13条の2	歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第29号)第13条の2	その他	歯科技工所の構造設備基準については、歯科技工士法施行規則第13条の2に規定しております。歯科技工所を開設する場合は基準のいずれにも適合するものでなければならないことから、開設者は当該構造設備を有する必要があります。なお、お尋ねの「歯科技工所設備の所有と使用の分離」の意味するところが明らかではありませんが、「歯科技工所設備」の「所有」については法令上何ら規定はしておりません。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300930006	30年9月30日	30年11月1日	元年9月27日	歯科技工士法 歯科技工補助者の活用の推進	歯科技工士法 第四章 業務(禁止行為) 第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。 歯科技工法の疑義について(昭和三〇年一月一七日 医第二二二六号) (厚生省医務局長あて三重県衛生部長照会) 歯科技工法の施行については目下総意関係方面の啓蒙に努力していますが既得権者となるべき者について、次の点に疑義がありますので折り返し何分の御指示をお願いします。 記 1 歯科医師が歯科技工を行うに当り自己の家族をして助手的行為に従事せしめる場合はたとえその業務内容が歯科技工に属する場合であっても歯科技工法の適用を受けないものと解してよいか。 2 もし前項による業務内容が歯科技工法の適用を受けるとすればその業務範囲は具体的に如何なる作業を指すかまた一般人に許容されるべき補助的業務は如何なる作業を指すか 歯科技工の業務内容について(昭和三一年二月二七日 医発第一四七号) (三重県知事あて厚生省医務局長回答) 昭和三十年十二月十七日医第二、二二六号をもって貴県衛生部長より照会の標記について左記のとおり回答する。 記 1 当該助手的行為が歯科技工法第二条第一項に規定する「歯科技工」に該当する場合は、当然、同法の適用を受ける。 2 歯科技工が行われるに際し、一般人に許容される補助的業務の範囲は、歯科技工の製品に何等影響を及ぼさないような単純軽微な行為を歯科医師又は歯科技工士(特例技工士を含む)の手足として行う場合に限ると解せられるが、具体的には個々の事例につき判断すべきものである。 人口減少が進み、ことに18歳人口の減少が顕著な中、歯科技工士の志願者が減少している。 そんな中、介護、看護の現場では補助者の活用が進んでいる。 歯科技工分野においても、歯科技工の製品に何等影響を及ぼさないような単純軽微な業務を、ウェアラブル端末等の利用により資格者の監督の下で歯科技工補助者に行わせることで、歯科技工所の収益、生産性の改善を図ることが出来る。しかしながら、歯科技工の業務内容について(昭和三一年二月二七日 医発第一四七号)(三重県知事あて厚生省医務局長回答)により、歯科技工現場が委縮している。 そのための目安となるガイドラインの発出が必要である。	株式会社 テクニカル センター	厚生労働省	歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第17条の規定により歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってならないとされています。	歯科技工士法(昭和30年法律168号)第17条	現行制度	お示しの通知のとおり、歯科技工士の製品に何ら影響を及ぼさないような単純軽微な行為を歯科医師又は歯科技工士の手足として行うことは一般人に許容されるため、これを行うのに歯科技工補助者を活用することは、規制されていません。		
300930009	30年9月30日	30年11月1日	元年9月27日	歯科技工士法、歯科衛生士法等の改正	現状、歯科技工士、歯科衛生士の離職率が高い事から、歯科医療を行える範囲の拡大をして頂きたい。 歯科医院、技工所と完全分離作業事が多いので、歯科治療、補綴物の製作についての技術や知識なども分離している事が多く感じています。 なので、もっと仕事をシェアを合してより良い治療、補綴物の製作をする事によって、より良い医療の提供ができると思いますし、歯科に携わる者の人材不足の解消、仕事に対する責任感、やる気なども大きく改善出来るのではないかと考えております。 例えば、歯科技工士としては、印象採得、咬合採得、口腔内での補綴物の調整、指示書の製作など。 歯科衛生士による補綴物の製作、指示書の製作など。 ガイドラインなどを製作して、衛生面等を管理したり、講習などでの資格を設ける、学校のカリキュラムに組み込み、初期段階での仕事範囲の拡大、職業の魅力を拡大し、若い人材の確保も必要。	個人	厚生労働省	歯科医師法により、歯科医師でなければ歯科医業をなしてはならないとされています。歯科技工士法において、歯科技工士は歯科技工業として行うものであることが定められておりますが、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのであれば衛生上危害を生ずるおそれのある行為をなすことはできません。また、歯科衛生士法において、歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当たっては、主治の歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないと規定されています。	歯科技工士法(昭和30年法律168号)第20条 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第13条の2	対応不可	歯科医師の養成課程と歯科衛生士並びに歯科技工士の養成課程における教育内容や国家試験の出題基準等はそれぞれ異なることから、各職種の仕事範囲を拡大することは適切でないと思っております。		
301018004	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	最低積立基準額の算定に用いる予定利率の見直し	【提案の具体的内容】 ・最低積立基準額の算定に用いる予定利率の基準を緩和していただきたい。 【提案理由】 ・最低積立基準額算定の予定利率は30年国債の応募者利回りの5年平均(これに0.8~1.2の敷金を着すことも可能)により定められているが、マイナス金利政策による金利の大幅な低下の影響で最低積立基準額の予定利率が大きく低下し、非継続基準の要求が厳しくなっている。さらに、足元の国債利回りの状況を見ると、予定利率がさらに低下することも想定される。 ・その結果、非継続基準に対応するための掛金が大幅に引き上がり、制度実施の障害となりがねないことから、回廊幅(0.8~1.2)の拡大や基準とする債券・平均期間の見直しを行うこと等の緩和を要望するものである。 ・なお、平成15年以前の当該予定利率は20年国債の応募者利回りの5年平均に基づき決定されていたが、平成16年度に30年国債の応募者利回りの5年平均に基づき変更されている。	一般社団法人 信託協会	厚生労働省	最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付額の予想額の現価として算定することとされており、最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、当該事業年度の末日の属する年前5年間に発行された国債(期間30年ものに限る。)の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率とされており、30年国債の応募者利回りの5年平均が使用されています。	確定給付企業年金法施行規則第55条、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年厚生労働省告示第99号)	検討を予定	確定給付企業年金の積立基準については、最低積立基準額の算定の基礎となる予定利率の設定基準である30年国債の利率の推移なども考慮しつつ、引き続き検討します。		



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○：所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
301018005	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	積立比率方式による非継続基準の特例掛金の算定方法の改善	<p>【提案の具体的内容】 ・積立比率方式による非継続基準の特例掛金の算定方法について、翌年度及び翌々年度に提出される特別掛金・リスク対応掛金を十分に反映させた算定方法に変更していただきたい。</p> <p>【提案理由】 計画的な掛金提出を目的に、非継続基準を考慮して(非継続特例掛金があるべく発生しないよう)特別掛金の水準を決定することや、リスク対応掛金を設定することが一般的に行われている。回復計画方式による非継続基準の特例掛金(以下、「回復計画特例掛金」という。)(※1)は、翌年度以降に提出する掛金の全額が積立不足を解消させるように特例掛金が算定されるが、一方で、積立比率特例掛金(※2)は、翌年度以降の特例掛金・リスク対応掛金の提出効果が十分に反映されていない算定方法であるため、以下の点について改善していただきたい。 ・翌年度提出の特例掛金を算定する場合 翌年度の特別掛金・リスク対応掛金の提出に伴う純資産額の増加分については特例掛金として追加提出する必要がない算定方法としていただきたい。(現行基準では、翌年度に特別掛金・リスク対応掛金を提出しているにもかかわらず、上乗せで特例掛金を提出する必要がある。) ・翌々年度提出の特例掛金を算定する場合 翌年度に特別掛金・リスク対応掛金を多く提出するケースにおいては、「翌年度に見込まれる積立不足(=最低積立基準額の増加見込額+積立金の減少見込額)」が負となり、翌年度に見込まれる積立不足が正のときと比べると、当該掛金提出による特例掛金の引下げ効果が(例えば1/15と)十分に反映されない。また、平成30年の省令改正前においては、回復計画特例掛金だけでなく積立比率特例掛金においても翌年度に提出する特別掛金・リスク対応掛金の全額を積立不足の解消に使用する算定方法であったことを踏まえると、現行の方法は省令改正前と比べて特例掛金額の下振りが引き上げられている。例えば、基準日の積立不足と翌年度に見込まれる積立不足のそれぞれについて必要掛金を算定する方法等、翌年度に提出する特別掛金・リスク対応掛金の全額が積立不足を解消させる効果として反映される算定方法に変更していただきたい。さらに、翌年度提出の特例掛金を算定する場合と同様に、翌々年度の特例掛金・リスク対応掛金の提出に伴う純資産額の増加分については特例掛金として追加提出する必要がない算定方法としていただきたい。</p> <p>(※1)確定給付企業年金法施行規則別第4条(平成26年3月24日厚生労働省令第20号)抄)に規定される回復計画に係る経過措置に基づき計算される掛金の額 (※2)確定給付企業年金法施行規則第58条の規定に基づく積立不足に伴い提出すべき掛金の額</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法施行規則第58条、第59条	検討を予定	積立比率方式による非継続基準の特例掛金の算定方法については、適切な掛金提出となるよう、引き続き検討します。		
301018006	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	確定拠出年金における加入者の年齢範囲の拡大	<p>【提案の具体的内容】 ・確定拠出年金における加入者の年齢範囲を65歳まで拡大していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・個人型確定拠出年金の加入者の年齢範囲は60歳未満の被保険者とされている。 ・また、企業型確定拠出年金では規約に定めることで、65歳まで加入者となることが認められているが、60歳以上で同一プランの実施事業所間を異動する場合、異動先で新たに加入者となることができない。 ・そのため、確定拠出年金の普及、従業員の多様なライフプランに対応し、また、企業型確定拠出年金との整合性の観点から、個人型確定拠出年金および企業型確定拠出年金の加入者の年齢範囲を65歳まで拡大していただきたい。</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定拠出年金法第9条、第11条第5項、第62条第3項第2号	検討を予定	個人型確定拠出年金における加入者資格喪失年齢の65歳への引上げについては、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、今年度検討準備を開始、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)の施行後5年(平成34年1月)を目途とした見直しまで結論を得ることとされており、当該計画に沿って対応を進めています。	◎	企業型確定拠出年金における加入者資格に関しては、60歳以上65歳以下で同一企業グループ内で転籍した場合にも、加入し続けることができるようにすることについて、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)において、今年度検討準備を開始、確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)の施行後5年(平成34年1月)を目途とした見直しまで結論を得ることとされており、ご提案の点についても併せて検討します。
301018007	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	確定拠出年金における脱退一時金の支給要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】 ・原則60歳到達まで支給することができない現行の確定拠出年金における脱退一時金の支給要件を、外国籍の者が母国に戻ると同時に、日本企業で積み立てた確定拠出年金の残高を一時金で受給することを認めて緩和していただきたい。</p> <p>【提案理由】 ・平成29年1月に個人型確定拠出年金の加入可能範囲が見直し、20歳以上の全国民は原則確定拠出年金に加入可能となった。これに伴い、脱退一時金の支給要件も見直し、個人別管理資産の額が一定額(現行15万円)以下の企業型加入資格喪失者、又は保険料免除者以外は脱退一時金を受け取れず、原則60歳以降の年金受給開始まで中途引出しが不可とされ、利便性が低下している。 ・公的年金では、日本国籍を有しない者が、国民年金又は厚生年金の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内脱退一時金を請求することができ、一方で、確定拠出年金制度の場合、日本国籍を有しない確定拠出年金加入者が母国に戻った場合であっても、日本企業で積み立てた確定拠出年金の残高は、原則60歳到達まで支給することができない。 ・今後、グローバル化が一層進み、外国籍の従業員の採用が増加する事が想定されるため、これまで以上に帰国時(中途脱退時)の一時金受給の必要性が高まることが考えられる。 ・そのため、確定拠出年金制度の利便性向上・普及促進のため、家族の介護、本人の病気療養・負債の返済等のやむを得ない事由について、追償課税条件とした脱退一時金の支給(困難時引き出し)を可能とすることや、公的年金と同様、日本国籍を有しない者の脱退一時金の受給を可能とする措置を講じられたい。</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定拠出年金法第9条、第11条第5項、第62条第3項第2号	対応不可	確定拠出年金制度は、加入者の高齢期の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であり、その考え方にに基づき、脱退一時金については、従来より、例外的な措置として、年齢等の一定の支給要件が設けられているとともに、手厚い税制優遇措置が講じられていることである。制度の目的、税制優遇措置が講じられていることを踏まえれば、脱退一時金の支給要件を緩和することは困難です。	◎	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
301018008	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	厚生年金・企業年金における遺族の範囲の拡大	<p>【提案の具体的内容】 遺族厚生年金および企業年金に定める遺族において、同性婚のパートナーを遺族に含めていただきたい。</p> <p>【提案理由】 厚生年金保険法および企業年金二法(確定給付企業年金法、確定拠出年金法)の規定において、同性婚パートナーが含まれるよう改正いただきたい。 上記主目的の取扱いを社内規程に反映させる企業、条例として反映する地方自治体があるなど、確約指向による差別禁止を実施することが今後想定されることから、同性婚のパートナーを遺族に含めていただきたい。</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省	厚生年金保険法、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法に定める遺族において、同性婚のパートナーは遺族(配偶者)に含みません。	厚生年金保険法第59条 確定給付企業年金法第48条、確定拠出年金法第41条	対応不可	厚生年金保険法における配偶者は、民法や戸籍法における婚姻の概念を前提としています。現行の民法や戸籍法の婚姻の概念によると、同性婚については婚姻には該当していないことから、厚生年金保険法においても、同性婚は保障の範囲に含まれません。 同性婚を厚生年金保険法において保障の対象とするか否かについては、民法等における婚姻の概念を見ながら検討すべきものとなります。 また、企業年金制度においては、厚生年金保険法に準じた取扱いとなります。		
301018009	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	年金給付の保証期間の上限年数の緩和	<p>【提案の具体的内容】 年金給付の保証期間の上限(20年)を延長していただきたい。</p> <p>【提案理由】 年金給付の保証期間の上限は20年とされており、平成14年の確定給付企業年金法制定当初から変わっておらず、また、それ以前の厚生年金基金や税制適格年金においても同様であった。 昨今の平均余命の伸長、および、高齢期の就労状況の多様化に対応するため、現状認められている老齢給付金の繰下げに加え、保証期間の当該上限を拡大し、より柔軟な制度設計を可能とすることを要望するもの。</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省	年金給付の支給に関して保証期間を定める場合における保証期間の上限は20年とされています。	確定給付企業年金法施行令第25条第1号	対応不可	年金給付の保証期間は、確定給付企業年金の給付が高齢期における所得の確保を目的とするものであり、遺産形成を防止する観点などから20年を超えてはならないものとしており、関係者等による慎重な検討が必要です。		
301018010	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	脱退一時金の繰下げ請求が可能となる者の範囲の拡大	<p>【提案の具体的内容】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3項に該当するものとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを申し出ることができない。当該者について、支給の繰下げを認めいただきたい。</p> <p>【提案理由】 確定給付企業年金法第41条第4項の規定により、同法第27条第3項に該当することとなった者(使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者)は、脱退一時金の全部又は一部の支給の繰下げを申し出ることができない。 老齢給付金支給開始要件のうち、加入期間要件を満たす者は、確定給付企業年金法第27条第3項により資格喪失した場合、繰下げができません。同法第27条第2号、4号、および5号により資格喪失した者は、繰下げをして年金として受け取る選択肢があることと比較すると公平でない。 また、確定給付企業年金法第27条第3項の該当者であって、将来年齢要件を満たすことにより老齢給付金の請求が可能となる者が、支給要件を満たすまでの間は脱退一時金を請求しないままの状態(未請求状態)を継続することになり、脱退一時金及び老齢給付金の受給権の失効に繋がる虞がある。 そのため、第27条第3項により資格喪失した場合であっても、基金(基金型)や代表事業主(規約型)への申出を可能とし、当該資格喪失者の支給方法の選択肢を広げていただきたい。(確定給付企業年金法第41条第4項の括弧内に「第27条第3号」を追加いただきたい。) なお、業務上、加入者や受給者の管理は、基金型であれば基金、共同設立の規約型の組合代表事業主が行っているため、他の事業所の資格喪失者をきめて、繰下げや年金給付の管理・コストは確定給付企業年金で纏めて運営されているため、実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者であっても管理することは可能である。また、繰下げや年金給付の管理・コストが不足することとなる場合は、確定給付企業年金法第78条にもとづき当該不足を解消するための一括拠出が義務付けられており、本件改正にあたっては基金、代表事業主が管理することが合理的であると考えられる。 現状でも、実施事業所でなくなった時点で年金受給権者であった者、あるいは、実施事業所でなくなった後に年金受給権者となった者に年金給付が行われており、そのための管理・コストを含めて適正に運営されている確定給付企業年金は多数存在することを踏まえ、脱退一時金の繰下げについても同様の取り扱いを要望するもの。</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省	脱退一時金は、加入者が、死亡以外の理由によって加入者の資格を喪失し、かつ、規約で定められた脱退一時金の支給要件を満たすこととなったときに支給されます。脱退一時金の支給要件を満たした人には(死亡したとき及び使用される事業所等が実施事業所でなくなったときは除きます)、事業主等に脱退一時金の全部または一部の支給の繰下げの申出をすることができると規約で定めることができます。	確定給付企業年金法第41条第4項	対応不可	確定給付企業年金の実施事業所でなくなったことにより資格喪失した者について、脱退一時金の繰下げを可能にすることについては、当該資格喪失者の管理コスト等を残った実施事業所が負担することになることも踏まえつつ、関係者等による慎重な検討が必要です。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「○」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
301018011	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	特別掛金額とリスク対応掛金額の残存期間についての制限緩和	【提案の具体的内容】 特別掛金額の予定償却期間の残存期間とリスク対応掛金額の予定提出期間の残存期間を同一とすることを認めていただきたい。  【提案理由】 ・リスク対応掛金額の拠出が完了していない場合であって、リスク対応掛金額の一部を特別掛金に振り替えるとき、毎年のリスク対応掛金額と特別掛金額の合計額を財政計算前後で同一に設定できない場合が生じる。 ・特別掛金額の予定償却期間の残存期間とリスク対応掛金額の予定提出期間の残存期間を同一とすることで、財政計算前後で同一の合計掛金額が設定可能となり、拠出掛金額の変動が実質されるため要望するもの。 ・なお、本件制限を緩和したとしても、残存期間に差を設ければよいこととされている現行法令との差異は極めて軽微であり、リスク対応掛金の過大拠出につながる懸念はないものと思料する。	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法施行規則第46条の2第4項	対応不可	現時点で発生しているものと見込まれている積立不足に対応するための掛金である特別掛金の方が、将来の財政悪化に備えるためのリスク対応掛金よりも緊急性が高く早期に対応するべきと考えられることから、特別掛金額の予定償却期間の残存期間とリスク対応掛金額の予定提出期間の残存期間を同一とすることは困難です。		
301018012	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	財政悪化リスク相当額における予定利率低下リスクの算定方法の追加	【提案の具体的内容】 リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金において、予定利率と実績が乖離することによるリスクとして、予定利率の1%低下を仮定して考慮する方法を特別算定方法以外の方法の1つとして追加していただきたい。  【提案理由】 ・リスク分担型企業年金において、予定利率と実績が乖離することによるリスクを、リスク分担型企業年金における特別算定方法以外の方法と同様に、予定利率の1%低下を仮定して考慮する方法は、これまで実績が繰上げられている。そのため、算定方法としても確立してきており、告示に算定方法を定めることも可能と考えられる。 ・特別算定方法では事前申請が必要となり、実施までの時間的な制約があり、事務負担も大きい。	一般社団法人信託協会	厚生労働省	「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」(平成28年12月14日 厚生労働省告示第412号)第2条第1号	検討を予定	財政悪化リスク相当額の計算方法については、必要な積立を確保する観点と手続に要する負担の軽減を関心する双方から、関係者等による十分な検討が必要である。		
301018013	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	リスク分担型企業年金移行時の掛金一括拠出規定の追加	【提案の具体的内容】 従来型確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への移行時に、制度変更前後で最低積立基準額が減少する者が発生しなくなるために必要となる掛金の一括拠出を認め、給付減額を伴わない制度変更を可能とすること。  【提案理由】 ・リスク分担型企業年金への移行において掛金の一括拠出を認めれば、移行前の非継続基準の財政状態によらず、給付減額を伴わない形でリスク分担型企業年金への移行ができる。これは受給権保護に資するものと思料する。 ・なお、確定給付企業年金から確定拠出年金へ移行する際には、移行部分の最低積立基準額相当の移換が求められ、不足額がある場合は一括拠出することとされている。この仕組みにより、移行後制度における給付の原資が確保されている。	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法施行規則第5条、平成14年3月29日 年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」	対応不可	事業年度末時点の積立金が最低積立基準額を下回っている場合には、リスク分担型企業年金に移行する前に、不足分に相当する掛金の一括拠出が可能であり、ご要望の点については、制度の利用状況やニーズ等を踏まつつ、関係者等による慎重な検討が必要である。		
301018014	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	リスク分担型企業年金における制度変更(権利義務承継等)時の一括拠出規定の追加	【提案の具体的内容】 ・リスク分担型企業年金の制度変更(権利義務承継等)時に、既存の加入者および受給権者の最低積立基準額が減少することにより給付減額となる場合には、掛金の一括拠出により給付減額を回避することを認めていただきたい。 (具体例)例えば合併等に伴い、新たな加入者の過去期間分の給付を持ち込むケースにおいて、持ち込み資産がない場合や「持ち込み資産/新たな加入者の調整前最低積立基準額」が既存のリスク分担型企業年金の「積立金額/既存の加入者および受給権者の調整前最低積立基準額」を下回る場合は、既存の加入者および受給権者の最低積立基準額が減少するため給付減額となる。  【提案理由】 ・特に受給権者の給付減額に該当する場合、給付減額の理由として経営悪化等の条件が必須であるため、企業業績が好調な場合は、リスク分担型企業年金をやめない限り、合併等が実施できない状況となる。 ・このため、合併等の制度変更時に既存の加入者および受給権者の最低積立基準額が減少しないよう、掛金を一括拠出することで、給付減額を回避できる選択肢を設けていただきたい。	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条、第46条の3、第55条第3項、平成14年3月29日 年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」	対応不可	ご要望の点については、リスク分担型企業年金の導入・運用を容易にする観点と適正な財政運営を確保する観点の双方から、関係者等による慎重な検討が必要である。		
301018015	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	リスク分担型企業年金の資産分割について	【提案の具体的理由】 リスク分担型企業年金の分割・権利義務移転において、移換する積立金の額の算定方法に「積立金+リスク分担型企業年金掛金額現価-財政悪化リスク相当額/2」が減少しないように、分割時積立金の額を定める方法を追加していただきたい。  【提案理由】 ・リスク分担型企業年金の分割・権利義務移転において、給付減額とならないようにするには、「調整率」・「個人別最低積立基準額」および「個人別(積立金+リスク分担型企業年金掛金額現価-財政悪化リスク相当額/2)」のいずれかを減少しないようにしなければならない。 ・「提案の具体的内容」に記載の方法を追加し、分割・権利義務移転時に選択可能とすることで、上記3つの減額判定に用いる数値のうち、最も厳しい基準を満たすことができるようになる。	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法施行規則第87条の2、平成14年3月29日 年発第0329008号「確定給付企業年金制度について」	対応不可	リスク分担型企業年金の分割・権利義務移転時に移換する積立金の額の算定方法に、ご提案の算定方法を追加することについて、具体的にどのような方法が考えられるかも含め、関係者等による慎重な検討が必要である。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
301018016	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	確定給付企業年金の確定給付企業年金への移換に伴う確定拠出年金への移換の移換日の制約緩和	<p>【提案の具体的内容】                      確定給付企業年金の終了・厚生年金基金の解散に伴い残余財産を確定拠出年金へ移換する場合、確定給付企業年金・厚生年金基金の清算終了日以前の移換を認めていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・確定給付企業年金の終了・厚生年金基金の解散に伴う残余財産の清算手続きは、事業所・個人の意向により、分配金受取・中途共への交付・連合会への移換・確定拠出年金への移換・確定給付企業年金への交付(厚生年金基金の解散の場合のみ)から選択する。                      ・このうち確定拠出年金への移換のみが、確定給付企業年金・厚生年金基金の「清算が終了した日」に行う(清算手続きの中で最後に行う)と規定されており、他の手続き(準備が整い次第、順次手続き可能)と整合性が取れていない。                      ・確定拠出年金へ移換する金額は個人別の財産算定時点で確定しており、移換のタイミングにより金額が変更したり、他の権利者の権利を害することはない。にもかかわらず、他の手続き(所在不明による供託・分配金送金エラーによる返戻再送金等)が終了するまで移換することができない。                      ・当該制約を改め、確定拠出年金への移換を確定給付企業年金・厚生年金基金の清算終了日以前に行うことを可能としていただきたい。</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定拠出年金法施行令第22条第2項2号、廃止前厚生年金基金令第22条第2項第2号	検討を予定	ご要望の点については、関係者の意見も踏まえ、検討します。			
301018017	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	確定給付企業年金における業務経理繰入可能額の変更	<p>【提案の具体的内容】                      業務経理への繰入れの要件にて「責任準備金の額」とあるものを「通常予測給付現価から掛金収入現価を控除した額」に変更いただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・平成29年1月1日施行の省令改正前においては、年金経理から業務経理への繰入れの条件は「積立金の額が責任準備金の額又は最低積立基準額のいずれか大きい額を上回るとき」であった。責任準備金の額が「通常予測給付現価－掛金収入現価」であったため、上記の条件は「積立不足が生じない範囲」を意味する。                      ・平成29年1月1日施行の省令改正により、責任準備金の額に「財政悪化リスク相当額－追加拠出可能額現価」が加算されることとなった。                      ・当該加算額は、任意にリスク対応掛金を設定するためのものであり、責任準備金の額の定義変更は、積み立てるべき額の引き上げを意味していないと認識している。                      ・上記を踏まえれば、平成29年1月1日施行の省令改正後の財政運営においても、従来と同額が繰入れ可能であると考えられるべきである。                      ・これを実現するため、施行規則第111条の象文中の「責任準備金の額」を「通常予測給付現価－掛金収入現価」としていただきたい。                      ・なお、総合型確定給付企業年金に係るAUP手続きの義務化が現在想定されており、当該手続きに係る新たな費用が今後必要と見込まれているが、総合型確定給付企業年金の多くでは、当該費用の支出は想定されていない。                      ・新たに事務費掛金を引き上げることが困難であるケースも多いため、年金経理の健全性を損なわない範囲で業務経理に繰入れを行い、法令改正により新たに生じる費用に充当することは強く望まれる措置であり、平成29年1月1日施行の省令改正前と比較し繰入額を拡大するものもないことから、提案事項の実現を要望する。</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金法施行規則第53条、第111条	対応不可	「積立金+掛金収入現価－通常予測給付現価」が財政悪化リスク相当額の範囲内にある場合には、その時点で積立不足がないときでも、将来積立不足が生じることが想定されるため、積立剰余があるとは言えない状態にあります。年金給付にあてるべき費用を賚る年金経理から企業年金基金の運営に充てる業務経理への繰り入れは、積立剰余がある場合に限られるべきであることから、上記の場合には、年金経理から業務経理への繰り入れを認めるべきではないと考えています。			
301018018	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	定年延長に伴う確定給付企業年金制度変更における給付減額手続きの緩和	<p>【提案の具体的内容】                      ・年金として全期間を保証する有期年金(確定年金)のみを支給する制度において、定年延長に伴う確定給付企業年金の制度変更を行う場合、一時金給付、年金給付のいずれについても総額を維持するケースであっても、その支給時期が遅れること等により給付現価および最低積立基準額が減少するため、給付減額に該当する。(総額を増加させるケースであっても、給付減額に該当する場合がある。)                      ・定年延長とあわせて行う制度変更であることがわかる書類(労働協約等)を提出することを持って、給付減額に該当しない場合と同じ手続き(給付減額にかかる同意手続きを不要)としていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      ・「高齢者の就業促進」は働き方改革の検討テーマの一つに位置付けられ、政府は65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業への助成措置を強化していく方針である。                      ・一方、現在の確定給付企業年金法では、一時金給付、年金給付のいずれについても総額を維持するケースであっても、その支給時期が遅れること等により給付減額に該当する。定年延長と、これに伴う確定給付企業年金の制度変更は一体であるにもかかわらず、確定給付企業年金での減額同意が手続きとして一体となっていないことで、確定給付企業年金制度が定年延長を踏まえた制度に出来ない可能性がある等、企業の定年延長実施の阻害要因となりがねない。                      ・定年延長に伴う確定給付企業年金制度変更の手続き円滑化を図り、高齢者の就業促進を推し進めるため、定年延長時の給付減額の手続きを緩和していただきたい。</p>	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、実施事業所の労働協約等の見直しや経営悪化などを理由に規約変更を行う場合に、給付の額を減額することが可能です。ただし、給付の額を減額する規約変更を行う場合には、減額の対象者からの3分の2以上の同意を取得する必要があります。 また、加入者の給付の額を減額する場合には、加入者の3分の1以上で組織される労働組合があると且その組合同意が必要となり、受給権者の給付の額を減額する場合には、減額前の規約に基づく最低積立基準額を一時金として支払う措置を設ける必要があります。 減額の判断は、加入者や受給権者の給付の現在の価値と最低積立基準額が規約変更前後で減少する場合等が挙げられます。	確定給付企業年金法施行規則第5条、第6条、平成14年3月29日年発第029000号「確定給付企業年金制度について」第102	対応不可	定年延長等に伴う規約の変更手続きについては、受給権を保護する観点も踏まえて、関係者等による慎重な検討が必要です。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
301018019	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	リスク対応掛金の規約変更の手続きの緩和	【提案の具体的内容】 リスク対応掛金の新規設定・変更の規約変更について、申請では届出としていただきたい。  【提案理由】 リスク対応掛金の新規設定・変更の規約変更が申請であるため、届出である特別掛金の新規設定・変更と比べて、2ヶ月以上前に届出額を決定する必要があり、時間的な制約が発生する。 リスク対応掛金は財政悪化リスク相当額の範囲内で定められるものであり、財政悪化リスク相当額は、事前に審査される特別算定方法または告示に定められた特別算定方法以外の方法で算定される。 個別に承認された算定方法あるいは告示に定められた一意に定まる算定方法の範囲で掛金が設定されることから、算定方法とは別に掛金の設定のみを目的とする規約変更手続きについては、他の掛金と同様、届出としていただきたいもの。	一般社団法人信託協会	厚生労働省	リスク対応掛金の変更は、規約の軽微な変更には当たらず承認又は認可の申請が必要となります。	確定給付企業年金法施行規則第7条第1項第5号	検討を予定	リスク対応掛金は、標準掛金や特別掛金のように一意に定まるものではないことから、基本的にリスク対応掛金の設定根拠を確認する必要がありますが、ご指摘も踏まえ、検討します。		
301018020	30年10月18日	30年11月16日	31年2月28日	確定拠出年金法における「届出の必要のない規約の軽微な変更」の新設	【提案の具体的内容】 確定拠出年金法施行規則においても、確定給付企業年金法施行規則第10条に定める「届出の必要のない規約の軽微な変更」を設けていただきたい。  【提案理由】 確定給付企業年金法では確定給付企業年金法第7条及び確定給付企業年金法施行規則第10条において「届出の必要のない規約の軽微な変更」という取り扱いが認められているところ。 ここでは、法第4条第3号に定める契約の締結の相手方の名称及び住所の変更や、市町村合併に伴う事業所の住所変更に係る事項、法令の改正に伴う変更に係る事項等について、届出が不要と整理されており、当該事項については確定拠出年金においても発生する事項であるものと思料されるため、確定給付企業年金及び確定拠出年金間の平仄の観点で、確定拠出年金においても「届出の必要のない規約の軽微な変更」を設けるべきと思料されるもの。	一般社団法人信託協会	厚生労働省	確定拠出年金法においては、企業型確定拠出年金規約の変更しようとするときは、軽微な変更の場合は、変更の届出のみで足りるとされていますが、届出の必要のない変更は認められていません。	確定拠出年金法第5条、第6条	検討を予定	確定拠出年金の手続については、事務負担を軽減することに加え、加入者の権利保護の観点も踏まえた上で、引き続き検討します。		
301030003	30年10月30日	30年11月16日	31年2月28日	保険薬局開設時薬局管理者の薬局開設許可日から開局日まで約半月間、薬局管理者は、医薬品医療機器等法第7条第3項に基づき当該薬局以外の業務に関する業務に従事することができず、他の薬局に調剤勤務をすることができません。一方、保険薬局指定を受けないままの営業では、事実上、処方箋応需は難しく、結局、現行制度下では、薬局管理者の調剤業務に約半月間のブランクが不可避となっている不都合がございます。 薬局管理者の調剤業務継続を希望する場合の対策として、医薬品医療機器等法第7条第3項の規定する兼業規制の緩和、又は兼業規制による不都合が発生することのない保険薬局指定制度の運用変更のご検討をお願い申し上げます。	上記より、保険薬局として開局できる日は毎月1日、かつ、前月上旬から中旬には薬局開設許可日から開局日まで約半月間、薬局管理者は、医薬品医療機器等法第7条第3項に基づき当該薬局以外の業務に関する業務に従事することができず、他の薬局に調剤勤務をすることができません。一方、保険薬局指定を受けないままの営業では、事実上、処方箋応需は難しく、結局、現行制度下では、薬局管理者の調剤業務に約半月間のブランクが不可避となっている不都合がございます。 薬局管理者の調剤業務継続を希望する場合の対策として、医薬品医療機器等法第7条第3項の規定する兼業規制の緩和、又は兼業規制による不都合が発生することのない保険薬局指定制度の運用変更のご検討をお願い申し上げます。	民間企業	厚生労働省	薬局の管理者は、都道府県知事等の許可を受けた場合を除き、その薬局以外の場所で業務に関する業務に従事することができません。 保険薬局の指定に当たっては薬局開設の許可証の写しの提出が必要ですが、許可証は申請時点で有効なだけでなく、指定日時時点で有効となっていれば、指定に係る申請には差し支えないこととなっています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第3条第1項	現行制度 下で対応可能	自治体においては、薬局開設の許可について、申請者の希望に合わせた有効期間開始年月日(許可年月日)とすることで御指摘のような管理者の業務に該当する状況を未然に防ぐことができる運用等がなされています。 また、厚生局においては、薬局開設の許可見込みによる申請の受付等の運用を行っています。 実態に沿った上記運用がなされるよう、自治体や厚生局に周知します。		
301114002	30年11月14日	30年12月10日	31年1月25日	血中酸素濃度を測定するセンサーの規制緩和	最近のスマートセンサーやアクティビティトラッカーにはSpO2センサーという血中酸素濃度を測定するセンサーが搭載されているものの、この機能は日本では法律上の制約で使えないとのこと。センサーは睡眠時無呼吸症候群の診断に使えると聞いて、最新のスマートウォッチを購入したものの、日本国内での使用は規制されているとして利用できなされています。センサーそのものは機能しているようですが、国内でのデータ活用を法的に制約しているようです。 ぜひ規制緩和をご検討ください。  <Garminのサイトより> 血中酸素飽和度(SpO2)の計測機器は、現在、日本国内においては薬事法上管理医療機器(クラスII)に分類されています。 このため、海外ではその機能を有する製品であっても、日本国内ではお使いいただけないよう機能を停止しております。	個人	厚生労働省	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「法」という。)第2条第4項により、人若しくは動物の身体の疾病の診断、治療又は予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされる機械器具等(再生医療等製品を除く。)であって、政令で定めるものは、医療機器に該当します。 日本国内において医療機器を製造販売するにあたっては、医療機器としての承認等を取得する他、製造販売業等の許可の取得が必要です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	その他	睡眠時無呼吸症候群の診断(以下「当該機能」という。)を目的とした機械器具は、法第2条第4項により内臓機能検査用器具として医療機器に該当します。 当該機能を有する製品として、日本国内で販売・授与等を目的に当該製品を流通させたい場合は、当該製品を製造販売しようとする企業が、医療機器として製造販売承認(又は認証)を取得する必要があります。 お問い合せのあった製品は、日本国内で製造販売承認(又は認証)を取得していないため、当該機能を有する製品として日本国内で流通させることはできませんが、企業が医療機器として製造販売承認(又は認証)を取得すれば、国内での流通が可能です。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については(本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「○」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
301116002	30年11月16日	30年12月10日	31年1月25日	介護保険事業に関する法令の整合性の確保及び届出書類の一層の削減	平成30年6月29日に介護保険法施行規則が改正され、介護保険法に係る指定申請に要する添付書類の削減が示されたところ。しかし、介護保険法に係る各事業の多くは、老人福祉法にも届出が定められており、介護保険法に係る届出書類から削減された書類であっても、老人福祉法及び関連法令に基づいて引き続き提出を求められる状態となっております。一例として、老人福祉法第29条に定められた「条例、定款その他の基本約款」、老人福祉法施行規則第1条の9等に定められた「条例、定款その他の基本約款」及び「主な職員の氏名及び経歴」等です。また、老人福祉法施行規則で定められた届出書類の中には、提出の必要性に疑問があるものもあり、削減の必要性があります。具体的には、老人福祉法施行規則第2条等定められた「施設の地理的状況(以下、「(1)土地」という。))及び施設の運営の方針(以下、「(2)という。))、同2項の「土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類(以下、「(3)という。))、同規則第20条の5で定められた「市場調査等による入居者の見込み(以下、「(4)という。))」、「事業開始に必要な資金の額及びその調達方法(以下、「(5)という。))及び「長期の収支計画(以下、「(6)という。))」です。1については自明であること、(2)についてはその求めるところが不明瞭であり仮に運営指環に用いるとしても有用でないこと、(3)、(4)、(5)及び(6)については、民間事業者の経営に対する行政の過大な管理を招く可能性があることから、提出不要と見做します。今般の介護保険法施行規則等の改正にあつての厚生労働省老健局長から通知、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(平成30年6月29日付老発0629第3号)においては、「指定申請に係る文書等を削減する観点から」と記載されているところ、目的を達成するためにも是非御検討願いますよう、よろしく御願い申し上げます。	個人	厚生労働省	介護保険法に基づく介護サービス事業者等は、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の実施又は老人福祉施設の設置を行う場合、老人福祉法施行規則に定める事項を都道府県知事に届け出る必要があります。	老人福祉法及び老人福祉法施行規則	検討に着手	介護分野の文書削減に関しては、「未来投資戦略2018」において、「介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、本年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。」とされています。このうち「国・自治体が求める帳票等」については、①指定申請、②報酬請求及び③指導監査に関する文書について、感度、実態把握及び必要な見直しの検討を行っています。この一環で、指定申請については、定款・寄付行為、管理者の経歴、役員の名・生年月日・住所、資産の状況等の項目につき削除する省令改正を行い、平成30年10月1日に施行済みです(平成30年厚生労働省令第80号及び第119号)。これに加えて、今年度中は、老人保健健康増進等事業等を活用し、更なる効率化の可能性に関し調査研究を行っており、その結果を踏まえ、必要に応じて来年度に更なる見直しを実施する予定です。		
301214004	30年12月14日	31年1月22日	31年2月28日	信用組合が共済代理店となることと可能とする(共済代理店の範囲の見直し)	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条において、共済代理店として労働金庫は認められているものの、信用組合は認められておりません。信用組合は、労働金庫と同様に、相互扶助を理念とする協同組織金融機関です。つきましては、組合員の利便性を図るためにも、信用組合が共済代理店となることを可能とするよう要望します。	一般社団法人 全国信用組合中央協会	金融庁 厚生労働省	消費生活協同組合法においては、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、③自動車分解整備事業者を定めています。	消費生活協同組合法第12条の2、同施行令2条、同施行規則167条、同施行規程第5条	検討を予定	共済代理店制度は、平成20年4月1日に施行された消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律(平成19年法律第47号)により導入されたところです。その際、協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその会員することができることから、共済代理店になることができることと規定されたところです。本件については、共済代理店制度の実情や共済を取り巻く状況等を踏まえつつ、関係団体等と議論をした上で、引き続き、慎重に検討を行っていくこととなります。		
310107003	31年1月7日	31年2月8日	31年4月5日	社会保険の任意適用申請の添付書類の件	社会保険(健康保険、厚生年金保険)の加入が法律で義務づけられていない事業所(例:常時5人未満の個人事業所等)が、社会保険に任意適用申請する際の添付書類が膨大であり、事業主や被保険者に多大な負担をかける。添付書類等は最小限にして、個人事業主や被保険者の負担を軽減すべきである。 5種類の公租公課の過去1年分の領収書の写しの提出を求めているが、(1)所得税(国税)、事業税(都道府県税)、市町村民税(市町村税)は、社会保険とは直接関係ないことであり、それらの領収書の写しの提出は即時、撤廃すべきである。(2)国民健康保険料、国民年金保険料の領収書の写しの提出についても、個人事業主の基礎年金番号を記載すれば、日本年金機構・年金事務所で納付状況は確認できることであるので、それらの領収書の写しの提出は即時、撤廃すべきである。	個人	厚生労働省	・健康保険法31条2項及び厚生年金保険法6条4項において、任意加入する場合は要件は、「事業所に使用される者の二分の一以上の同意」と規定されています。 ・更に、「従業員五人未満の事業所に使用される者に係る健康保険の適用について(昭和36年7月25日保発第29号)(以下「36年通知」という。))」において、(1)事業所と被保険者となるべき者との使用関係が明確であり、かつ、安定していること (2)過去における公租公課の納入状況からみて、保険料の滞納が生ずるおそれがないこと という審査基準が示されています。	健康保険法第31条第1項 厚生年金保険法第6条第3項	検討に着手	健康保険、厚生年金保険制度においては、保険料の納付義務は事業主に課せられていることから、事業主の公租公課の納入状況を添付書類によって確認することにより、保険料の滞納が生じる可能性が高くないことを確認したうえで認可を行う必要があるという観点から、添付書類を求めているものです。ご提案の添付書類削減の方策として、どのような対応が可能であるか、検討してまいります。		
310129001	31年1月29日	31年2月8日	31年4月5日	介護保険制度の地域包括ケアシステムの活性化に資する規制緩和	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)は、現行制度ではユニット顧客数9名に1名夜勤者配置が必要。これを2ユニット18名に1名の夜勤者配置へ緩和する。さらにグループホームと小規模多機能型居宅介護が同一建物に併設の場合、一晩あたりの利用者数が18名を超えない限り夜勤者1名での兼務を認める提案です。同様の人員配置として、特別養護老人ホームは2ユニット20名に対して1名の夜勤者配置が認められている。但し、1階が小規模多機能、2階がグループホームなど階層が異なる場合など、単一ユニットで対応できないように、この際、介護現場の生産性向上のためにITによる身回り機能を導入するなど長守りペルが下がらないことを要件とする。IT機器の導入を要件に人員配置を緩和することで、利用者へのケアの質を落とさず、事業者には人件費抑制となり、介護業界全体では人手不足、とりわけ夜勤者不足の一助になる。グループホームと小規模多機能の施設運営がスムーズになることで地域包括ケアシステムのケアの担い手としての機能に期待が増す。	インフィックス株式会社	厚生労働省	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)においては、夜勤職員を1ユニットに1人以上配置することを義務付けたうえで、事業所内の利用者の安全確保をさらに強化するために夜間に職員を厚手配置した場合には「夜間支援体制加算」として報酬上の加算を設けている。	平成18年厚生労働省令第34号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	対応不可	認知症ケアを専門的に行う認知症対応型共同生活介護(グループホーム)においては、夜間の安全確保を図る観点から、1ユニットに1人以上の夜勤職員を義務づけているところ。当基準については、利用者への処遇上の配慮や安全確保の観点から、事業者団体から夜勤体制強化の要望があり、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえて平成24年に改正されたものであることから、当基準を見直すことは困難である。		△

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310206001	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	薬機法における医療機器基準の明確化	<p>【提案の具体的内容】                      個人の睡眠や心拍数等を計測するデバイスについて、現在は薬機法適用の基準が不明確であり、「医療機器」として販売されているものと「非医療機器(ヘルスケア機器)」として販売されているものがある。医療分野での利用有無や侵襲性などの人体に害を及ぼすリスクをもとに、薬機法の適用基準の明確化を要する。例えば、デバイスに関しても、プログラムの医療機器と同様、医療機器への該当性について基本的な考え方を示していただきたい。                      &lt;参考&gt;                      「プログラムの医療機器への該当性に関する基本的な考え方について」(2014年11月14日)</p> <p>【提案理由】                      現在市販されている個人の睡眠や心拍数等を計測するデバイスの中には、医療機器として販売されているものと、ヘルスケア機器(非医療機器)として販売されているものがある。医療機器と判断された機器を製造・販売するには、その機器自体の医療機器としての届出や試験、また会社自体の医療機器製造販売業としての申請等、コストや時間がかかる。医療機器として認定される可能性もあるため、薬機法で規定される医療分野以外でのウェアのみの想定したデバイスを活用したヘルスケアウェアの展開を促進する必要がある。医療分野での利用有無や侵襲性などの人体に害を及ぼすリスクをもとに、薬機法の適用基準の明確化することで、ビジネスの予見可能性の向上が期待できる。                      さらに、世界に目を向けると、所管省庁発行のガイドラインなどによって、医療機器とヘルスケア機器の境界線を明確化し、特に人体に害を及ぼすリスクの低い製品については積極的にその規制を緩和することで、デバイスを活用したヘルスケア産業の振興をはかっている例もある。                      &lt;他国の事例&gt;                      アメリカ合衆国:  <a href="https://www.fda.gov/downloads/medicaldevices/deviceregulationandguidance/guidancedocuments/ucm429674.pdf">https://www.fda.gov/downloads/medicaldevices/deviceregulationandguidance/guidancedocuments/ucm429674.pdf</a></p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医薬品医療機器等法第2条第4項により、人若しくは動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等(再生医療等製品を除く。)であって、政令で定めるものは、医療機器に該当します。</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第4項</p>	<p>◎</p>	<p>ある製品が医療機器に該当するか否かについては、                      ①人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であるか否か、または、                      ②その形状や機能から①とみなされるか否か、                      といった基準により判断することとしています。(薬機法第2条第4項)                      その上で、プログラムに関しては、上記の基準により医療機器に該当する場合でも、人の生命、健康に影響を与えるおそれがほとんどないものについては、例外的に、医療機器に該当しないこととしています。(薬機法施行令別表第一)                      このため、このプログラムに関する例外的な取扱いの基本的な考え方を示すための通知を发出しております。                      一方、ご提案のデバイスについては、プログラムとは異なり、人の生命、健康に影響を与えるおそれがほとんどない場合であっても、①又は②の基準に該当すれば、医療分野での利用の有無や侵襲性などの人体に害を及ぼすリスクの程度に関わりなく、医療機器に該当するため、該当・非該当の基準を策定することは困難です。                      なお、個別具体的な製品の医療機器該当性については、製品の開発前や開発途中でなくても各都道府県の薬務担当部署において相談を受け付けております。</p>		△
310206002	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	外国製造業者認定の外国制度とのイコールフットリング	<p>【提案の具体的内容】                      外国製造業者認定について、                      ①外国製造業者も理解できるよう制度説明や「よくあるお問い合わせ」等の英語版を政府が作成すること、                      ②業許可ではなく、海外制度と同様に、適切な文書の提出および承認申請書への当該製造所の登録のみを求めようとして改定すること、                      を要望する。</p> <p>【提案理由】                      近年、製造拠点、医薬品の輸出入など医薬品においてもサプライチェーンのグローバル化が進んでおり、特に、医薬品の製造については、海外CMO(医薬品製造受託機関)に受託するケースが半分以上占めるようになってきている。外国製造業者(外国において日本に輸出される医薬品又は医薬部外品を製造しようとする者)認定について、国際調和の観点からも海外CMOの理解を促す取組の推進や制度の変更により、国内企業と海外CMOとの連携強化が期待できる。                      例えば、EUや米国においては、日本の製造所がそれら任国の製品を製造する場合、任国における業許可相当の認定を受けることなく、承認者に当該製造所を登録し、適切な文書を提出するのみであるが、日本では、外国製造業者は、国内製造業者の許可と同様に認定を受けることが当該医薬品等の製造販売承認の要件となっている。こうした背景もあり、海外CMOに日本の外国製造業者認定の制度を理解いただくのに時間を要することが多い。また多くの場合、本制度の説明については各社で本制度を英訳・英語での説明を実施しているが、政府が発出する英語版の説明資料等がないため、海外CMOに本制度を理解・信頼してもらうのに余計な時間を要する場合もある。                      また、海外CMOの社名変更・役員変更など変更があった場合について、本制度では、変更後、30日以内の届出が求められているが、届書の繼に外国製造業者の代表者の署名が必要であり、外国製造業者から本邦代行業者への変更事項の連絡、双方による変更事項の確認、署名入りの繼の海外から本邦への送付を経ての届出となるため、日本の代行業者において短期間での作業・調整が必要となっている。1つの海外CMOに複数の国内製造販売業者が委託している場合、各製造販売業者にとって委託製造業者は企業の機密事項であり、製造販売業者同士が相互に連絡をとり合うことは一般的ではないため、認定の維持に当たり、海外CMOが製造販売業者間の情報連携の責務を担う場合があり、海外CMOによる本制度の理解は不可欠である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>①医薬品医療機器総合機構のHPIに外国製造業者認定の制度に関する説明資料を掲載しております(<a href="http://www.pmda.go.jp/english/review-services/reviews/foreign-mfr/0001.html">http://www.pmda.go.jp/english/review-services/reviews/foreign-mfr/0001.html</a>)                      ②医薬品を製造する製造所が、医薬品医療機器等法第十三条の三第一項に基づき(医薬品等の製造販売の承認を受けていないときは、法第十四条第二項第二号により</p>	<p>医薬品医療機器等法第十三条の三、第十四条第二項、医薬品医療機器等法施行規則第三十六条</p>	<p>①現行制度下で対応可能                      ②対応不可(保管のみ一検討に寄る)</p>	<p>①制度の現状でご説明した通り、医薬品医療機器総合機構のHPIに制度に関する説明資料の英語版を掲載しておりますので、ご活用ください。                      ②医薬品等について、製剤や原薬の製造の段階においては、品質管理や有効期限等の管理が求められることから、我が国や欧州では、許可又は認定制を採用しており、今後も認定制を維持する必要があると考えています。一方、保管のみを行う製造所は、米国、欧州では、許可等が必要となっていない現状を踏まえ、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会が平成30年12月にとりまとめた「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」に基づき、平成31年通常国会に提出した医薬品医療機器等法改正法案において、認定制から登録制へ移行することが盛り込まれております。</p>		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
310206003	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	GQP省令の外国制度とのイコールディング	<p>【提案の具体的内容】 GQP省令について、グローバル化に向けた対応として、 ①GQP省令や「よくあるお問合わせ」等の英語版を政府が作成すること。 ②GQP省令を国際整合性のとれた基準に変更すること(例えば、日本においては有効性、安全性及び品質に関する責任が海外に比較して非常に重くなっている。)について要望する。</p> <p>【提案理由】 製造販売業者の許可要件として医薬品等の品質管理の方法に関する基準である「医薬品・医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令(GQP省令)」に適合していることが求められる。一方で、現在、製造販売業者から求められるGQP省令は国際的整合性がとれていないため、海外製造所への説明の際に、理解を得難い場面があり、製造のグローバル化の障害となる場合がある。また多くの場合、本制度の説明については各社で本制度を英訳・英語での説明を実施しているが、政府が発出する英語版の説明資料がないため、海外GMOに本制度を理解・信頼してもらうのに余計な時間を要する場合もある。 現在、GQP省令の元となる「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令)」については国際的整合性のとれた省令改訂に向けた議論が進められており、GQP省令についても国際的整合性のとれた省令改訂に向けた議論を早急に進めていただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>①医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第136号。以下、「GQP省令」という。)の英訳が、既にPMDAホームページ(<a href="http://www.pmda.go.jp/files/000153095.pdf">http://www.pmda.go.jp/files/000153095.pdf</a>)に掲載されています。他方、GQP省令に関するQ&amp;Aとしては、「GQP事例集(2005年3月版)」について(平成17年3月17日厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡)が発出されていますが、厚生労働省において英語版は作成していません。</p> <p>②GQP省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に確保等に関する法律第12条の2第1号及び第23条の21第1号に基づき定められているものであり、製造販売業者が医薬品等の製造販売をするに当たって遵守すべき品質管理の基準です。</p>	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に確保等に関する法律第12条の2第1号及び第23条の21第1号 平成16年厚生労働省令第136号	<p>①検討を予定 ②対応不可</p>	<p>①GQP省令の英訳について、既にPMDAホームページに掲載されておりますので、そちらをご活用ください。また、GQP事例集(2005年3月版)については、関係業界団におけるニーズ等を踏まえ、英訳を作成するか否かを検討します(平成31年度中に検討開始、同年度中に結論を得る予定)。 ②「GQP省令は国際的整合性がとれていない」とする具体的な内容が明らかでないため、GQP省令の見直し可否について回答することは困難です。なお、例えば、GQP省令においては、各国の医薬品当局が参加して品質管理の指針作成等を行っている国際的な団体であるPIC/S(Pharmaceutical Inspection Convention and Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme:医薬品査察協定・医薬品査察共同スキーム)のガイドラインには明記されていない事項として、総括製造販売責任者や品質保証責任者の設置を求めています。最終製品の市場出荷を行う製造販売業者が果たすべき品質確保(承認事項に合致しているか否かの確認を含む市場出荷の可否判定、市場出荷後の製品回収や苦情処理等)等の責任の所在を明確化するために必要なものと考えられています。</p>		
310206004	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	包装・表示・保管のみを行う製造業者許可及び外国製造業者認定制度の見直し	<p>【提案の具体的内容】 製造業者許可及び外国製造業者認定制度を見直し、医薬品の製造過程における保管のみを行う物流倉庫については、欧米と同様に倉庫業者との契約に基づく温度管理等の遵守を製造販売業者に課すとともに、製造業者の許可及び海外にあっては製造業者の認定に代えて、GDPで管理することを考慮した倉庫業者の登録制度の新設を検討いただくよう要望する。</p> <p>【提案理由】 日本の規制では、医薬品の製造過程における保管のみを行う物流倉庫に対しても製造業者許可又は外国製造業者の認定が必要とされているため、多くの管理が求められる。しかし、当該倉庫に求められるのは適切な温度管理、セキュリティ管理等であり、製造業に求められる管理とは異なる。業務の効率化や制度に関する認識の齟齬を解消するため、製造業者許可及び外国製造業者認定制度を見直しを行っていただきたい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医薬品の保管のみを行う製造所については、現行制度では、製造所として個別に製造業者許可(海外においては外国製造業者認定)の取得が必要です。</p>	<p>医薬品医療機器等法第13条 医薬品医療機器等法第18条の3</p>	検討し着手	<p>厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会が平成30年12月にとりまとめた「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」に基づき、保管のみを行う製造所に係る登録制度の導入を盛り込んだ医薬品医療機器等法改正法案を平成31年通常国会に提出しました。</p>		
310206005	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	医薬品の柔軟な製品切替えを可能とする事前届出制度の導入	<p>【提案の具体的内容】 医薬品の承認変更制度において、変更内容のリスクに応じた事前届出制度の導入を要望する。</p> <p>【提案理由】 欧米と日本では医薬品の承認変更制度が異なり、欧米では日本と同様の事前審査制度のほか、変更内容のリスクに応じてCBE-30、Type1B、CBE-0、Type1A等のように複数の事前届出制度が設けられている。そのため、わが国においてはOMC(製造方法、規格及び試験方法等)の変更に係る承認時期が欧米に比べて遅延するケースも考慮し、製造販売業者は、OMCの変更に係る欧米との承認ラックを考慮したグローバルサプライ計画の精緻な調整を行うなど多くのタスクコストをかけて医薬品の欠品リスクの回避に努めている。欧米と同様な事前届出制度を導入することで、グローバルで製品出荷のタイミングを柔軟に調整可能になることから、より良い製品をタイムリーに患者さんに届けることができるようになる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医薬品の承認については、その効能・効果や用法・用量の他に、製造方法及び規格等の品質に関する事項についても含まれています。 現在、製造販売業者が、医薬品の品質に影響を与えるおそれのある承認事項の変更を行う際には、当該変更についてPMDAでの審査を経て厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。</p>	<p>医薬品医療機器等法第14条、医薬品医療機器等法第14条第9項</p>	検討し着手	<p>厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会が平成30年12月にとりまとめた「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」を踏まえ、あらかじめ審査当局に提出した変更計画により、最終的な製品の有効性、安全性に影響を及ぼさない医薬品等の製造方法等の変更であることを確認できる場合には、その変更計画に従って変更を行う旨の届出を行うことにより変更承認を不要とする仕組みの法制化を盛り込んだ医薬品医療機器等法改正法案を平成31年通常国会に提出しました。</p>		
310206006	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	医薬品の承認書の欧米局方の簡略記載、記載事項の変更手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】 欧米局方の医薬品の承認書について、全文記載の他、簡略記載(版は記載)を可能とするよう運用の見直しを要望する。 また、簡略記載されたUSP及びEPの掲載内容が改訂された場合の薬事変更手続きについては、軽微変更届出の対象とすると、全文記載の場合と比べて、より良い真度・精度で管理されることを考慮し、軽微変更届出の対象とすることも要望する。</p> <p>【提案理由】 現状、承認書において日局収載品については規格及び試験方法の簡略記載が認められている。一方、米国局方(USP)及び欧州局方(EP)に掲載された規格及び試験方法は、三種で調和された一部の試験法を除き、全文記載が求められている。ICH Qのガイドライン(2A、2B、9、10等)に準拠して申請資料を作成し、三種の局方で規定された一般試験方法については、いずれもバリデーションされた試験法であり、各種共通の品質管理は可能と考える。しかしながら、日局収載品の記載に合わせるために、製品の品質には影響がないにもかかわらず、追加の試験成績の記載が求められたり、本質的な変更がないにもかかわらず煩雑な承認書の変更手続きが発生する等、グローバルで非効率な二重管理が必要になっている。簡略記載を認めることで、グローバルでの同一の品質管理、及び同じタイミングで改良製品の供給が可能になるとともに、薬事手続きについて、企業及び行政双方の業務の効率化が図ることが可能になる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>各薬局方における、医薬品規格や試験方法等の考え方は本邦と各国で相違があります。したがって、調和されていない欧米薬局方の内容は、個別に科学的な妥当性評価を要するため、承認申請書に全文記載してもらった上で審査しております。一方、ICH、世薬局方会議、日米欧三薬局方検討会議(PDQ)等の議論を経て、調和されたものは、承認書への簡略記載、審査の簡素化が可能となっています。</p>	<p>医薬品医療機器等法第14条、医薬品医療機器等法第14条第9項、平成28年厚生労働省告示第4号、平成28年10月19日付け事務連絡「第十八改正日本薬局方作成基本方針について」</p>	対応不可	<p>各薬局方には未だ相違があることから、調和がなされていない収載品や試験方法等も含めて一律に真提案を実施することは困難です。ただし、真の通り申請者や行政の業務効率化は願うところですので、今後とも国際調和を推進して参ります。</p>		



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「○」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「○」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
310206007	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	希少疾病用医薬品(オーファンドラッグ)の指定時期の前倒し	<p>【提案の具体的内容】                      希少疾病用医薬品の指定時期について、現行よりも、前倒しをしていただきたい。例えば、非臨床試験結果が得られた時点で指定を行っていただきたい。                      また、助成金の原資が限られていることが早期の指定を妨げる要因になっているのであれば、企業が助成金の募、不要を選択できるようにして、不要の場合は指定時期を開発初期でも可能とするような方策を導入いただきたい。</p> <p>【提案理由】                      平成27年4月1日付薬食発0401第11号により「対象患者数」「医療上の必要性」「開発の可能性」の3つの指定基準が定められているが、「開発の可能性」の指定基準については、「海外において既に承認がなされていること、臨床研究などにより既に十分なデータが存在する場合を除き、臨床試験の第1相の後半、第1相の前半の段階で、それまでの非臨床・臨床のデータをもとに開発の可能性を説明することが望ましい。*1」との運用がされており、このことが欧米に比し開発早期の指定の妨げになっている。実際に、希少疾病用医薬品の指定に際しては、第Ⅲ相臨床試験の結果を求められるケースもあり、指定時期が承認申請直前の場合も散見される。また、今般の薬価制度改革により、新薬創出加算要件の一つとして希少疾病用医薬品の指定が挙げられ、企業においては開発戦略を検討する上で、指定の有無が甚々重要な位置付けとなっており、その予見性の向上は企業の投資評価においても重要である。                      指定が前倒しされれば、新たな希少疾病用医薬品の開発・上市が進み、治療の選択肢が増え、希少疾病で苦しむ多くの患者さんが恩恵を受けられることができるようになることが期待される*2。                      *1: <a href="http://www.nibiohn.go.jp/nbio/part/promote/files/orphan_guide.pdf">http://www.nibiohn.go.jp/nbio/part/promote/files/orphan_guide.pdf</a>                      *2: レギュラトリーサイエンス学会誌、Vol.4 No.1, 2014</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	希少疾病用医薬品の指定要件の「開発の可能性」の判断においては、対象疾患に対して指定申請された医薬品を使用する理論的根拠を確認するため、当該医薬品の有効性及び安全性を確認することが重要となることから、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所のホームページにて公表している希少疾病用医薬品等ガイドにおいて、臨床研究などにより既に十分なデータが存在する場合を除き、臨床試験の第Ⅰ相の後半、第Ⅱ相の前半の段階で、それまでの非臨床・臨床のデータをもとに開発の可能性を説明することが望ましい、としているところ。	平成27年4月1日付薬食発0401第11号	対応不可	希少疾病用医薬品の指定に際しては、指定要件の「医療上の必要性」「開発の可能性」を満たすことを確認できるデータが必要となり、対象疾患、得られている医薬品の情報により、必要となるデータは異なるため、個別の状況に応じた柔軟な対応を行うことが適切と考えるところから、例えば一律に、非臨床試験結果が得られた時点のデータのみによって指定することは困難である。 なお、助成金の原資の限度により希少疾病用医薬品への指定の可否を判断するものではない。		△
310206008	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	試験研究用として薬監証明を取得して輸入した原薬、中間製品等が残った場合、商用への転用スキームの整備	<p>【提案の具体的内容】                      試験研究用の薬監証明で輸入したもののについて、品質保証を前提に、転用層の運用範囲を拡大し商用に転用できるようにしていただきたい。</p> <p>【提案理由】                      薬監証明を取得して輸入した医薬品は、その目的のみで使用しなければならないとされている。他方、薬監証明を取得して輸入した医薬品の残薬については、治療で使用など薬監証明が求められる目的外の転用については可能であるが、商用など薬監証明が求められる目的外の転用についてはスキームが存在しないために認められていない。                      試験研究用の場合、追加試験を考慮した物量を予め輸入することが多く、試験が成功裏に終了すると残原薬が発生し、最終的に廃棄しなければならない可能性が高い。昨今、高価な原薬が増加しており、残原薬を廃棄した場合、数百万規模の損失が発生することから、商用に転用するスキームを構築することで、残原薬の有効活用が可能になる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	試験研究用として未承認医薬品等を輸入するには、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」について(平成27年11月30日薬生発1130第1号・第3号(平成30年11月26日付け一部改正))以下、「通知」という)に基づき、薬監証明を取得する必要があります。薬監証明の発給は、当該輸入の目的が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」という。))において禁止されている未承認医薬品の販売等ではないことを確認するために進んでいます。輸入後に当該未承認医薬品等の使用目的に変更がある際には、本来その変更後の目的のために薬監証明取得時に提出が必要であった書類を改めて確認するため、転用層の提出を求めているところです。 薬監証明は、未承認医薬品等の輸入に関する制度ですが、承認された医薬品やこれを製造するための原薬に関しては、それらに関する医薬品医療機器等法に規定に沿った取り扱いが適用されます。	「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」について(平成27年11月30日薬生発1130第1号・第3号(平成30年11月26日付け一部改正))	現行制度下で対応可能	試験研究用として輸入した原薬を用いて、製造販売承認を受けるため、バリデーションの目的で製造した医薬品のロットは、製造販売承認取得後、その規格に適合していることが確認された場合に販売等することは差し支えありません。また、残原薬についても、製造販売承認の規格に適合する医薬品を製造するために使用することは差し支えありません。 なお、医薬品の販売に当たっては、その品質、有効性及び安全性を確保する必要があります。そのため、医薬品医療機器等法に基づき承認が必要であることから、承認等を求めるの間は、バリデーションの目的で製造した医薬品のロットや残原薬について商用を前提に転用することは認められません。		
310206009	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	シアノ基を有する化合物の毒性判断に基づいた劇物認定	<p>【提案の具体的内容】                      現状、シアノ基を有するすべての化合物は、一律に毒物・劇物指定がなされた上で、安全性が確認されたものに除外規定が適用されており、いわゆるホワイト・リスト的な運用がなされている。これを改め、他の化合物と同様にブラック・リスト的な運用へと改善し、毒性があると判定されたものについてののみ、毒物・劇物の認定を実施してほしい。</p> <p>【提案理由】                      毒劇物においては、シアノ基を有するすべての化合物が、一律に毒物・劇物の扱いを受けており、その上で、毒性試験を経て安全と判断されたものについて、除外規定が適用されている。そのため、創薬研究段階で発生する中間体などについても、毒性の判断がなされずに、毒物・劇物の対応が必要となっている。創薬研究で取り扱う非常に少量かつ多品目のシアノ化合物について、毒性の推定など、対応が必要となっており、非常に煩雑である。場合によっては、研究の幅を狭くしてしまう可能性もある。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	無機シアノ化合物又は有機シアノ化合物(以下「シアノ化合物」という。))については、包括的に毒物又は劇物として指定をしています。 また、シアノ化合物については、個別物質毎に毒物又は劇物に相当する毒性はないと証明された場合には、毒物又は劇物から除外しているところです。	毒物及び劇物取締法別表第1第28号、別表第2第94号、毒物及び劇物指定令第1条第8号、第2条第1項第32号	対応不可	シアノ化合物については、摂取した場合にシアノ化物イオンが体内で発生することにより毒性を現す可能性があり、専門家による科学的判断により毒性が高いと判断されたため、包括的に指定を行うこととしたものです。 また、シアノ化合物の中からある化合物について問題ないかを判断するために安全性に関する試験成績を添えて申請していただく必要があります。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
310206011	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	外国人技能実習制度の企業単独型における外国人技能実習機構への実習計画認定申請書類の簡素化および電子化	<p>【提案の具体的内容】                      「適正な賃金支払い・控除の証明」「徴収費用の証明」について、重複部分が多いため、簡素化対応(書類の統合・重複部分の項目の削除等)を検討し、必要な措置を講じるべきである。                      その際、企業団体型技能実習機関のうち、優良な企業を認定登録制とし、認定された企業において、上記の通り計画認定申請の書類数を簡素化することも検討いただきたい。                      あわせて、同認定企業については、紙媒体での提出からオンラインでの申請も可能となるように変更いただきたい。</p> <p>&lt;書類簡素化の具体内容&gt;                      1. 適正な賃金支払い・控除の証明について、2)の詳細欄は、「別紙雇用条件書」と記載されているため、2)の内容を1)へ含める等の対応ができないか。                      1)雇用条件書 賃金の支払い:6ページ約63項目入力                      2)技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書:2ページ約30項目入力                      2. 徴収費用の証明について、1)・2)に記載の食費・住居費・水道光熱費・その他の算出根拠を3)に記載するが、この内容を1)へ含める等の対応ができないか。                      1)雇用条件書 賃金の支払い:6ページ約63項目入力                      2)技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書:2ページ約30項目入力                      3)徴収費用の説明書:2ページ約18項目入力</p> <p>【提案理由】                      外国人技能実習機構への計画認定申請書類の書類数が非常に多く、事業者にとって書類作成の作業負担(作成工数)が重い。                      書類統合や記載項目の削減、電子申請などの対応を行うことにより、書類作成・手続きにおける作業負担(作業工数)の削減ができ、技能実習制度の円滑な利用につながる。</p> <p>また、優良な企業を事前に認定する方法をとることで、企業側の制度の法令遵守のインセンティブが増加し、不適正な対応を行う企業の減少に貢献することも期待される。                      あわせて、電子申請を認めることにより、機構側や企業側の書類保管スペースの削減やなどにも効果があると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	<p>制度の現状</p> <p>「雇用条件書」については、実習実施者と技能実習生との間で、適切な雇用条件により合意しているか、「技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書」については、技能実習計画の認定基準の一つである。受入れ企業等による技能実習中の待遇についての技能実習生に対する説明が適切になされているかまた、「徴収費用の説明書」については、同じ認定基準の一つである。技能実習生が、定期に負担する費用の内訳等が適正なものか、機構において確認するため、それぞれ提出を求めています。また、技能実習計画の認定申請に当たっては、技能実習法施行規則第4条第1項で、申請書の正本1部及び副本1部を提出することを求めているところである。                      なお、昨年9月には提出書類の省略・統合や、様式の変更による簡素化等を行っています。</p>	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 第8条・第14条・技能実習制度運用要領第4章	その他	いただいた御意見を参考に、制度の運用状況を踏まえながら、必要に応じて、申請書類の軽減化を含めた運用の見直しを検討してまいりたいと考えております。		△
310206012	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	外国人技能実習制度の外国人技能実習機構への申請手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】                      外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請手続きについて以下の点について、簡素化等を図るべきである。                      とりわけ企業単独型について、見直しを検討すべきである。</p> <p>1. 申請書類の削減(添付資料(別紙)ご参照)                      ①副本提出不要(申請書番号3-9)                      ②提出書類を削減もしくは、企業の責任の元サイン省略(申請書番号10-20)                      ③提出書類の削減もしくは一覧化(申請書番号30-35)                      ④新規・変更時のみ提出に変更(申請書番号36-39)                      2. 提出書類を両面印刷での提出を認めていただきたい                      3. 返信用封筒見直し(申請書番号65-66)                      4. 手数料の支払い方法見直し(申請書番号67)</p> <p>【提案理由】                      平成29年11月の法改正に伴い、外国人技能実習機構への認定申請が義務化されたことで、約40種類の書類の作成・提出が必要となった。(改正前は、地方入国管理局に約20種類の書類提出。本制度後は機構と入管の両方に書類提出あり)技能実習の適切な運営や実習生の保護という法改正の趣旨を理解するもの、非常に煩雑な手続きが実習生の受入に負担となっている。このため、申請書類チェックや進捗に時間が掛り、派遣元事業体で実習生の人選に十分なリードタイムと柔軟性を確保できない。</p> <p>こうした企業側の声を踏まえて平成30年9月に提出書類の簡素化が図られたことにより負担軽減につながったものの、依然として改善すべき点があると考えられる。加えて、現在の申請書類は、実習生の受入規模に関らず一律で同じ書類提出を求めているため、以下の事例のとおし、実習規模が大きい会社等にとっては同じ資料を何人も添付・保管など手続きがあり煩雑なため、その点についても見直しを検討すべきである。</p> <p>例①:実習生ごとに提出する書類:全実習生同じ内容の場合、省略可となる書類もあるが、依然として実習生一人一人に提出の書類もあり。(省令様式第1号、本人サインが必要な参考様式1-3号、1-14号 等)</p> <p>例②:事業所ごとに技能実習指導員・生活指導員を選任し、履歴書・誓約書・社会保険の証明書を提出</p> <p>申請手続きが簡略化・迅速化されることで、企業単独型の技能実習制度の利用が拡大し、海外人材の育成を担った国際貢献が促進されることを期待する。                      さらに、申請書類チェックや準備に時間が短縮された場合、派遣元事業体で実習生の人選に時間を掛けることが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	法務省 厚生労働省	<p>技能実習計画の認定申請に際して必要となる書類は、技能実習法施行規則第8条において定められており、具体的には、技能実習制度運用要領の別紙2等でご案内しています。                      入国管理局における在留申請に係る審査においては、在留資格「技能実習」に係る在留資格該当性の有無を判断するために、外国人技能実習機構による認定を受けた技能実習計画の内容を確認する必要があることから、入管法施行規則別表第3のとおりに、技能実習計画認定通知書の写しと併せて認定の申請書(副本)の写しを求めています。                      なお、昨年9月には提出書類の省略・統合や、様式の変更による簡素化等を行っています。</p>	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第8条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則 第4条、第8条 技能実習制度運用要領第4章	その他	制度の運用状況を踏まえながら、必要に応じて、申請書類の軽減化を含めた運用の見直しを検討してまいりたいと考えております。 なお、御提案にありました1③の内、技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の履歴書及び誓約書については、各役職を兼任する場合の様式を作成し、外国人技能実習機構のホームページに掲載しているところです。		△

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310206025	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	電子提出を念頭に置いた、介護保険制度における指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出(以下、「報酬請求及び受領に関する届出・変更届出」とする。)、事故報告の帳票様式の全国統一	<p>【提案の具体的内容】                      介護保険制度における指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告の帳票様式を全国統一し、各地方自治体にその活用を求めらるべき。</p> <p>【提案理由】                      ・現状では、介護保険制度の手続きにおいて、指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告を行う際には、それぞれ定められた自治体(保険者および管轄の自治体等)へ帳票を提出している。                      ・指定申請・変更届出については厚生労働省事務連絡(2018年9月28日老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課発)の下でエクセル形式の帳票様式の活用を呼びかけていると言え、依然として自治体間で様式に違いも見受けられる。                      ・このため、帳票の様式そして添付を要する書類が異なり、記載内容が同一の場合でも提出先数分の帳票の作成が必要となり、各事業所の事務の抜本的な効率化にはつながっていない。                      ・また、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告の帳票についてはエクセル形式の帳票様式の提供などがなされていない。                      ・したがって、国として、指定申請・変更届出、報酬請求及び受領に関する届出・変更届出、事故報告の帳票様式を全国統一し、各自治体にその活用を求めることが適当である。その際、自治体の事務上必須と判断される情報については、その種類に関し、自治体が妥当性を判断するためのガイドラインを厚生労働省が発し、その後の状況をモニタリングするとして上で、別添付にて提出することも考えられる。                      ・これを実現した上で、将来的には国、自治体、介護事業者等の関係者との慎重な検討を行い、各種帳票を一元的かつ電子的に提出することが可能なプラットフォームを構築していくべきである。                      また、老人福祉法に基づく手続きおよび高齢者住まい法におけるサービス付き高齢者住宅に係る手続きについても同様の対応をしていくべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 国土交通省	<p>介護保険サービス事業所等の指定申請及び変更届出については、「介護保険法施行規則」(平成11年厚生省令第30号)において、指定を受けようとする者が提出すべき項目を定めているのに加え、各サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する省令において、地方自治体が従うべき基準及び参前すべき基準を定めています。その上で、事務連絡(直近の発出は「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について」(平成30年9月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室・高齢者支援課・振興課・老人保健課事務連絡))において、申請書の様式例及び添付すべき書類と参考様式を示しています。</p> <p>介護報酬請求の加算に関する届出等については、各サービス等の費用の額の算定に関する基準を示す告示にて、費用の算定に関する基準(単位数表等)を定めています。その上で、「指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービスに関する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に関する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに関する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに関する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」(平成12年3月8日老令第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)にて、届出項目、届出様式、記載上の留意点等を示しています。さらに、一部加算等については、別途通知により、事務処理手順及び様式を示しています(例:介護職員処遇改善加算)。</p> <p>事故報告の帳票については、各介護保険サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する省令において、事故が発生した場合には市町村に連絡を行うことが規定されています。その際の様式については、各市町村が定めている場合もあります。</p>	介護保険法施行規則、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に関する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに関する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに関する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について	介護保険制度における行政が求める文書については、簡素化等に関する検討を進めており、平成30年度老人保健健康増進等事業「介護サービス事業者による介護報酬請求及び指定申請に関する帳票等の削減に向けた調査研究事業」の結果も踏まえて検討を進め、平成31年度中に、一定の結論を得る予定です。 老人福祉法・高齢者住まい法に基づく手続に関しては、必要に応じ上記と併せて検討を行う予定です。	◎		
310206026	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	資本関係変更が生じた場合の健康保険組合の移管手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】                      ・企業グループ単位で設立・運営する健康保険組合(以下、企業グループ健保)において、一部加入事業者との資本関係が解消された場合に、母体企業の責任において、当該事業所を他の健康保険組合(総合型の健康保険組合を含む)または全国健康保険協会に移行させることを可能とすべきである。                      ・具体的には、健康保険法第25条1に規定された、当該事業所の被保険者の2分の1以上の同意取得を必須とすることを撤廃すべきである。</p> <p>【提案理由】                      ・2017年度提出の同意書の要望に対する回答は、あくまで資本関係が解消された事業所の被保険者の立場のものであり、母体企業のスピーディーな事業構造改革の必要性や、当該企業グループに引き続き属する事業所の被保険者の視点に配慮したものでない。                      ・現状では、企業グループ健保における一部加入事業者について、事業再編に伴う資本関係の変更が生じた場合、当該事業所に対して従前の健康保険組合からの脱退を義務づける取扱いはなっていない。                      ・他方で、企業グループ健保においては、例えば企業内ネットワークの活用による情報セキュリティ確保など、事業連絡を前提とした独自の業務基盤やガバナンスルールによる運営を行っている。このため、資本関係が無く、企業グループとしての統制が及ばない事業所が中長期的に継続加入することは、実務運営上も、企業ガバナンス上も支障が大きい。                      ・したがって、資本関係が解消された事業所については、可能な限り速やかに他の総合型の健康保険組合または全国健康保険協会に移行させる必要がある。現行の被保険者の2分の1以上の同意取得要件を撤廃することで、母体企業のスピーディーな事業構造改革と当該健康保険組合の円滑な実務運営を実現することができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>健康保険法第25条第1項、健康保険法施行規則第5条第2項</p>	対応不可	<p>健康保険組合(以下「健保組合」という。)は、自主自立の組織として、組合員の協働のうえで円滑に事業運営が行われる必要があります。そのため、組合員の協働を担保するために一定の共通意識・共通目的を有することが重要であり、これを判断する1つの基準として設立及び事業所編入といった加入の是非を審査する際は、資本関係を以ています。                      この観点から、事業所間で資本関係が消失してもなお加入し続けることについては、課題があるものと認識しています。                      しかしながら、母体事業所であっても、健保組合内ではその一員として、事業運営基準及び組合規約に基づく運営に参画を頂く立場となり、加入後も資本関係に基づく「支配-被支配」の関係性を求めていく必要はありません。                      実際、資本関係のない事業所が加入していることにより実務上に支障を来した事例や、健保組合の運営が困難となった事例は承知していません。                      仮に、加入後も事業所間による「支配-被支配」の関係が重要と位置づけた場合は、その関係性に基づき母体事業所に権限(責任)が与えられるものと考えます。                      しかし、ご提案の状況では、母体事業所は支配権を失っており、権限(責任)を行使する立場にはないと認識することです。                      加入者の既得権益を尊重し、かつ、健保組合の運営は組合会(労使による運営)によることとしていることから、引き続き、適用事業所の事業主とその適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意及び健保組合の組合会での議決を必要とする現行の取扱いによる必要と認識することです。</p>			

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要	
310206027	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	針灸療養費請求時の同意書の見直し	<p>【提案の具体的内容】                      ・按摩、針灸の療養費請求時に必要な保険医による同意書について、「保険医」の範囲を明確にしたい。                      ・具体的には、「はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等について」(平成30年6月20日 保医発0620 第1)に記載されている「保険医より同意書の交付を受けた施術を受けた場合は、医師による適当な治療手段のないものと療養費の支給対象として差し支えない」とされる点について、「美容整形」や「健診医」は対象とならない旨を追記いただき、通知を明確にしたい。</p> <p>【提案理由】                      「はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等について」(平成30年6月20日 保医発0620 第1)では、保険医の範囲が明確ではない。                      これにより、美容整形クリニックや企業健診クリニックの医師が同意書を交付している事例があり、必ずしも針灸の治療を受ける必要のない不適切な施術やその保険請求につながっている。                      こうした中、保険者側では同意書を交付した医師が「保険医」であるか否かについて、チェックすることができます。上記の安易な針灸の受療を防ぐことができている。このため、留意事項通知において、「保険医」の範囲の明確化を図り、不適切な針灸の施術を減少すべきである。これにより、医療保険給付費の減少、健康保険組合における給付業務の削減を実現することが可能となる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	健康保険法第77条において、保険医療機関以外から手当を受けた場合、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付(現物給付)に代えて、療養費を支給(現金給付)することができます。 この規定に基づき、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術は、保険者が認めるときは、療養費として保険給付されます。施術に係る療養費については、保険者ごとに取扱いに差異が生じないよう、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付け保医発第1001002号)により支給対象や取扱いを定めてあります。 この中で、療養費は、療養の給付に代えて支給するものであることから、基本的には保険医によって同意書が記載されることを前提としており、当通知による同意書の様式に、保険医が同意する必要がある旨を記載しております。この場合の保険医とは、健康保険法第64条に規定する保険医をいいます。 なお、保険者は、健康保険法第77条及び当通知に基づき、療養費の支給を認めるかどうか判断することとなります。保険者の判断において、必要のない不適切な施術に係る保険請求を支給とすることは可能です。 また、保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき又はやむを得ないものと認めるときは、保険医でない医師が交付した同意書であっても、保険者の判断において、療養費を支給することも可能です。	健康保険法第77条	「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付け保医発第1001002号)	現行制度下で対応可能	療養費は、療養の給付に代えて支給するものであることから、基本的には保険医によって同意書が記載されることを前提としており、当通知による同意書の様式に、保険医が同意する必要がある旨を記載しております。この場合の保険医とは、健康保険法第64条に規定する保険医をいいます。 なお、保険者は、健康保険法第77条及び当通知に基づき、療養費の支給を認めるかどうか判断することとなります。保険者の判断において、必要のない不適切な施術に係る保険請求を支給とすることは可能です。 また、保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき又はやむを得ないものと認めるときは、保険医でない医師が交付した同意書であっても、保険者の判断において、療養費を支給することも可能です。		
310206028	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	柔道整復の施術療養費支給申請書(レセプト)の電子化	<p>【提案の具体的内容】                      健康保険組合のコスト削減や不正請求に対するスクリーニング強化に向けて、柔道整復の施術療養費支給申請書(レセプト)の電子化を早急に進めるべき。</p> <p>【提案理由】                      ・医科・歯科・調剤において電子レセプトの普及率は医療機関数・薬局数ベースで93.8%、件数ベースで98.2%に達している(とも)に2018年9月診療分、社会保険診療報酬支払基金データ)。他方で、柔道整復では依然としてレセプトが紙媒体のままである。                      ・レセプトの電子化により、紙媒体によって生じる目視による確認に係る手間や業務費の削減、保管・管理に要するコストを削減することが可能となり、保険者の効率的な運営に資する。                      ・また、電子化を行うことで、郵送途上の紛失及び、それに伴う個人情報流出等のリスクを軽減することも可能となる。                      ・さらにレセプト審査の観点から、社会保険診療報酬支払基金が医科・歯科・調剤の全レセプトに対して実施している1次スクリーニングは、電子化を行うことで、柔道整復に対してでも実施可能となり、不正請求に対するスクリーニング機能の強化や効率的な審査の実施を図れる。                      ・柔道整復のレセプト電子化実現後に、医療レセプトとの突合が可能となれば、さらに正確かつ効率的な審査の実現を見込むことが出来る。                      ・「医療保険部会 柔道整復療養費専門委員会」における議論を再開させ、電子請求に係るモデル事業を早急に実施し、柔道整復のレセプト電子化実現への道筋を明確にすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	電子請求については、第14回(平成30年4月23日)社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において、「議論の整理」に基づく課題のひとつとして検討事項となりました。		検討に着手	電子申請の実施については、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費専門委員会において引き続き議論を行うこととしており、その議論や保険者及び施術団体等の意見を踏まえ、検討していきます。			
310206030	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	在宅勤務時における作業環境基準の明確化	<p>【提案の具体的内容】                      ①事務所衛生基準規則、②労働安全衛生規則、③VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて、在宅勤務の特殊性を加味した簡潔かつ重点的なチェックポイント、またはガイドラインを明示すべきである。</p> <p>【提案理由】                      「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」では、在宅勤務時における作業環境について、事務所衛生基準規則、労働安全衛生規則及びVDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインの衛生基準と同等の作業環境となるよう、テレワークを行う労働者に助言を行うことが望ましいとされているが、「同等」の基準が明確ではない。                      また、自宅という私的領域にあることを考えると、事業主が提供する通常の事業場の環境と同等の状況を確保することは困難であり、そもそも事業主が提供できることにも限界がある。                      テレワークは多様な働き方に資する働き方であり、その効果を十分に認識する一方で、在宅勤務時における作業環境に関する事業主の責任範囲が曖昧な現状は、従業員の安全を第一に考える事業主にとってテレワークの推進を躊躇させる要因となる。                      そこで、上記の規則やガイドラインについて、在宅勤務の特殊性を加味したチェックポイントやガイドラインを示すことにより、在宅勤務における作業環境に対する事業主の意欲を払拭し、更なるテレワーク推進につなげる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	平成30年2月に、ご指摘の「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(産業定着)をその後、同年9月に、自宅等でテレワークを行う労働者に対して事業者が必要な助言等を円滑に実施できるように、事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)などを基に、自宅等でテレワークを行う際の適切な作業環境を確保するためのポイントを具体的にわかりやすく示した資料をとらまとめ、厚生労働省のホームページに掲載したところである。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_016003.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_016003.html</a> (ホームページ)元「ポイント」等 ・設置の占める容積を除き、10m3以上の空間 ・室温17℃～28℃となるよう努めること	○事務所衛生基準規則、第3条、第4条、第5条等 ○労働安全衛生規則、第600条、第604条、第606条等 ○VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン(平成14年4月5日 基発第0405001号) ○情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン(平成30年2月22日 基発0222第1号、厚均発0222第1号)	現行制度下で対応可能	今後とも、厚生労働省ホームページに掲載した資料の周知啓発に努め、また、事業者からの照会等を踏まえ、当該資料に記載の内容等の充実を図りつつ、自宅等でテレワークを行う労働者に事業者が必要な助言等を円滑に実施できるよう支援していきます。		△	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
310206031	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	労働基準法第24条における労働者への資金支払い手段の対象拡大	<p>【提案の具体的内容】                      現在、資金の支払いについては、通貨払い(現金)が原則となっており、例外的に口座振込が認められている。キャッシュレス化推進の観点から、金融庁が検討している機能別・横断的な金融規制の見直しに動きを加速しつつ、資金保全や換金性、適切なセキュリティを担保するなど、口座振込と同程度の労働者保護が確保できる範囲で、電子マネー等の決済手段を資金支払(日本円)として認めるべきである。</p> <p>【提案理由】                      現在の労働基準法の規定では、現金か口座振込による方法しか認められていないため、電子マネーを利用する場合は利用する際に、事前に現金か口座振込による資金移動が必要であり、事前や資金移動時の費用発生などが生じている。電子マネー等の決済手段を資金支払として認めることで、労働者の給与支払の選択肢の拡大、キャッシュレス化の推進による消費行動の活性化、新たなビジネス創出の可能性などが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 厚生労働省	労働基準法第24条 労働基準法施行規則第7条の2	検討し着手	平成29年12月8日の国家戦略特区WGにおいて、現状で認められている銀行口座等以外に、ペイロールカード口座(資金移動業者の開設する口座)への資金支払を可能とする提案が東京都からなされ、その後、WG等の場で内閣府及び厚生労働省で協議を重ね、平成30年12月17日に開催された国家戦略特別区域諮問会議や、平成30年12月25日に開催された「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」において、資金移動業者が開設する口座への資金支払を可能とすることについて、資金の確実な保全がなされるか、換金性があるかなど労働者保護の観点に十分留意しつつ、できるだけ早期の制度改革を目指し、関係者との協議・検討を引き続き行い、結論が得られ次第制度改革することが盛り込まれた。現在、業界団体や労使関係団体など関係者と制度化に向けた調整を行っている。	◎	
310206032	31年2月6日	31年3月6日	元年5月24日	36協定の本社一括届出の手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】                      現在の本社一括届出の方法では、本社を含む事業場の数に応じた36協定を作成し、届出事業場一覧を付した上で提出することが必要となっている。当該手続きに必要な資料の部数を簡略化し、本社ならびに労働組合本部で締結した36協定(1通のみ)を本社を管轄する労働基準監督署に一括して提出することで、同一内容の36協定を締結している全事業所に協定内容が適用されることを認めるべきである。また、36協定だけでなく就業規則においても同様の対応を求める。</p> <p>【提案理由】                      現在の運用では、本社を含む事業場の数に応じた36協定を作成し、届出事業場一覧を付した上で提出することが必要になっていることから、全事業場で同一内容の36協定を同一の適半数労働組合と締結している企業にとっては事務手続きの負担が大い(例:50事業場ある場合、50通の資料作成が必要)必要な資料を簡略化することは、企業・行政の手続きコスト削減・業務効率化に資する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	〇労働基準法 ・第36条 ・第89条 ・第90条 〇時間外・休日労働協定の本社一括届出に係る取扱いについて(平成15年2月15日基発0215001号) 〇労働基準法施行規則第24条の2の2第2項第6号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務を定める告示の一部を改正する告示の運用について(平成15年2月15日基発0215002号)	対応不可	36協定や就業規則を一括届する場合であっても、36協定等が事業場ごとに作成され、各事業場を管轄する労働基準監督署に到達することが前提となることに変更はありせん。さらに、36協定においては、労働基準法第36条の規定により労働時間を延長し、又は休日・労働に当たることができることとされる労働者の範囲を定める必要があります(労働基準法第36条第2項第1号)。このため、一括届の場合であっても、当該労働者数を各事業場ごとに様式に記載しなければなりません。これらのことから、紙による届出を行う場合に必要となる36協定等の部数を省略することは検討していませんが、行政手続きコストの削減の観点から、電子申請を一層ご利用いただきたいと考えております。なお、36協定等の電子申請による一括届の手続対象の事業場の上限について、平成32年4月からこれを引き上げる方向で検討しております。	△	
310208008	31年2月8日	31年3月6日	31年4月24日	行政機関から生命保険会社への情報照会に係る事務手続きの電子化	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。照会手続は多種多様な様式の文書の送付により実施されたため、生命保険会社は目視確認しながら手作業で名寄せ等の事務処理を行わなければならない。大きな負担となっている。そこで、照会文書の様式を統一するとともに、手続を電子化すべきである。昨年度も同様の要望を提出し、所管省庁からは前向きな回答を得た。また、「官民データ活用推進基本法」において、行政手続のオンライン利用の原則化(第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(第19条)が定められ、「デジタル・ガバメント実行計画」にも、「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」が盛り込まれている。こうした状況を踏まえ、行政機関から生命保険会社への情報照会の電子化に向けた取り組みを加速すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面で行われていた。 【財務省】 国税当局に対しては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところである。その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引先のオンライン利用の原則化(第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(第19条)が定められ、「デジタル・ガバメント実行計画」にも、「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」が盛り込まれている。こうした状況を踏まえ、行政機関から生命保険会社への情報照会の電子化に向けた取り組みを加速すべきである。	検討を予定	【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】 行政機関から金融機関(生命保険会社を含む)に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。具体的には、内閣官房は、預貯金等の照会に係る実態調査等において洗い出される課題を踏まえて、関係府省や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性を取りまとめます。 【総務省】 地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。 【財務省】 照会文書の書式の統一については、業界団体と協議を実施した上で、平成27年4月に統一しております。 【厚生労働省】 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定です。また、生命保険会社に対する照会様式を出力するためのシステム改修費について、平成30年度第2次補正予算に計上しました。	◎	
310208009	31年2月8日	31年3月6日	元年5月24日	労災保険給付関係ロード用(OCR)様式の入力可能なファイル形式での提供	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      労災保険給付関係請求書について、厚生労働省のホームページにダウンロード用請求書のダウンロード用(OCR)様式が掲載されているが、PDF版しか掲載されていないものもある。PDF版では情報の入力ができる、書きで対応がしななかったため、事業者の事務負担が発生している。そこで、労働保険給付関係請求書を入力可能なファイル形式でも提供すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	OCR様式については、記入・提出いただいた後、専用の機械で読み取り、処理を行うことができます。従いまして、編集可能な媒体ではOCR機械で読み取れない恐れもあることから、加工できない媒体にて厚生労働省ホームページにアップロードしております。	検討し着手	平成30年11月より技術的な課題の検討を行っており、平成30年度末までに提案事項について実施可能な結論を出すこととしております。	○	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
310208010	31年2月8日	31年3月6日	元年7月25日	保育所入所に必要な証明書に関する見直し	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      保育所・児童保育所の入所等にあたり、申請者は就労証明書や休業証明書、復職証明書等を提出しなければならない。申請者(従業員)を雇用する企業(勤務先)が作成している各種証明書について、以下3点を要する。</p> <p>① 名称の統一(就労証明書)                      就労証明書、勤務証明書や在職証明書など、市区町村で名称が異なり、従業員からの問い合わせや従業員への案内に負担が生じているため、名称を「就労証明書」に統一すべきである。</p> <p>② 様式及び記載項目(定義)の統一(就労証明書、休業証明書、復職証明書等)                      レイアウトや記載項目の定義が異なるため、各自治体の様式に対応した証明書を作成しなければならない。広域で活動する企業を中心に極めて重い事務負担が発生している。就労証明書については、内閣府が中心となり「標準の様式」を作成したものの、標準の様式の採用は各自治体の裁量に委ねられているほか、同様式を活用した自治体においても、備考欄に様々な情報の追加記載を求められるケースが発生している。                      そこで、標準の様式の活用を必須とし、記載項目(定義)も統一し、備考欄への追加の最小限とすべきである。</p> <p>(参考)                      ・レイアウトが異なる例:氏名、住所、勤務実績等の項目の位置                      ・記載項目の定義が異なる例:                      ① 給与額:通勤手当を含む/含まない、賞与を含む/含まない、基本給のみ、総支給額等                      ② 勤務日数:有給休暇を含む/含まない                      ③ ①や②の必要月数:3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月                      ④ 勤務時間:休憩時間を含む/含まない                      育児短時間勤務取得の場合に取得前の勤務時間/取得後の勤務時間                      ※なお、標準様式では、休憩時間を含むと明記されているが、育児短時間の場合の取り扱い記載がないため、解釈に迷う。</p> <p>③ 社印押印の代替手段の検討加速化(就労証明書)                      就労証明書には企業(勤務先)の社印を押ししなければならない。2018年10月より、マイナンバーの「就労証明書作成コーナー」を活用することで証明書の記載事項を電子的に入力できるようになったが、押印が必要なおに証明書を印刷する作業が残る。一連の作成プロセスが電子的に完結しない。規制改革推進会議・行政手続部会の資料には、「就労証明書と同様の証明書等の真正性が電子的に担保できる手続がある場合には、社印等の押印は不要だと考えており、そのためにもこのような手法や枠組みが利用可能か、政府全体の電子化への取組も見据えつつ研究してまいりたい」とあるため、検討を加速化すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 厚生労働省	<p>・企業において、記載内容の異なる複数の就労証明書を限られた期間内に手作業で大量に作成する必要があり、人事担当者の負荷や体制整備に係るコスト等が深刻な問題となっていること、</p> <p>・同時に、複数の自治体で就労証明書の様式が異なっていることにより、作成に当たった企業等から市区町村への問合せが頻回に発生し、結果的に市区町村の負担増にもつながっているとの声があること</p> <p>を踏まえ、「保育の必要性の認定に用いる就労証明書の標準の様式について」(平成29年8月8日内閣府・厚生労働省通知)により、各市区町村の意見を踏まえて作成した就労証明書の標準の様式の活用を市区町村に対して要請しています。                      ・「就労証明書の標準の様式の活用状況及び電子入力への対応状況に関するフォローアップ調査結果等について」(平成30年10月16日内閣官房・内閣府・厚生労働省事務連絡)のとおり、平成30年8月時点で標準の様式を「活用している」「平成30年度又は平成31年度入所分から活用予定」との回答が全市区町村の約49%あり、平成29年12月に実施した調査の結果では約37%であったことと比べて、一定の進捗が見られました。また、同事務連絡において、「就労証明書の標準の様式の活用に関する留意事項」を示しつつ、標準の様式の積極的な活用を改めて要請しています。</p>	子ども・子育て支援法施行規則(平成28年内閣府令第44号)第2条第2項第2号	①、② ◎ ③ 検討に着手	<p>①、②について                      規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革会議)において、「平成32年度入所分の標準の様式の普及率を保育所等申込者数ベースで70%とする目標を設定し、標準の様式の普及率の抜本的向上を図る。この目標を達成するため、地方自治体に対して実施したアンケートの調査結果を精査するとともに、大都市の地方自治体において特に導入が進んでいない理由(記載項目が不足等)を分析し、早急に実効的な対策(例えば、大都市向けの標準の様式の作成など)を立てて、標準様式化、デジタル化を働きかけることとされていることを踏まえ、現在、民間企業、地方自治体、規制改革推進室等と協力して大都市向けの標準の様式を作成しており、その際、企業の負担軽減のため、できる限り項目名や記載要領の統一を図ることとしています。今後、本年7月を目途に、大都市向けの標準の様式を提示し、平成32年4月入所分からの活用を依頼することとしています。</p> <p>③について                      規制改革推進に関する第4次答申(平成30年11月19日規制改革会議)において、平成33年度までに、「押印不重化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める」とこととされていることを踏まえ、研究を行ってまいります。</p>	◎
310208012	31年2月8日	31年3月6日	元年5月24日	医療用医薬品の製造販売承認申請等における手数料納付のオンライン化	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      今般、医薬品規制関連プロセスにおいて電子的な対応が導入されつつあるが、紙や印鑑等ハード対応を要する部分が一部残っており、効率的な運用における大きな妨げとなっているほか、欧米からの遅れをとっている。                      例えば、医療用医薬品の製造販売承認申請において、新薬申請に係る資料は審査効率化の推進を目的として、申請電子データの受け入れが可能となっており、今後は新薬申請の電子データの提出義務化が目標とされている。また、新薬申請の電子データは、Gatewayシステムの導入に伴い、電送での提出が可能状況となっており、行政を訪問することなく新薬申請に係るデータがオンラインでの提出が可能となっており、一方、製造販売承認申請書に関しては、国に対する手数料の納付についてもオンラインによる納付が可能とされていたものの、利用頻度が少ないこと等を理由に停止されているため、新薬申請に係る申請資料を電送した場合であっても、製造販売承認申請書は紙で提出し、当該申請書に収入印紙を貼付して手数料を納付しなければならない。また、収入印紙による手数料納付においては、収入印紙の購入や保管が煩雑であり、高額の現金や収入印紙を持ち運ぶことから、セキュリティ面の懸念も生じている。加えて、申請書をPMDAに提出する際、受付で金額の確認作業が必要になっている。                      そこで、医療用医薬品の製造販売承認申請等に必要資料の提出と手数料納付のオンライン化を可能とすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医療用医薬品のうち新薬の製造販売承認の申請に係る申請資料はGatewayシステムを利用し、オンラインで資料を提出することができます。新薬以外の医療用医薬品の申請資料は、医薬品医療機器等法施行規則第二十八条第一項及び第四十条第一項により申請書を紙で提出することになっています。また、手数料の納付は、新薬か否かに関わらず、医薬品医療機器等法関係手数料規則第一条第一項に基づき、収入印紙を紙の申請書に貼付し納付していただいています。</p>	医薬品医療機器等法施行規則第三十八条第一項、四十八条第一項、医薬品医療機器等法関係手数料令、医薬品医療機器等法関係手数料規則第一条第一項	・資料の提出・検討に着手 ・手数料納付・検討を予定	<p>医薬品等の申請届出をオンラインで行う「医薬品医療機器等申請・届出のオンライン化事業」が2019年度から開始予定です。現在の事業スケジュールでは、2019年度から法の整備やシステムの改修を行い、2022年度からオンラインによる申請を受け付ける予定です。また、申請のオンライン化に合わせ、2022年度から手数料をオンラインで納付することも検討します。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
310208013	31年2月8日	31年3月6日	元年5月24日	医薬品の業事手続における行政保有情報の提出省略	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請にあたり、申請の都度、過去の承認書や一部変更承認申請書・経費変更届書の全ての写しの提出が求められている。また、定期GMP適合性調査申請においても、過去5年間に及ぶ一部変更承認申請書・経費変更届書の写しの提出が求められている。これらの資料は、行政機関等に電子資料で提出していることから不要とすべきである。あわせて、行政機関等の一層の電子化を進めることによる、業務の簡素化を要望する。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>【医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請について】                      PMDAでの承認審査の際に必要な資料として、平成26年10月27日付薬食審査発1027第4号により「承認事項一部変更承認申請書」には、当該審査品目に係る承認書(一部変更承認申請書を含む。)の写し1部を提出資料とする旨を示しています。</p> <p>【定期GMP適合性調査申請について】                      製造販売承認後5年ごとの定期的なGMP適合性調査を申請するに際しては、平成17年3月30日付付食薬監発第0330001号通知の記の第1章第3の9。(2)で、過去5年間の一部変更承認書の写し、過去5年間の経費変更届書の写しを提出資料とする旨を示しています。</p>	<p>【医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請について】                      2022年度から実施する予定の医薬品等の申請オンライン化により、電子データで資料を提出する制度に移行することに合わせて、一部変更承認申請書の写しの提出の要否を検討する予定です。</p> <p>【定期GMP適合性調査申請について】                      医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(GMP省令。平成16年厚生労働省令第179号。)の一部改正を平成31年度に予定しており、当該省令一部改正に併せて、平成17年3月30日付付食薬監発第0330001号通知の通知の見直しを行う予定です。その中で、過去5年間の一部変更承認書の写し、過去5年間の経費変更届書の写しについて、提出の要否を検討する予定です。(平成31年度中に検討開始、同年度中に結論を得る予定)</p>			
310208017	31年2月8日	31年3月6日	元年5月24日	毒劇物の販売・購入における「譲受書」の廃止	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物業者(メーカー)が毒物や劇物を販売・授与した場合には、譲受人(ユーザー)から必要事項を記載した「譲受書」(電磁的記録も可能)の提供を受けなければならない。譲受書の提供を受けた販売元は5年間の保存義務も課せられている。譲受書の記載事項は、①毒物や劇物の名称・数量、②販売・授与の年月日、③譲受人情報であるが、これらの情報は通常の商取引で使用する伝票や帳票(取引帳票)で確認できる内容にはならない。さらに、取引帳票は、「帳簿書類等の保存期間及び保存方法」(国税庁 法人税 No.5930)に基づき、事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間の保管が義務付けられている。すなわち、取引帳票には譲受書の必要事項が網羅されているとともに、その保管期間も毒物劇物取締法で定める譲受書の保管期間5年を超えている。したがって、毒劇物法による「譲受書」の管理は、毒物劇物業者に対して、取引帳票との二重管理を強いている。そこで、行政手続コスト削減の観点から、毒劇法に基づく譲受書を廃止すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>毒物及び劇物取締法第14条第1項及び第2項において、譲渡手続に係る書面の記載事項等が以下のとおり規定されています。                      ① 毒物又は劇物の名称及び数量                      ② 販売又は授与の年月日                      ③ 譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)                      ④ 譲受人の押印(毒物及び劇物取締法第14条第2項の場合のみ)</p>	対応不可	<p>左記の①から④までの事項について、すべての取引帳票において必ずしも記載されているとは限らないため、譲渡手続に係る書面を廃止することは困難です。なお、取引帳票において、左記①から④までに規定する必要項目等が網羅されていれば、同法第14条に規定する書面を別途作成する必要はありません。</p>		
310208020	31年2月8日	31年3月6日	元年5月24日	管理医療機器販売機器の対象の見直し	<p>&lt;提案内容と提案理由&gt;                      医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、管理医療機器を販売・貸与する場合には、営業所毎に、当該営業所の所在地の都道府県知事に対して届出を行わなければならない。他方、一般医療機器は、不具合が生じた場合でも、人体へのリスクが極めて低いと考えられるため、その販売・貸与に当たり特段の申請・届出は不要とされている。管理医療機器に該当するものとして、「治療型絆創膏」及び「入歯安定剤」が存在するが、使用方法によって大きな健康被害が想定される商品とは言えないため、医療機器のクラスを一般医療機器に変更すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号。以下「法」という)に基づき、管理医療機器販売業・貸与業は各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長等に対しその営業所ごとに管理医療機器販売業・貸与業の届け出を行う必要があります。                      医療機器の分類については、法第2条第5項から第七項に高度管理医療機器、管理医療機器、及び一般医療機器の定義が記載されており、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器(平成十六年六月二十日厚生労働省告示第二九九十八号)の別表において、その医療機器に副作用又は機能的障害が生じた場合のリスクに応じ「薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定されています。</p>	対応不可	<p>治療型絆創膏については、創傷との接触面がハイドロコロイド等の保水性の高い素材でできており、傷口を湿潤環境に保つことで治癒を促進するものです。また、入歯安定剤については、長期間にわたって口腔内に接触するものです。これらの製品が意図通りに治療促進効果を発揮するかどうか、また、長期的な使用下でも安全であるかな等を適切に評価し、個々の製品の品質、有効性及び安全性を確保するには、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査または登録認証機関による承認審査を通して確認する必要があります。こうした事情を踏まえ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて「管理医療機器」と指定されているものであり、「一般医療機器」にはなじまないものであると考えております。</p>	△	
310219001	31年2月19日	31年3月22日	31年4月24日	日雇派遣の原則禁止の見直し	<p>【提案の具体的内容】                      適正な雇用管理(例えば、日雇専門の派遣元責任者を選任すること、安全衛生管理体制や教育研修の徹底を図ることなどを義務付ける)を前提に、日雇派遣の原則禁止を見直すべき</p> <p>【提案理由】                      「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する厚生労働省からの回答(平成29年分)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容となっている。本業界については、平成27年度分から同じ回答が繰り返されており、全く前進していない状況である。早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。検討にあたっては、以下の通り要望する。</p> <p>労働者派遣法では、労働者の雇用の安定を図るため、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する日雇派遣を原則禁止している。例外として、雇用機会の確保が困難であると認められる労働者(高齢者、若年学生、副業として従事する者、主たる生計者でない者)の雇用の継続等を図る場合等としている。多様な働き方が進展する中で、「短期的に働きたい」「短期的に労働力を確保したい」など労使双方にニーズが強いことに加えて、家計補助のために働く主婦層や、就職活動中のつなぎ収入を得るために日雇派遣を利用していた求職者の多くが、年収制限が足かせとなり就業機会を喪失している。雇用の機会の拡大に向けて、例えば、年収制限の引下げや適正な雇用管理を前提に日雇派遣の原則禁止を見直すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>労働者派遣法では、                      ①その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理・支援を及ぼすおそれがない業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合                      ②雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、日雇労働者についての労働者派遣は禁止されています。</p> <p>○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4第1項                      ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条</p>	検討中着手	<p>日雇派遣の原則禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っています。なお、平成24年労働者派遣法改正法の規定については、労働政策審議会労働力需給制度部会において検討が行われた結果、平成26年1月29日の建議において、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行うことが適当とされました。これを踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討が行われます。</p>		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
310219002	31年2月19日	31年3月22日	31年4月24日	グループ企業内派遣規制の廃止	<p>【提案の具体的内容】 グループ企業内派遣規制を廃止すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する厚生労働者からの回答(平成29年度分)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容となっている。本要望については、平成27年度分から同じ回答が繰り返されており、全く前進していない状況である。早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。検討にあたっては、以下の通り要望する。</p> <p>労働者派遣法では、労働市場における需給調整機能が果たされるように、グループ企業内の派遣会社が当該グループ企業に派遣できる割合を8割以下に制限している。しかしながら、グループ企業内での派遣について、制限を設けずに積極活用することは、企業・派遣労働者の双方にとって有益である。専門知識を有した人材がグループ内で活躍することは、グループ全体の競争力強化に有効である。グループ企業内での派遣は、派遣先の経営実態や組織事情を熟知していることが前提にあり、高度な就労マッチングや派遣後の就業状況の詳細な把握も可能である。個々の労働者、とりわけ技術者のスキルアップには、グループ内の様々な企業でのOJT等を通じた能力開発や経験の蓄積が効果的である。グループ企業内であれば、福利厚生施策を利用しやすいなどのメリットも大きい。</p> <p>一方で、一般の同一労働同一賃金の法改正の趣旨を踏まえれば、労働条件を引下げるために派遣契約に切り替えるといった、悪質なグループ派遣を行うことが困難な状況になる。</p> <p>グループ企業の退職者以外を派遣労働者として採用し、業務の繁閑に応じてグループ内で派遣することは、適切な需給調整を確保し、雇用の拡大につながる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが困難な場合もある。</p> <p>以上に加えて、本規制については、合理性の面で「100分の80」という数字の根拠が薄弱であり、連結決算を採用しているか否か、採用しているとしても、どの会計基準を採用しているかによって「関係派遣先」の範囲が異なるといった問題も抱えていることから、廃止すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、派遣元事業主は、グループ企業に労働者派遣をするときは、その派遣割合が100分の80以下となるようにしなければならないことを規定しています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2	検討に着手	グループ企業内の派遣割合の規制については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っています。		
310219003	31年2月19日	31年3月22日	31年4月24日	離職後1年以内の労働者派遣の禁止の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 離職後1年以内の労働者派遣の禁止を撤廃すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する厚生労働者からの回答(平成29年度分)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容となっている。本要望については、平成27年度分から同じ回答が繰り返されており、全く前進していない状況である。早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。検討にあたっては、以下の通り要望する。</p> <p>労働者派遣法は、派遣を悪用した労働条件の引下げを予防するために、離職1年以内に元の勤務先に派遣することを禁止している。このため、自らの意思で離職した者や過去に有期契約により短期就業した者であっても、離職後1年以内であれば在籍していた企業で派遣労働者として働くことができない。このような状況は、就業希望者のニーズに反しており、労働者保護と逆行することになるばかりか、就業機会そのものを阻害していることから撤廃すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、派遣先は、労働者派遣を受け入れようとする場合に、その労働者派遣に係る派遣労働者がその派遣先を離職した者であるときは、その離職の日から起算して1年を経過する日までの間は、その派遣労働者を受け入れてはならないことを規定しています。	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の5、第40条の9 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第33条の10	検討に着手	離職後1年以内の労働者の労働者派遣の禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っています。		
310219004	31年2月19日	31年3月22日	31年4月24日	労働契約申込みなし制度の撤廃	<p>【提案の具体的内容】 採用の自由、労働契約の合意原則の観点から問題があるため、労働契約申込みなし制度を撤廃すべき</p> <p>【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する厚生労働者からの回答(平成29年度分)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容となっている。本要望については、平成27年度分から同じ回答が繰り返されており、全く前進していない状況である。早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。検討にあたっては、以下の通り要望する。</p> <p>一定の違法派遣に該当した場合、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとならず、「労働契約申込みなし」制度が2015年10月1日から施行されている。本制度は、労働契約の合意原則に反するとともに、採用の自由を阻害する内容となっている。特に、派遣先の違法性の判断について、偽装請負に関しては各労働局、指導官による見解の相違が予測され、予測可能性が低いうえで、同制度が適用とならない当該事項に該当することを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がなかったときについては、派遣先がそれを立証することが困難である。</p> <p>以上から、労働契約の申込みなし制度は撤廃すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、労働者派遣を受ける者等が、 ①派遣労働者を労働者派遣事業の適用除外業務に従事させた場合 ②無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合 ③期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合 ④労働者派遣法等の規定の遵守を免れる目的で行われるいわゆる偽装請負の場合のいずれかの場合には、その行為が1〜④に該当することをその者が知らず、かつ知らなかったことについて無過失であるときを除き、その時点において、労働者派遣を受ける者からその労働者派遣に係る派遣労働者に対して、その時点におけるその労働者派遣に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなすことを規定しています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6	検討に着手	労働契約申込みなし制度については、平成24年の労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑な施行に努めるとともに、施行状況についての情報の蓄積を図っています。		



# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の必要を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
310219005	31年2月19日	31年3月22日	31年4月24日	派遣労働者の被保険者証の写し等の提示・送付に関する見直し	<p>【提案の具体的内容】                      派遣元事業主から派遣先に対して、派遣労働者の健康保険・厚生年金保険・雇用保険の被保険者証等の写しを提示または送付する仕組みについては、例えば、派遣先からの要望があった場合に限定するなど見直しを図るべき</p> <p>【提案理由】                      「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する厚生労働省からの回答(平成29年度分)では、派遣先が社会・労働保険の加入の事実を確認できるようにすることで、派遣労働者の適正な加入を促進するためであり、要件緩和は適当ではないとの理由から、「対応不可」とされたが、以下の理由から再要請する。                      派遣元においては、健康保険・厚生年金保険・雇用保険の被保険者証の写しを用意することは現実的には不可能であるため、派遣元は各種保険の加入申請を行った機関それぞれから、加入手続きが終了した旨の通知(加入対象者のリスト)から当該派遣労働者を抽出した上で、当該派遣労働者の個人情報に加えて対象外の加入者情報を全て黒塗りし、これを個別の派遣先に提示または送付する代替手段を選択することとなる。この一連の作業は派遣元に莫大な事務負担を強いており、また、個人情報を取り扱うことから常に情報漏洩リスクがある。                      派遣先においても、派遣元より送付されてくる3点の加入証明を都度、派遣先管理台帳と付き合わせ、個人情報として保管および廃棄をする特別な業務が生じており、その負担は非常に重い。                      派遣元・派遣先の両者が派遣労働者の社会・労働保険の適正な加入を促進することは、今後も継続して努力していくが、労働者の社会・労働保険への適正な加入を図るなどの監督業務は、本来、当該監督官庁にあり、派遣労働者の社会・労働保険の加入についても、派遣元と厚生労働省の確認業務とすべきである。                      派遣先として派遣元に確認すべきことは、当該派遣労働者の各種保険の加入有無(未加入の場合はその理由)までで十分であり、被保険者証等の写しまでを確認する必要はなく、2015年の派遣法改正より前の規定に戻すべきと考ええる。                      一方、派遣元による当該派遣労働者の各種保険の加入有無の報告に関する真偽確認については、厚生労働省が担うべきと考ええる(厚生労働省はマイナンバーの活用などにより加入状況の把握が可能と考ええる)。                      要望が実現した場合、派遣先・派遣元の事務負担を排除することができることに加えて、派遣労働者の個人情報の漏洩リスクも回避できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>労働者派遣法では、派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、派遣労働者の健康保険・厚生年金保険・雇用保険(以下「社会・労働保険」という。)の被保険者資格の取得の有無に関する事項を派遣先に通知することを規定しています。                      また、労働者派遣法施行規則では、当該事項の詳細を規定しており、具体的には、社会・労働保険の被保険者資格取得届が行政機関に提出されていることの有無、これらの書類が提出されていない場合にはその具体的な理由を通知しなければならないことを規定しています。                      さらに、労働者派遣法施行規則では、派遣元事業主は、これらの書類が提出されている場合にはその事実を証する書類を派遣先に提示しなければならないことを規定しており、労働者派遣事業関係業務取扱要領において、当該書類として、原則として派遣労働者の同意を得た上で、被保険者証等の写し等を提示することを示しています。                      なお、派遣労働者本人の同意が得られなかった場合には、生年月日、年齢等を黒塗りする等、個人情報に配慮することが適当であることを示しています。</p>	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律第35条第1項第4号 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律施行規則第27条第4項、第27条の2 ○労働者派遣事業関係業務取扱要領第7、18	対応不可	派遣元事業主に対し、派遣労働者の社会・労働保険の被保険者資格の取得の有無を証する書類としての被保険者証等を派遣先に提示することを求めているのは、派遣先が社会・労働保険の加入の事実を確認できるようにすることで、派遣労働者の社会・労働保険の適正な加入を促進するためです。引き続き、社会・労働保険の適正な加入を促進していくためにも、派遣先からの要望があった場合に限り、被保険者証等の提示を派遣元事業主に求めることは適当ではないと考えています。その上で、行政としても、許可申請時に雇用保険等の被保険者資格を確認するなど、社会・労働保険の適正な加入の促進に向けた取組を進めていきます。
310219006	31年2月19日	31年3月22日	31年4月24日	労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準見直し	<p>【提案の具体的内容】                      アジャイル開発等の非ウォーターフォール型システム開発の過程で行われる、発注者や委託先との直接的な意思疎通や協働は、お互いのノウハウやアイデアを共有することが目的であり、現行の法制下における、偽装請負と判断される「直接的な作業指示」にあたらなないということを解釈として明確(Q&amp;Aに追加)にすべき</p> <p>【提案理由】                      顧客のニーズの多様化と市場変化のスピードが加速する中、従来の開発手法(ウォーターフォール型)では、支障をきたす状況が出てきている。そのため、短期間でトライ&amp;エラーを繰り返すアジャイル開発が行われており、発注者や委託先などと綿密な意思疎通の下で協働が頻繁に発生している。                      現行法制下では、かかる意思疎通および協働について、直接的な作業指示とみなされ、偽装請負と判断される恐れがある。一方、これを派遣契約に切り替えた場合、開発の一部を再委託していることから二重派遣になる恐れがある。また、そういった外部委託先(Sierや個人事業主)は小規模企業や新興企業である場合が多く、派遣事業の許認可を有していないことから、派遣契約に切り替えることは現実的ではない。                      そこで、現行法制下において偽装請負と指摘されないよう、発注者や委託者、委託先との打ち合わせには、管理責任者を出席させているなど、発注者・受託者間のコミュニケーションルールの配慮と対策に多くの費用と時間を費やさざるを得ず、先進的かつスピード感のあるアジャイル開発の恩恵やメリットを享受できていない現状がある。                      さらに、こうした開発に関わる委託先は、小規模企業や新興企業であるため、常にこうしたコミュニケーション体制を作ることが困難である。                      政府として、新技術の創出や起業を促進していることから、発展の足枷になるような規制は見直すべきである。                      要望が実現した場合、付加価値の高い成果物を効率的に生み出す開発手法が幅広く波及し、日本の生産性向上に繋がることを期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	<p>労働者派遣法では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいいます。                      また、労働者派遣法第3号(以下「3号告示」という。)により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(以下「37号告示」という。)により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示(以下「37号告示」という。)に基づき、実態に即して判断されます。</p>	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律第2条第1号及び第3号 ○労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	対応不可	御指摘の「アジャイル開発等の非ウォーターフォール型システム開発」における意思疎通等について、一律、偽装請負に該当しないことを明確であり、37号告示に基づき、実態に即して判断されるものです。

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310219007	31年2月19日	31年3月22日	31年4月24日	労働保険事務組合の受託範囲の見直し	<p>【提案の具体的内容】 労働保険事務組合が受託できる範囲が「隣接する都道府県まで」としている規定を見直し、例えばエリア・ブロックごとの対応も可能とすべき</p> <p>【提案理由】 労働保険事務組合に委託できる事業主の範囲は、「原則として、労働保険事務組合の主たる事務所がある都道府県に、主たる事務所を置く事業主」としたし、事務処理体制等に問題がないと認められる場合は、隣接する都道府県に主たる事務所を持つ事業主が、全体の20%以内である場合には、例外的に認められる」という規定がある。 コンビニエンスストアの本部企業などは、新しくコンビニエンスストアを営営する事業主に対して、雇用保険の被保険者加入手続きや労災保険の特別加入等について、労働保険事務組合の認可を受ける商工会議所や社会保険労務士などを紹介しているもの、労務関連の認識が低い経営者は手続きを怠ってしまうことが多い。そこで、別の目的で既に設置されている共済会などの事業主団体が事業の一環として、労働保険の事務手続きを一括して行うようなことを検討したものの、現行の規制のままであれば、事務組合が受託できるのは、隣接する都道府県の事業主の手続きまでしかできないため、広域に会員事業主がいる場合、複数の労働保険事務組合を各地に設置することが必要となる。 労働保険の電子申請化が進む現状を踏まえると、「事務処理が可能な範囲」として、隣接している都道府県だけを限定する合理性がない。 要望が実現した場合、労働保険の適正な加入手続き、労働保険料の迅速な納付など一層の法令遵守が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第33条 同法施行規則第62条第3項、第69条	検討を予定	労働保険事務組合は、事業協同組合や商工会等の地域の事業主団体を主体としており、中小事業主の利便性確保の観点からも空白地帯が生じないよう各地域に存在することが重要と考えています。頂上ご意見につきましては、関係者の意見を踏まえ検討し、今年度内に一定の結論を得るようしてまいります。			
310227003	31年2月27日	31年3月22日	31年4月24日	認知症介護研修について	<p>【規制の内容】 認知症介護研修の主催者要件や教室要件が限定的である。</p> <p>【規制によって惹起されている問題】 一連の認知症介護研修の開講回数が少なく介護人材育成の足かせになっている 一開講にあわせてシフト調整をしたり、他の都道府県まで出張受講することもあり、労務工数、費用がかさむ</p> <p>【提案内容】 認知症介護研修のなかでも、基礎研修、実践者研修、管理者研修、計画作成担当者研修についてはweb受講やeラーニングができるように緩和</p> <p>【提言により期待される定性・定量効果】 認知症介護について専門性の高い介護人材の養成が進展する 人員要件を満たすために地域密着型サービスの開設を遅らせる事態が減り地域包括ケアシステムの充実に貢献する</p>	インフィックス株式会社	厚生労働省	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び人員に関する基準」に規定する厚生労働大臣が指定する者及び研修に規定する研修について平成24年3月16日 老高発0316第2号・ 老振発0316第2号・ 老老発0316第6号	検討し着手	平成31年度老人保健健康増進等事業において、自治体等がeラーニングを導入する際の課題を明らかにし、導入する方策について検討を行う予定です。			
310227004	31年2月27日	31年3月22日	31年4月24日	介護・福祉従事者の待遇・職場環境改善に関して	<p>【規制の内容】 介護職員処遇改善加算に関して、医療保険制度下の施設等は対象外</p> <p>【規制によって惹起されている問題】 医療保険制度下の介護職員に対して、事業者側が自費で処遇改善手当を負担する必要がある。</p> <p>【提案内容】 医療保険制度下においても、介護職員処遇改善加算の設定が出来ないか？もしくは、介護療養病床から医療療養病床転換時における期間限定での設定が可能か？</p> <p>【提言により期待される定性・定量効果】 事業者側の費用削減に繋がりが利用者へのサービス向上、スタッフへの福利厚生を含めた待遇改善が期待される。</p>	医療法人社団英吾会	厚生労働省	・診療報酬の算定方法 平成20年3月5日厚生労働省告示第59号(最終改正 平成30年3月5日厚生労働省告示第4号) ・指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)等	対応不可	<医療保険> 医療機関は医療を提供しているという性質上、介護施設とは職員の構成や提供するサービスの内容が異なっています。医療を提供している医療機関においては様々な方が看護補助者として勤務しており、診療報酬においては看護補助者を多く配置した場合に加算による評価を行っており、平成30年度診療報酬改定において評価の引き上げを行いました。医療機関においては看護補助加算を積極的に活用いただき、看護補助者を含めた看護職員の負担軽減や処遇改善を図っていただくようお願いいたします。 <介護保険> 介護療養病床から医療療養病床に転換した施設は、適用される介護保険から医療保険に変更されます。それぞれ負担と給付が明確な社会保険方式で運営されるものであり、介護保険における介護職員処遇改善加算を医療療養病床に適用することは、保険制度を超えた対応となることから困難です。			
310329003	31年3月29日	元年6月18日	元年8月28日	共済組合(国家公務員、地方公務員、私立学校教職員)の医療保険事務手続の社会保険労務士への開放	<p>社会保険労務士の業務範囲は、社会保険労務士法第2条、別表第1で定められている。 別表第1には、各種共済組合法は含まれていないので、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は社会保険労務士は取り扱えないことになる。 しかしながら、上記の事務手続は、社会保険労務士が取り扱える健康保険法に基づく健康保険事務手続と類似しており、また共済組合も社会保険労務士が取り扱うことを容認している事例もある。 よって、共済組合(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する事務手続は行政書士の独占業務ではなく、社会保険労務士の独占業務であることを明確化すべきである。</p>	個人	総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省	行政書士法第1条の2第1項に定められているとおり、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業としています。 また、行政書士法第1条の2第2項において、行政書士は、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないと定められていますが、本提案については、他の法律において制限されている業務には当たらず、行政書士が行う業務となっています。 社会保険労務士法第2条第1項第1号から第1号の3において社会保険労務士法別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づいて申請書等を作成すること等、第2号において労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成すること、第3号において事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること等が社会保険労務士の業務とされています。	行政書士法第1条の2 社会保険労務士法第2条第1項	対応不可	各種共済組合法に基づく共済組合等(国家公務員、地方公務員等、私立学校教職員)の医療保険に関する申請書等の作成等の事務は、社会保険労務士法別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成等に含まれる事務ではないため、社会保険労務士が業として行う事務ではありません。なお、共済組合や組合員等の手続に関する相談に応じ、手続上の留意点等についてアドバイスすることは、社会保険労務士法第2条第1項第3号の事業における労務管理その他の労働に関する事項について相談に応じ、又は指導することに該当し、社会保険労務士が行うことができます。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項  
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310329004	31年3月29日	元年6月16日	元年8月28日	企業年金基金の事務手続の社会保険労務士への開放	<p>社会保険労務士の業務範囲は、社会保険労務士法第2条、別表第1で定められている。</p> <p>別表第1には、確定給付企業年金法は含まれていないので、企業年金基金の事務手続は社会保険労務士は取り扱えないことになる。</p> <p>しかしながら、上記の事務手続は、社会保険労務士が取り扱える厚生年金保険法に基づく厚生年金事務手続と酷似しており、また企業年金基金も社会保険労務士が取り扱うことを容認している事例もある。</p> <p>よって、企業年金基金の事務手続は行政書士の独占業務ではなく、社会保険労務士の独占業務であることを明確化すべきである。</p>	個人	厚生労働省 総務省	<p>行政書士法第1条の2第1項に定められているとおり、行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業としています。</p> <p>また、行政書士法第1条の2第2項において、行政書士は、他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができないと定められていますが、本提案については、他の法律において制限されている業務には当たらず、行政書士が行う業務となっています。</p> <p>社会保険労務士法第2条第1項第1号から第1号の3において社会保険労務士法別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づいて申請書等を作成すること等、第2号において労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類を作成すること、第3号において事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること等が社会保険労務士の業務とされています。</p>	行政書士法第1条の2 社会保険労務士法第2条第1項	対応不可	<p>確定給付企業年金法に基づく企業年金基金に関する申請書等の作成等の事務は、社会保険労務士法別表第1に掲げる労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成等に含まれる事務ではないため、社会保険労務士が業として行う事務ではありません。</p> <p>なお、企業年金基金や事業主の手続に関する相談に応じ、手続上の留意点等についてアドバイスすることは、社会保険労務士法第2条第1項第3号の事業における労務管理その他の労働に関する事項について相談に応じ、又は指導することに該当し、社会保険労務士が行うことができます。</p>		